

「町田市景観計画」の改定について

1 趣旨・背景

2009年に策定した「町田市景観計画」（以下、「計画」という。）について、「まちだ未来づくりビジョン2040」や「町田市都市づくりのマスタープラン」等の上位関連計画に示す将来像を景観の視点から実現し、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを更に推進するため、改定しました。

2 策定の経過

2022年	3月	「町田市の景観施策のあり方」について「町田市景観審議会」（以下、「審議会」という。）へ諮問
	10月	審議会から答申を受領 計画改定について審議会へ諮問
2023年	5月	計画改定の方向性とりまとめ
	5月～6月	市民意見募集（7月結果公表）
	9月	審議会から答申を受領
	9月～10月	パブリックコメント（12月結果公表）
2024年	3月	策定・公表

3 改定「町田市景観計画」の内容について【別添資料1・2参照】

審議会からの答申及びパブリックコメント等の実施結果を踏まえて、別添のとおり、計画を改定しました。

町田市景観計画の改定概要

今回の町田市景観計画の改定は、現行計画において、基本理念や基本目標等を示す序章から第 3 章までの「景観づくりの考え方」を継承し、第 4 章から第 6 章の具体的な景観施策を示す「景観づくりの実現化方策」を中心に見直します。

また、(仮称)町田市屋外広告物条例の制定を踏まえて、第 5 章を「広告物の表示等による景観づくり」と「景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり」に分けるとともに、章の標題をわかりやすい表現に改めました。

現在	改正後
序章 良好な町田市の景観づくりを目指して	序章 良好な町田市の景観づくりを目指して
第 1 章 町田市の景観の特徴	第 1 章 町田市の景観の特徴
第 2 章 町田市の景観づくりの基本的な方針	第 2 章 町田市の景観づくりの基本的な方針
第 3 章 地域別の景観づくりの方針	第 3 章 地域別の景観づくりの方針
第 4 章 届出制度による景観づくり	第 4 章 届出制度による景観づくり
第 5 章 景観法に基づくその他の方針等	第 5 章 広告物等による景観づくり
	第 6 章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり
第 6 章 計画の推進・管理	第 7 章 景観計画の実現に向けて

改定

■各章ごとの主な改定内容は、以下の通りです。

第 4 章 届出制度による景観づくり

現行の景観計画では、一定規模以上の建築物の新築等を行う場合に景観法に基づく届出を求めています。届出にあたっては、景観づくりの特徴に合わせて市内を「3つの景観形成ゾーン」と「3つの景観形成誘導地区」に分け、これに応じた「届出が必要な行為」と「景観形成基準」を設定し、景観形成を図っています。

今回の改定では、周辺環境に応じたきめ細かな景観誘導を更に推進するため、以下の項目を追加しました。

構成	主な改定事項	参照ページ
第 4 章 届出制度による 景観づくり	【景観形成ゾーンの見直し】 ・「町田市都市づくりのマスタープラン」に定める町田駅周辺の商業業務地（都市拠点）の範囲を、住まい共生ゾーンから「にぎわいゾーン」の区域に変更しました。	p.134
	【地域特性に応じた景観形成基準を追加】 ・「拠点駅の周辺等」では、歩いていて楽しく、思わず出歩きたくなるような、活動や交流を促す空間づくりを誘導する基準を追加しました。 ・「住宅地」では、ゆとりや潤いの感じられる居心地の良いまち並みを守り育てるため、道路等の公共空間から人の目線で見える位置に緑化を誘導する基準を追加しました。（全域共通）	p.119 p.120 p.120

構成	主な改定事項	参照 ページ
	【近年設置が増加している設備等を届出対象行為に追加】 <ul style="list-style-type: none"> ・「コンテナ倉庫」※1 を届出対象とし、景観形成基準を設定しました。 ・地上に設置するパネル面積 200 m²以上の「太陽光発電設備」※2 を届出対象とし、景観形成基準を設定しました。 ・地上に設置する高さ 15m 以上の「携帯電話基地局」※2 を届出対象とし、景観形成基準を設定しました。 	p.122 p.155 p.123 p.155 p.124 p.155
	【事前協議制度の追加】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地の取引段階で景観づくりの考え方を売主を通じて、買主に伝えます。 ・一定規模以上の建築行為等については、計画が変更できる段階において事業者等と事前協議を実施します。 ・景観上重要なものは、「景観アドバイザー」を交えた事前協議を事業者等と行います。 	p.156 p.157

※1 倉庫業を営むもの、その内部を倉庫として賃貸するものが対象となります。

※2 建築物に付属するものは、建築物の建築等の届出において誘導します。

第5章 広告物等による景観づくり

広告物等は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素であることから、今回の改定にあたり一つの章として整理し、屋外広告物の表示等に関する配慮の考え方を示しました。

構成	主な改定事項	参照 ページ
第5章 広告物等による 景観づくり	【特定屋内広告物の表示の考え方を明記】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定屋内広告物（窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して屋外に表示される広告物）について、その表示に関する配慮事項を新たに示しました。 	p.164
	【事前協議制度の追加】 <ul style="list-style-type: none"> ・広告物等を表示等するまでの手続きの流れ（事前協議、許可申請）について、具体的な説明を追加しました。 	p.165

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

現行の景観計画では、市民意見等をもとに、市の景観づくりにとって重要な公共施設として、「薬師池公園」、「小野路宿通り」、「町田駅前通り」の3つを、景観法に基づく「景観重要公共施設」に指定しています。

今回の改定では、現行の景観計画で指定している薬師池公園について、隣接する「薬師池西公園」の開園（2020年）を受け、記載内容を更新しました。

また、多摩都市モノレール町田方面延伸のルートが選定（2021年）されたことを踏まえて、将来的な景観重要公共施設指定の考え方を示しました。

構成	主な改定事項	参照 ページ
第 6 章 景観重要 建造物、樹木、 公共施設の 指定等による 景観づくり	【景観重要公共施設の更新】 ・既に景観重要公共施設（景観重要都市公園）に位置づけている「薬師池公園」について、隣接する「薬師池西公園」の範囲を加え、一体的な景観の維持と創出を目指します。	p.170 p.171
	【多摩都市モノレール町田方面延伸の景観上の考え方を追加】 ・多摩都市モノレール町田方面延伸を見据え、将来的に道路等を景観重要公共施設に位置づける際の景観づくりの考え方を記載しました。	p.172 p.173

第 7 章 景観計画の実現に向けて

現行の景観計画では、市民・事業者・行政の連携や具体的な景観づくりの実践等について示しています。

今回の改定では、更なる連携や具体的な景観づくりを推進するため、以下の実践施策を位置づけました。

構成	主な改定事項	参照 ページ
第 7 章 景観計画の 実現に向けて	【景観づくり市民推進員の仕組みを創設】 ・これまでの「景観づくり市民サポーター」の制度を参考にしながら、市民と行政との協働をさらに強化し、協働による景観づくりを継続的に取り組める仕組みとして「景観づくり市民推進委員」制度を創設しました。	p.177
	【公共事業による景観形成をさらに推進】 ・行政が率先して良好な景観づくりを実践するため、公共事業について、事業の構想段階から景観協議を開始するなど、より効果的な運用を図ります。	p.179
	【官民連携による景観づくりをさらに推進】 ・拠点的市街地等においては、早期に景観づくりの考え方を共有し、整備後の使われ方を踏まえた魅力的な景観づくりに向けて、官民が連携して取り組むことをさらに推進します。	p.180 p.181



町田市 景観計画

～生活風景に魅力と豊かさを
感じられるまちを目指して～

2024年3月 町田市

“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指して



町田市は、先人たちから引き継いできた多摩丘陵の自然豊かな風景をはじめ、古くから「商都まちだ」として栄えた町田駅周辺の賑わい、地域それぞれの成り立ちに応じた住宅地の街並みなど、表情豊かな景観を有しています。

この美しく貴重な“町田の景観”を保ち、さらに発展させるため、2009年に“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指し、「町田市景観計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画策定以降も、景観づくりに係る指針やガイドラインを定め、多くの皆様にご協力をいただきながら、景観の創造に努めています。

近年のライフスタイルの多様化やデジタル化の進展は、私たちの生活や公共空間での過ごし方に様々な変化をもたらしています。中心市街地においては、買い物のみならず、楽しく心地良い時間を過ごすための場所へと変貌しています。また、まちの案内役である屋外広告物には、大型ビジョンや電子看板といったデジタルサイネージが加わり、まちを一層鮮やかに彩り、まちの風景に新たな要素として大きく関わっています。

そこで、本計画を改定し、建築物や公共空間について、人々の活動や交流が生まれる空間づくりへの誘導を図ります。また、屋外広告物などの設置に関しても、周囲の環境や特性に合わせた配慮を求め、街並みとの調和を図ります。

これまで守ってきた町田市ならではの風景を継承していくことはもちろんのこと、人々が憩い、賑わう風景や、思わず出歩きたくなるような景観づくりに、市民や事業者の皆様と共有して取り組んでまいります。そして、表情豊かな“町田市の景観”が次世代に引き継がれるよう努めてまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様、町田市景観審議会の委員をはじめとした関係者の皆様に対して、心から厚く御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月
町田市長 石坂 丈一

目次/全体構成

1. 景観づくりの考え方

序章

良好な町田市の景観づくりを目指して

- 1 計画策定の背景と必要性
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象区域
- 4 町田市の現状と動向
- 5 景観づくりの基本的な視角
- 6 取り組みの基本姿勢
- 7 景観づくりの進め方

市が景観づくりに取り組む際の基本姿勢などを示しています。

p5

第1章

町田市の景観の特徴

1 町田市の特徴的な景観の要素

市の景観の特徴を4つの要素ごとに示しています。



自然景観



まち並み景観



文化的・歴史的景観



生活・活動の景観

p23

第2章

町田市の景観づくりの基本的な方針

1 基本理念 / 2 基本目標 / 3 重点目標・個別目標

魅力的な景観づくりを行うための基本的な方針を示しています。

【基本目標Ⅰ】

自然の風景を守り育てる

【基本目標Ⅱ】

だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる



【基本理念】

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

【基本目標Ⅲ】

先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

【基本目標Ⅳ】

次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

p43

第3章

地域別の景観づくりの方針

1 地域分類と構成 / 2 地域別の景観づくりの方針について

市内を8つの地域に分け、地域の景観の特徴や景観づくりの考え方を示しています。



p57

2. 景観づくりの実現化方策

第4章

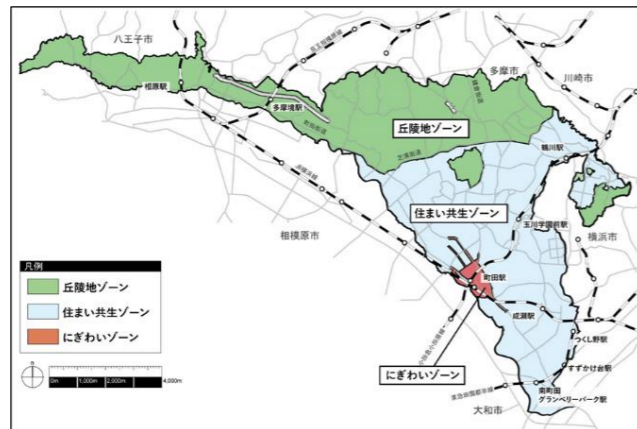
届出制度による景観づくり

- 1 届出制度による景観づくり / 2 町田市全域共通の基準等
- 3 景観形成ゾーンの基準等 / 4 景観形成誘導地区の基準等
- 5 建築物等における色彩の基準 / 6 届出（通知）を要する行為
- 7 事前協議、届出の流れ

景観法に基づく届出（通知）が義務づけられる行為と、景観誘導の基準などを示しています。

- 景観形成ゾーン
・丘陵地ゾーン
・住まい共生ゾーン
・にぎわいゾーン

- 景観形成誘導地区
・小野路宿通り
・町田駅前通り
・多摩境通り



届出制度に係る方針や基準などは、より良い景観づくりの実現のために、届出（通知）の対象とならない規模の小さい建築行為などについても、配慮いただきたい事項として定めているものです。

p113

第5章

広告物等による景観づくり

- 1 広告物等に関する考え方
- 2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
- 3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項
- 4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

地域特性に応じた景観を形成していくために、広告物等に関する考え方や配慮事項などを示しています。

- 商店街の魅力を高める広告



p159

第6章

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

- 1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の位置づけ等

より良い景観づくりを進めていくために、景観法に基づく制度について指定や活用の方針などを示しています。

- 薬師池西公園



p167

第7章

景観計画の実現に向けて

- 1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み
- 2 計画の定期的な評価・検証

より良い景観づくりを進めていくために、今後、市民・事業者・行政が連携して取り組む景観づくりの施策を示しています。

(1)景観づくり市民活動の推進

- 市民主体の景観づくり活動の支援
- 「(仮称)景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり

(3)公共事業による景観づくり

- 町田市公共事業景観形成指針の運用
- 多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

(4)官民連携による景観づくり

(2)事業者との協働による景観づくり

- 届出制度などによる景観づくり
- 屋外広告物を含めた景観づくり

(5)その他の景観づくりの推進

- 市公式ホームページやSNSを活用した情報発信
- 景観づくり講演会やワークショップなどの実施
- 景観賞の実施

p175

町田市景観計画の位置づけ

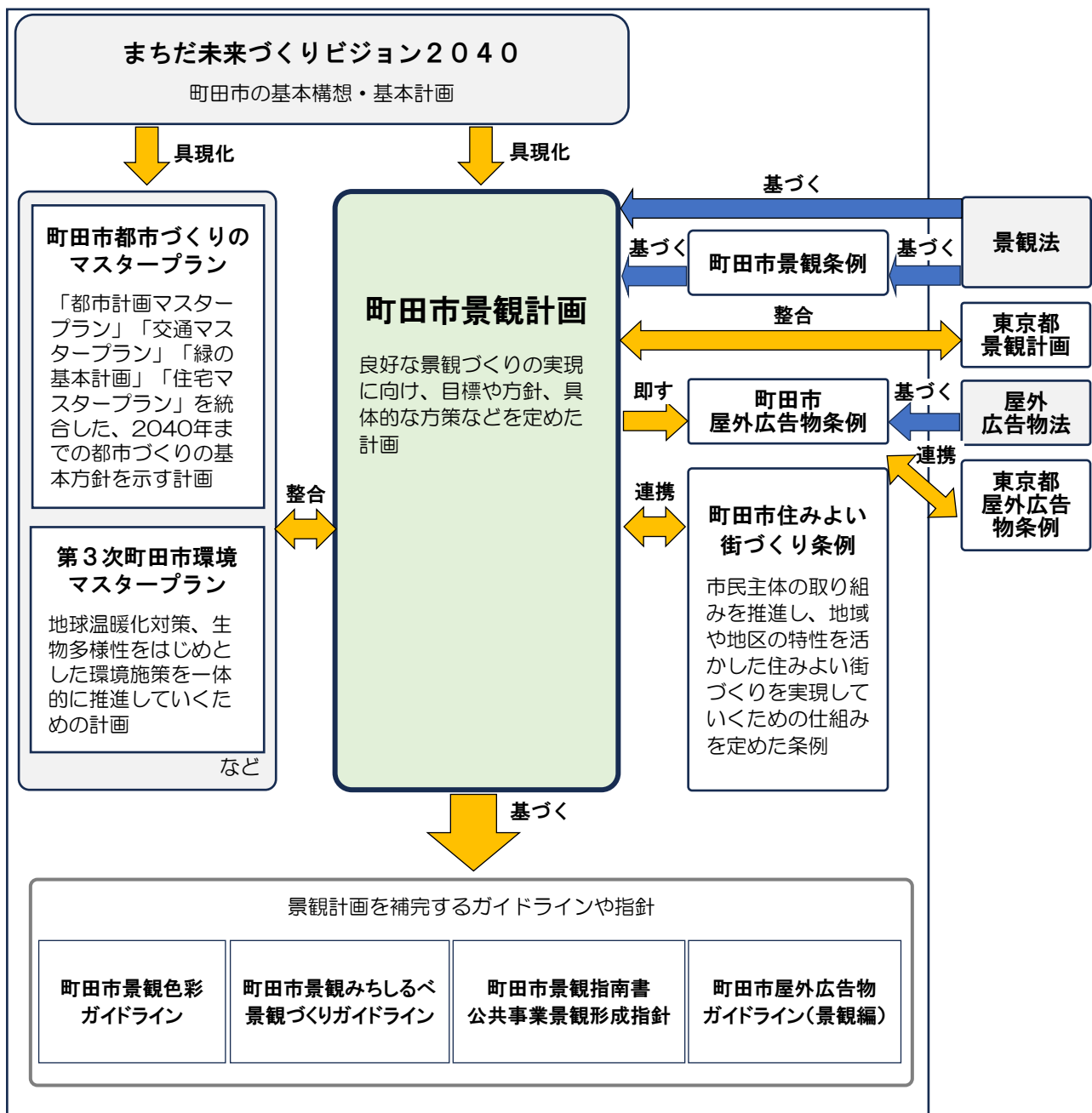
町田市景観計画は、「景観法」及び「町田市景観条例」に基づき、市の景観づくりに関する総合的な指針として定める計画であり、地域特性に応じた良好な景観の誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による景観づくりの取り組みを推進するものです。

本計画は、市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を具現化し、関連計画となる「町田市都市づくりのマスタープラン」や「第3次町田市環境マスタープラン」などとの整合を図っています。

このほか、「町田市屋外広告物条例」、「町田市住みよい街づくり条例」と連携を図り、一体的な景観づくりに取り組みます。

また、本計画に基づき、本計画に定める事項を補完する指針やガイドラインを定めて、市民や事業者などの皆様と具体的な景観づくりを進めます。

■市における「町田市景観計画」の位置づけ



町田市景観計画とSDGs

2022年3月に策定した「まちだ未来づくりビジョン2040」では、政策や施策の推進を通してSDGsの実現に貢献していくことを掲げています。

本計画は、「まちだ未来づくりビジョン2040」を具現化する計画として、持続可能な開発目標SDGsの実現に貢献しています。

SDGsの17の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々が健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		

出典：国土交通省資料、
まちだ未来づくりビジョン2040 2022年3月

景観づくりの考え方

序章

良好な町田市の景観づくりを目指して

- 1 計画策定の背景と必要性
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象区域
- 4 町田市の現状と動向
- 5 景観づくりの基本的な視点
- 6 取り組みの基本姿勢
- 7 景観づくりの進め方

第1章

町田市の景観の特徴

- 1 町田市の特徴的な景観の要素
 - (1) 自然景観
 - (2) まち並み景観
 - (3) 文化的・歴史的景観
 - (4) 生活・活動の景観

第2章

町田市の景観づくりの基本的な方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 重点目標・個別目標

第3章

地域別の景観づくりの方針

- 1 地域分類と構成
- 2 地域別の景観づくりの方針について
 - 相原・小山地域 小山田・小野路地域
 - 鶴川地域 忠生地域
 - 玉川学園地域 原町田地域
 - 成瀬地域 南町田地域

※ 序章から第3章までは、「町田市景観計画」を策定した2009年当時の表現になっているため、地名や施設名などが現在と異なる部分があります。

序 章

良好な町田市の景観づくりを目指して

目次

1	計画策定の背景と必要性	7
2	計画の期間	8
3	計画の対象区域	8
4	町田市の現状と動向	9
5	景観づくりの基本的な視点	16
6	取り組みの基本姿勢	17
7	景観づくりの進め方	21

序章 良好な町田市の景観づくりを目指して

はじめに

景観とは

「景観」とは、建物やまち並み、山の稜線、道路、木々のみどりなど、普段目にしている「風景」や「景色」を人々がどのように認識しているかを表す言葉です。

景観は、見た目の「美しさ」だけではなく、そのまちの表情や個性といった「健康の度合い」を表し、その場所の風の感触や、草木の香り、地面の踏み心地、にぎわい、日差しの暖かさ、なつかしさ、安心感など、五感で感じるさまざまな感覚や、地域の文化、風土とも深く関わっています。

町田市の景観づくり

町田市の景観は、それぞれの地域の多くの人々によって日々の生活と共に守られ、育まれてきました。

これからも地域で長い間守られてきた魅力的な景観を、地域で共有し、守り育てていくとともに、新たにつくられるものについては、その地域の資源や特徴に配慮して景観づくりを進めていくことが重要であると考えます。

景観づくりは、そうした地域への配慮の積み重ねによって、地域の魅力を高めていくことであると考えます。だれもがそれぞれの地域の景観に愛着を持ち、魅力的な景観を地域の共通の財産として次世代に引き継いでいくことを目指し、景観づくりに取り組みます。

1 計画策定の背景と必要性

町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、田畑や里山などのみどりが多くの人々の手によって引き継がれた豊かな自然環境を残しています。

一方、戦後の高度経済成長期の中で急速に市街化が進み、多くの住宅地がつくられ、それぞれの地域の成り立ちに応じて多様なまち並みが形成されています。

また、町田駅周辺は、幕末の頃から生糸の生産地と横浜とを結ぶ「絹の道」の要所として栄え、現在も町田市だけではなく周辺都市の商業の拠点として、「商都まちだ」を特徴づけるにぎわいのある景観が見られます。

このような、自然・歴史・文化・生活・経済活動を背景として培われてきた町田市の景観は、活発な市民の活動を中心につくられてきました。

それぞれの地域における景観の価値を、市民の誇りとして、継承し、創造していくためには、町田市独自の考え方をもち、積極的に景観づくりに取り組んでいく必要があります。

景観法^{※1}の施行により、地方公共団体が景観法に基づいて景観づくりを進めることが可能になり、基礎自治体である市が積極的に景観行政を担い、地域住民の意見を反映したきめ細かな景観づくりに取り組むことが求められています。

今後、町田市としてより良い景観づくりを進めていくために、「景観法」及び「町田市景観条例」^{※2}に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による独自の取り組みを推進する計画として、「町田市景観計画」を策定します。

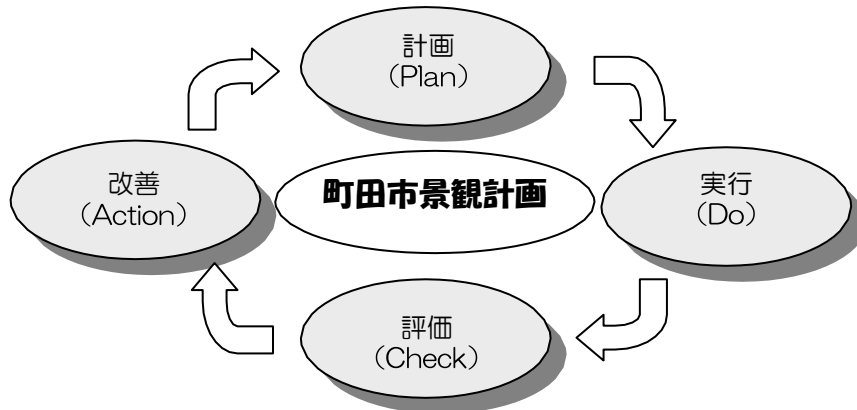


※1 景観法（平成16年法律第110号）：我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

※2 町田市景観条例（平成21年6月26日町田市条例第23号）：町田市の良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的とする。

2 計画の期間

本計画が想定する目標の時期は、おおむね2030年（令和12年）とします。その後も、社会状況などをふまえて見直しを図りながら、引き続き計画を運用していきます。なお、本計画第7章に示す「景観計画の実現に向けて」については、本計画の運用を行いながら、その評価・検証を行います。



3 計画の対象区域

市では、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）として市内全域を対象範囲と定めます。また、東京都および近隣地方公共団体と連携・協力しながら、良好な景観づくりを進めます。

4 町田市の現状と動向

(1) 町田市の概要

1) 地勢

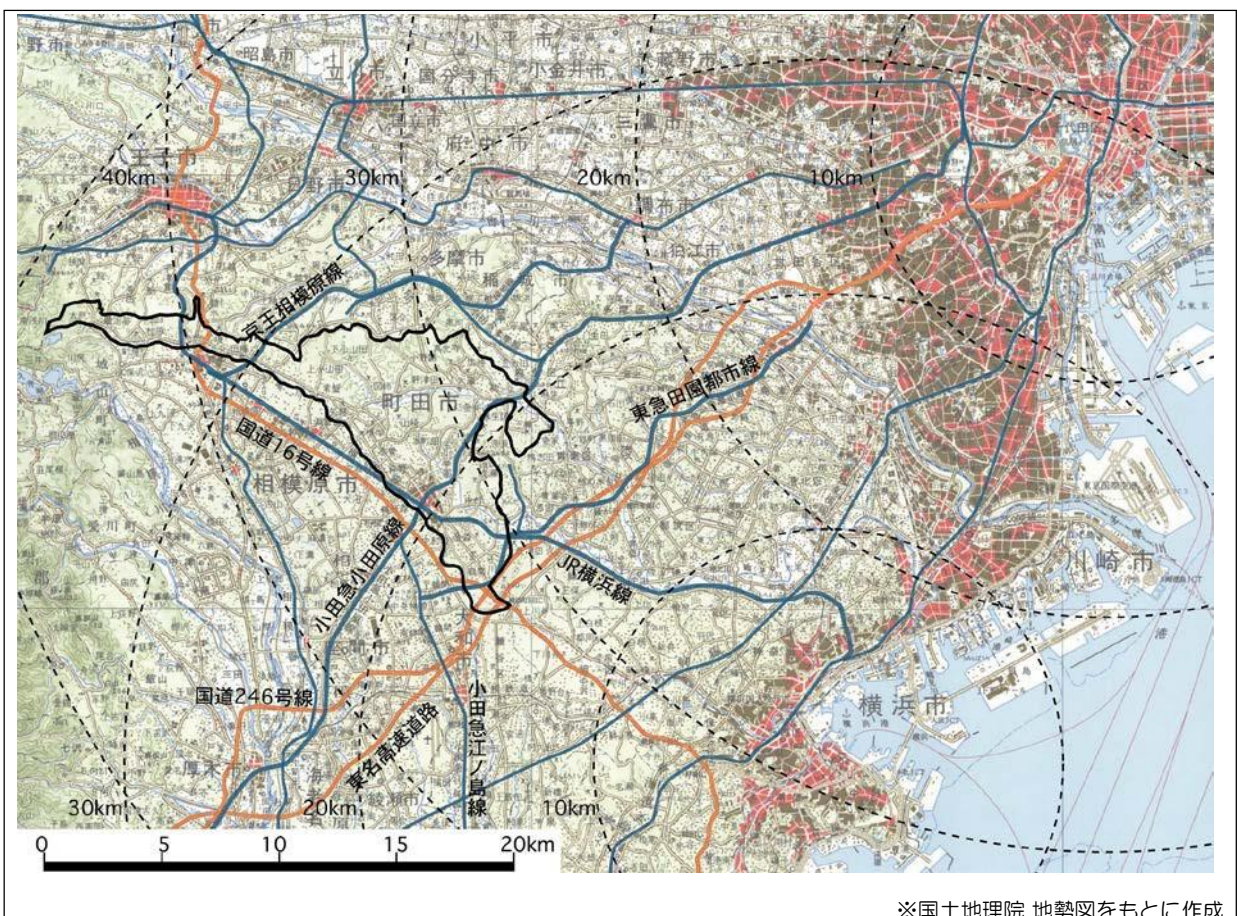
町田市は、都心からおよそ30～40km、横浜市中心部から20～30km圏にあり、北は多摩市、八王子市に接し、東京都から神奈川県に向かって半島状につきだした形状で、東を川崎市、南を横浜市、大和市、西を相模原市と接しています。

行政域では東京都の多摩地域の一つの市ですが、歴史的には神奈川県下の隣接地域と密接なつながりを持っています。

2009年時点では、面積は約7,163haであり、多摩地域（東京都のうち特別区と島しょを除く地域）の中では、奥多摩町、八王子市、檜原村、青梅市、あきる野市に続き6番目に大きく、東西に22.3km、南北に13.2kmあり、東西に伸びた形状をしています。

市内には、小田急小田原線をはじめJR横浜線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、東京や横浜と結ばれ、広域的な交通利便性は高く、また、幹線道路として東名高速道路、国道16号線、国道256号線が通るなど、交通環境に恵まれています。

■ 町田市の位置



※国土地理院 地勢図をもとに作成

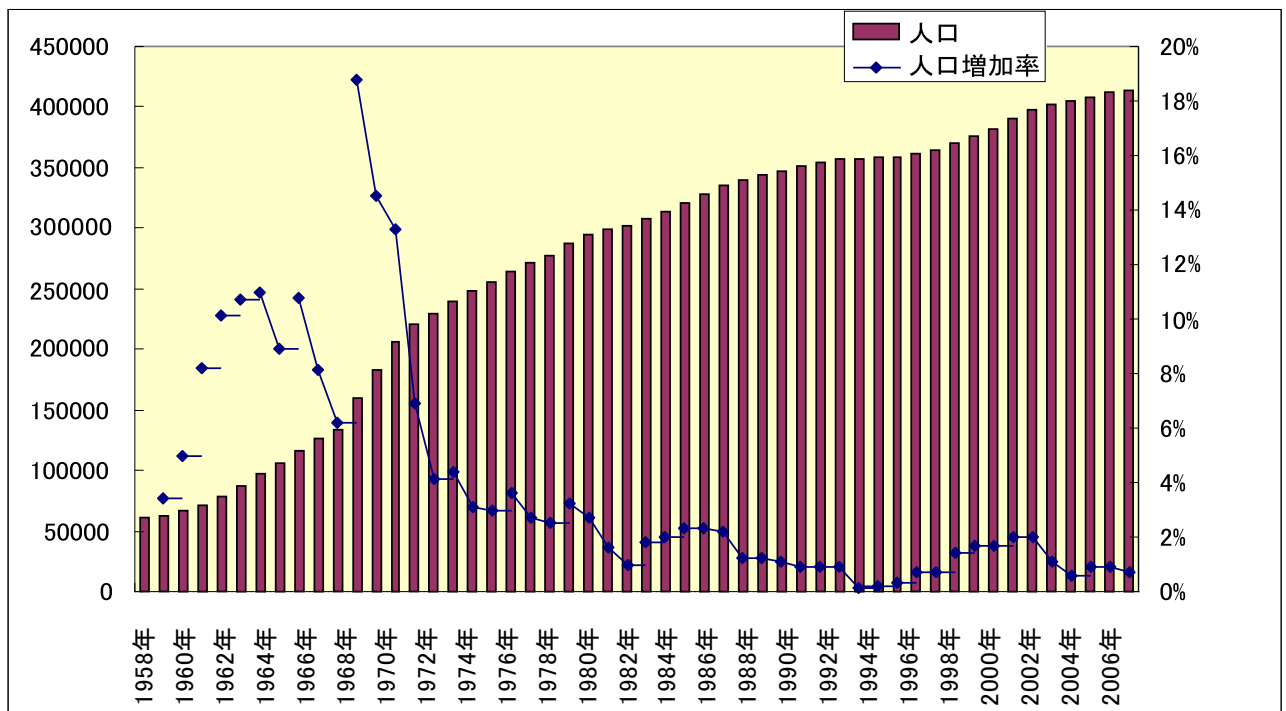
2) 人口の推移

市の人口は、市制が施行された1958年（昭和33年）当時は約6万人でしたが、大規模団地の建設や区画整理事業などの施行により1960年代から1970年代にかけて急激に増加し、1958年（昭和33年）からの12年間で人口が3倍に激増しました。2009年（平成21年）11月1日現在では、人口総数416,841人（住民基本台帳による）であり、近年は、緩やかな増加傾向が続いています。

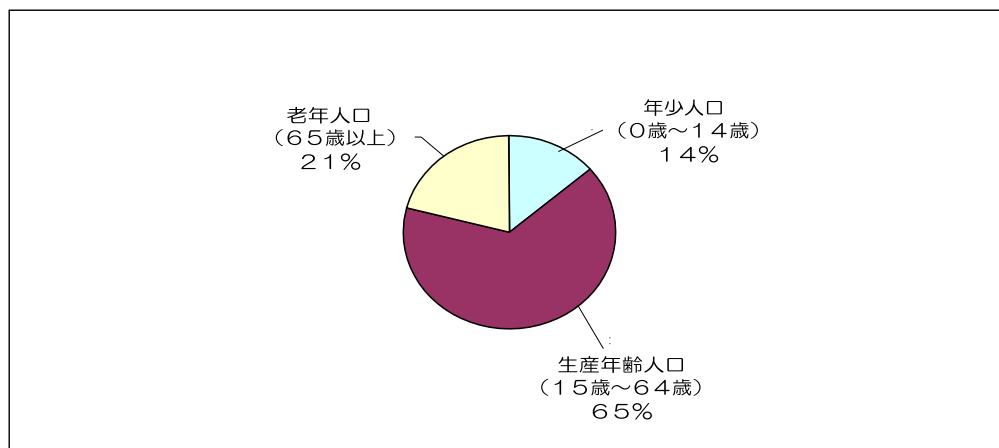
また人口構成の3区分を見ると、0～14歳の割合が14.0%、15～64歳の割合が65.0%、65歳以上の割合が21.0%となっています。

人口構成を全国と比較すると、30～44歳及び60～69歳の人口の割合が高く、その反面、70歳以上の人口の割合が低い状況にあります。

■町田市の人口と人口増加率の推移（各年1月1日現在 住民基本台帳の数値による）



■年齢別の人口構成（2009年11月1日現在 町田市統計資料による）



(2) 自然的要素からみた町田市の景観

1) 地形からみる特徴

町田市は、西端の関東山地から次第に丘陵地、台地、低地と段階的に変化し、中心市街地などがある相模原台地を除いて、ほぼ全域が、関東山地から南東に向かって三浦半島へと続く多摩丘陵に属しています。

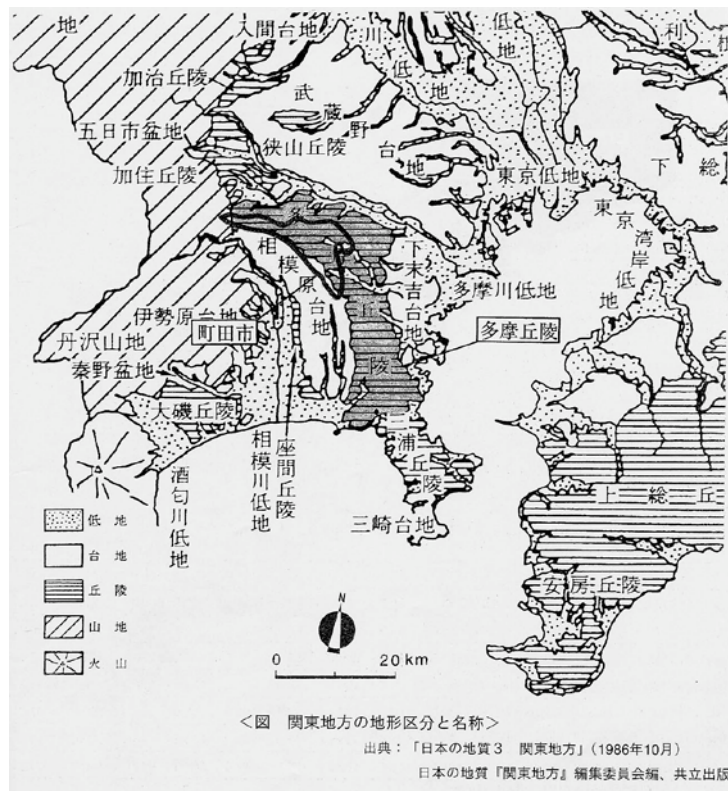
市内における多摩丘陵は、鶴見川、境川、恩田川とその支流が深く入り込み、その浸食によって形成された開析谷^{かいせきこく}※¹が発達した地形となっています。

市内の最高地点は西北端の草戸山（通称：一年山）の海拔364mであり、最も低い地点は三輪地域の海拔27mです。

「山地」「丘陵地」「台地」「低地」によって構成され、河川に沿ってひだのように低地が丘陵地に入り込み、市北西部の丘陵地帯から南東部に向けて、標高が下がっていきます。

市の景観は、起伏に富んだ地形構造と密接な関わりをもちながら形成されています。

■多摩丘陵の連なり



出典：町田市緑の基本計画 1999年9月

※1 開析谷：風や水の作用により地盤が削られてできた谷状の場所

2) 河川や水辺の景観

市内には、主要な河川として鶴見川、境川、恩田川、真光寺川があり、それぞれの源流が存在します。いずれの河川も多摩丘陵を源流域とし、市域から神奈川県を流れ、太平洋に注いでいます。

鶴見川は、水源を市北部の上小山田地域に持ち、東京湾へと注ぎ込んでいる42.5kmの1級河川です。

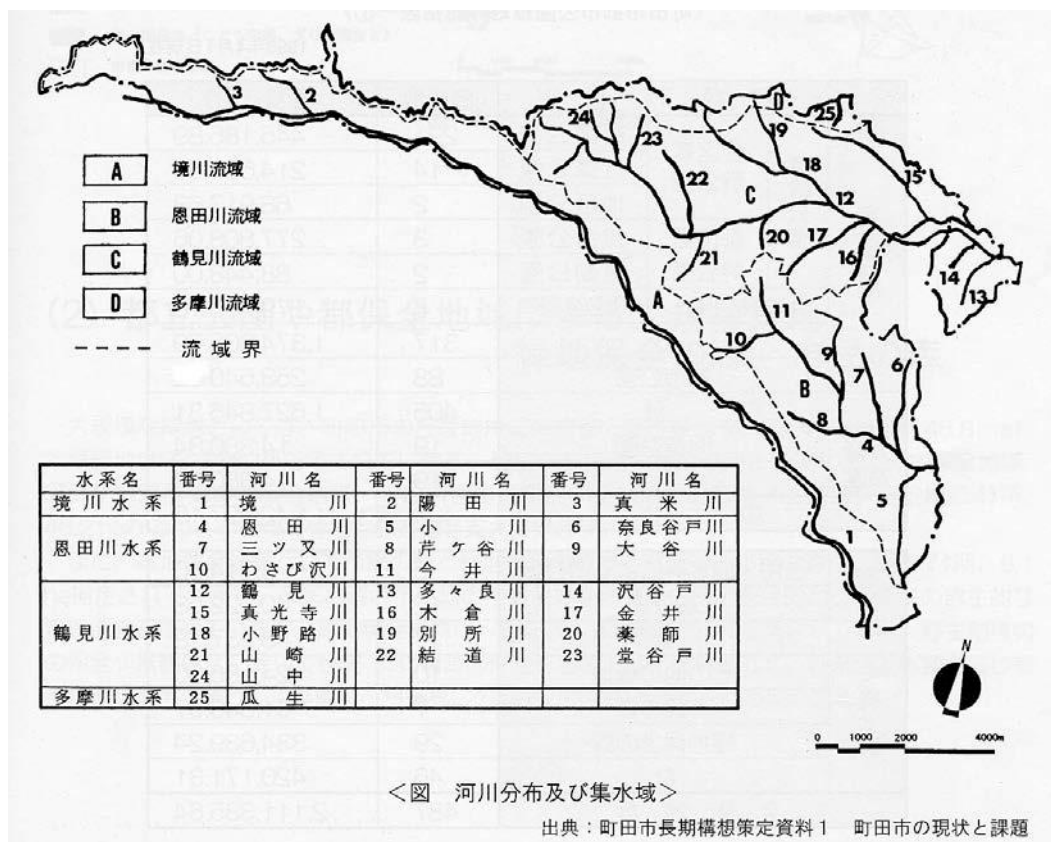
鶴見川は、複雑な地形を有する多摩丘陵の中を、いくつもの谷戸から流れてくる支流との合流を繰り返しながら流れています。

特に、鶴見川源流の泉やその周辺の谷戸、里山によって形成される風景は、町田市の原風景であり、自然の豊かさを象徴する景観のひとつです。

境川は、市の西端の大地沢及び神奈川県の城山湖付近を水源とし、都県境となる多摩丘陵と相模原台地の間を緩やかな曲線を描いて相模湾へと注ぎ込む49.8kmの2級河川です。

河川沿いには、自転車歩行者専用道路（境川ゆっくりロード）が整備され、河川の景観を眺めながら、サイクリングやジョギング、ウォーキングを楽しむ光景が見られます。

■河川の分布及び流水域



3) 農やみどりの景観

＜緑地の分布＞

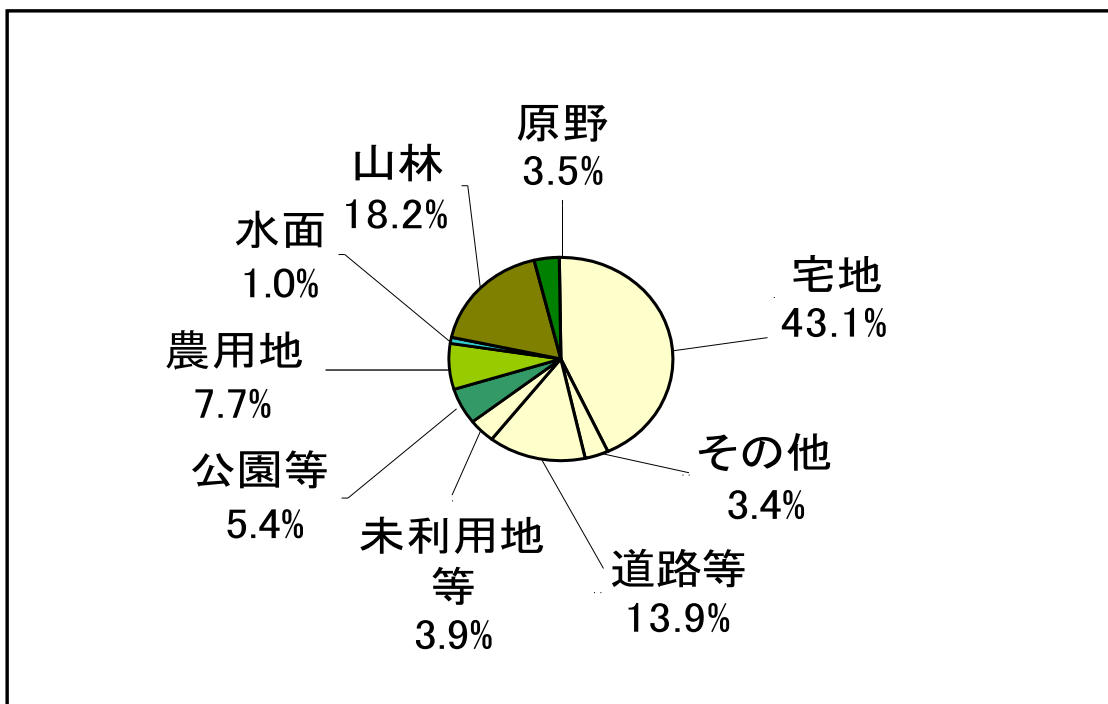
市域は、昭和30年代まではそのほとんどが農村地域で、クヌギ、コナラ、イヌシデ、ヤマザクラなどの雑木林で覆われた樹林地が数多く存在していました。

しかしながら、高度経済成長期以降、郊外の樹林地や農地が切り開かれ住宅地が急速に広がっていきました。

現在でも、樹林地、農地の面積はともに減少傾向にあります。2007年（平成19年）の時点での緑地面積の合計は、市内全域の35.8%を占めており（公園等、農用地、水面、山林、原野の合計割合）、市の景観にとって豊かなみどりは重要な存在です。

特に、市の西部から北部にかけての多摩丘陵では、多くの樹林地が残されています。

■ 緑地面積の割合（2007年（平成19年）土地利用現況調査より）



<公園・緑地>

市の都市公園の総数は、2008年（平成20年）4月1日現在で642ヶ所、総面積は271.26haであり、児童遊園を含めると660ヶ所、総面積は272.58haです。

ほかにも、大規模な緑地として、東京都指定の保全緑地「七国山緑地保全地域」「国師小野路歴史環境保全地域」「町田代官屋敷緑地保全地域」「町田関ノ上緑地保全地域」「町田民権の森緑地保全地域」があり、市の骨格となるみどりを支えています。

■都市公園等現況図



<図 都市公園等現況図>

出典：町田市緑の基本計画 1999年9月

注) 1999年9月以降、七国・相原特別緑地保全地区（特別緑地保全地区）、三輪緑地（都市計画緑地）、小野路公園（都市計画公園）、薬師池西公園（都市計画公園）、杉谷戸緑地（都市計画緑地）、上小山田はなみずき公園（都市計画公園）、小山一号緑地（都市計画緑地）などが追加されています。

(3) まち並みの要素からみた町田市の景観

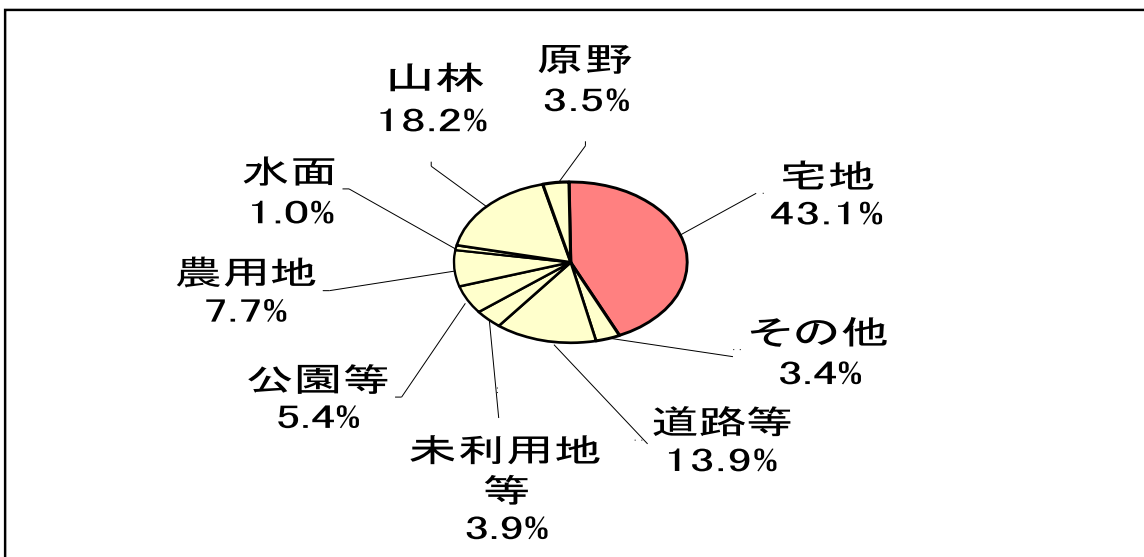
1) 宅地利用比率からみる特徴

市全体の土地利用比率を見ると、2007年（平成19年）の時点で、宅地が43.1%を占めています。また、宅地の用途別に分類し、その構成比を見ると、公共用地13.3%、商業用地9.1%、住宅用地72.9%、工業用地4.1%、農業用地0.6%となっています。特に、住宅用地の占める割合は7割を越え、多摩都市部の28市町の中でも、狛江市、国分寺市、西東京市に続いて4番目に高い数値です。

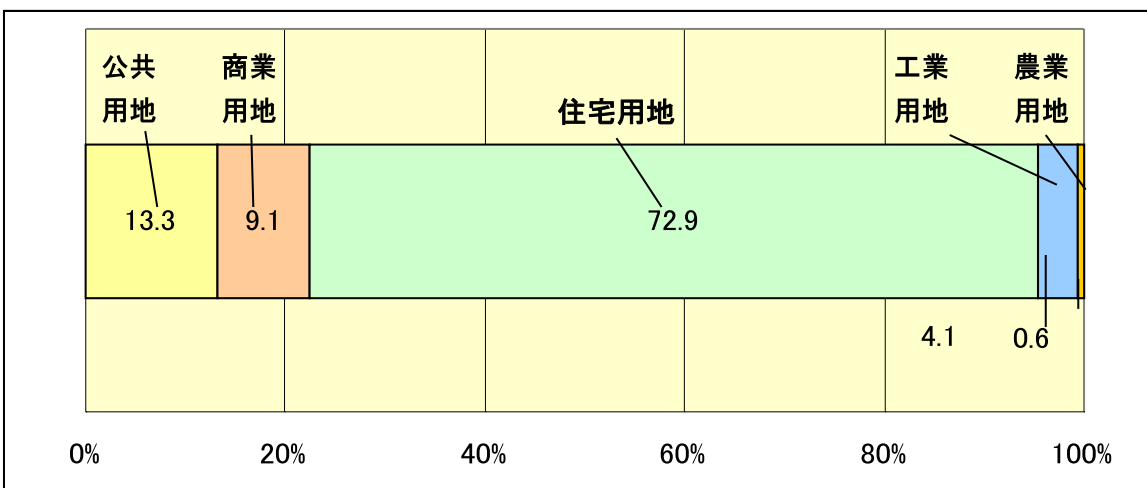
さらに、建築物棟数を見ると、109,117棟で、八王子市に次ぎ2番目の数値です。2002年（平成14年）の90,789棟と比較すると、大きく増加しており、多摩都市部で、最も著しい増加が見られます。

市の景観づくりを考える上で、住宅地の景観は大きな要素であり、建築物が景観に与える影響は大きく、景観づくりを進める上で、建築物に対する適正な景観誘導を図ることが重要です。

■ 宅地の割合（2007年（平成19年）土地利用現況調査より）



■ 宅地の用途別の割合（2007年（平成19年）土地利用現況調査より）



5 景観づくりの基本的な視点

(1) 「協働」による景観づくり

近年、人々の関心は身近な生活空間の向上に向けられており、今まで以上に地域独自の個性を活かしたまちづくりが大切になってきています。

景観は、地域の自然や文化・歴史の表れであり、「人々が住み続けたい、訪れたい」と思うようなだれもが誇れるまちをつくりあげていくために、市民・事業者・行政の協働による地域の個性を活かした景観づくりを重視します。

(2) 景観資源の保全と景観づくりへの具体的な取り組み

市の景観の重要な要素となっている資源の多くは、都市化の進行による急激なまち並みの変化によって、失われてきている状況にあります。

市では、これまでも景観づくりに関わる取り組みを行ってきていますが、守るべき景観資源や景観づくりの方向性について、明確な考え方を示してきませんでした。

そのため、市の景観づくりの基本的な考え方やその実現化方策を具体化し、取り組みを進めていくことを重視します。

(3) 市民ニーズの高まり

市内の各所では、「町田市住みよい街づくり条例^{※1}」に基づく登録団体による街づくり活動が展開されています。それらの活動の中には「景観づくり」に関する取り組みも含まれており、「景観づくり」は「街づくり」の主要な要素として捉えられています。

今後は、都市計画法や建築基準法^{※2}などに基づく手法だけではなく、景観法に基づく景観地区^{※3}や景観協定^{※4}などの制度を積極的に活用した取り組みが増えていくことが想定されるため、その取り組みに応じて支援の充実を図っていくことを重視します。

※1 町田市住みよい街づくり条例（平成15年町田市条例第49号）：町田市基本構想に基づき、町田市都市計画マスタープランの基本目標の実現を図るため、市民、事業者及び町田市それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、街づくりの推進に関する必要な事項を定め、もって地域及び地区の特性を生かした個性ある街づくりの実現を図ることを目的とする。

※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）：建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

※3 景観地区：景観法第61条第1項に規定する景観地区のこと。都市計画法第8条第1項第6号の規定により、地域地区の一つとして指定することができる。

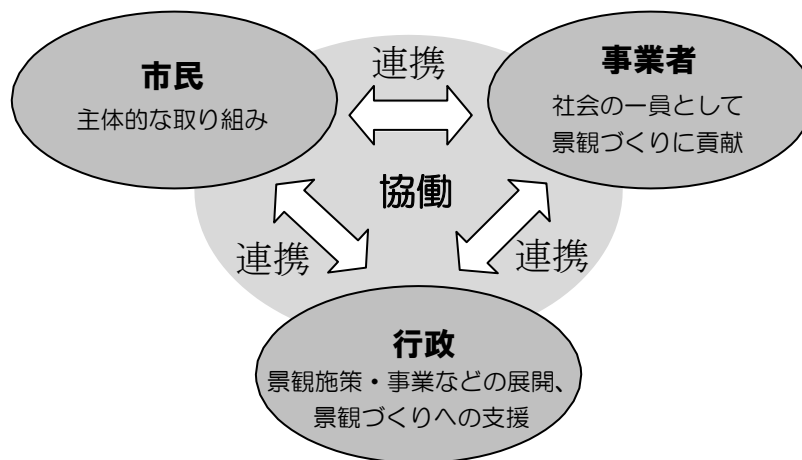
※4 景観協定：景観法第81条第1項に規定する景観協定のこと。土地所有者等の全員の合意により締結することができる。

6 取り組みの基本姿勢

市が景観づくりに取り組む際の基本姿勢を示します。

○市民・事業者・行政の協働により景観づくりに取り組む

市の景観を魅力的なものにしていくために、景観づくりに関わる市民、事業者、行政が、それぞれの役割や責任を自覚し、互いの理解や協力のもとに連携しながら協働で取り組みを進めていきます。



○将来像を見据えた次世代へつなげる景観づくりを目指す

現在の課題に対処するだけでなく、これからの町田らしい景観をどのように作り上げていくのか、20年、30年先の市の景観の将来像を見据えた、次世代へつなげる景観づくりを目指します。

○地域の自然や文化・歴史を尊重し個性を活かした景観づくりを進める

自然景観、住宅地景観、にぎわい景観をはじめ、現在の町田市の景観は、地域の自然や文化・歴史の積み重ねによって形づくられてきたものであり、市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた景観です。そうした「生活風景」を尊重した景観づくりを進めます。

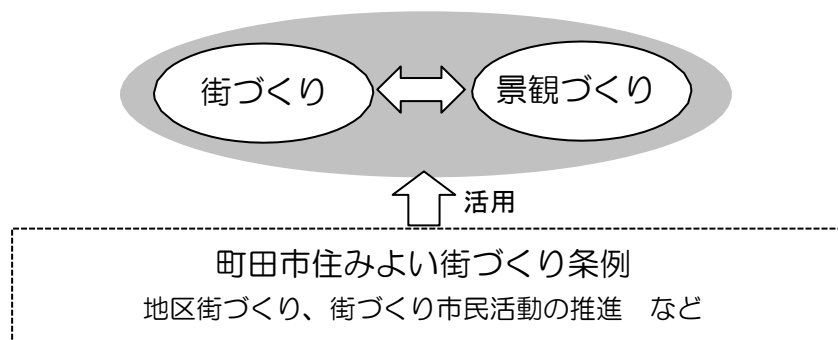
例えば、自然豊かな丘陵地や良好な住宅地においては保全を基調とする一方で、町田駅周辺では、大きな特徴のひとつである「にぎわい」を促進させるような創造的な景観づくりを進めるなど、それぞれの地域の個性を活かしながら「守り、つくり、育む」という視点を持ち、景観づくりを進めていきます。

○市民が主役となって景観づくりに取り組む

【協働の取り組みにおける市民の役割】

市民一人ひとりが主役となり、身近な「生活風景」や地域の景観資源を大切にしながら、市民同士が協力して、住んでいるまちに愛着と誇りを持てるような景観づくりに取り組んでいきます。

また、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく支援の仕組みなどを活用して、地域住民が主体となり、景観づくりを含めた「街づくり」の活動を積極的に進めていきます。



○事業者は地域の景観づくりに貢献する

【協働の取り組みにおける事業者の役割】

魅力的な景観づくりの実現には、事業者の協力が必要です。建築物、工作物の建築行為などや開発行為、屋外広告物の設置にあたって、これまでに培われてきたそれぞれの地域の個性を活かしながら、事業者自らが景観に配慮した取り組みを行うことにより、地域の魅力あるまちづくりに貢献していきます。

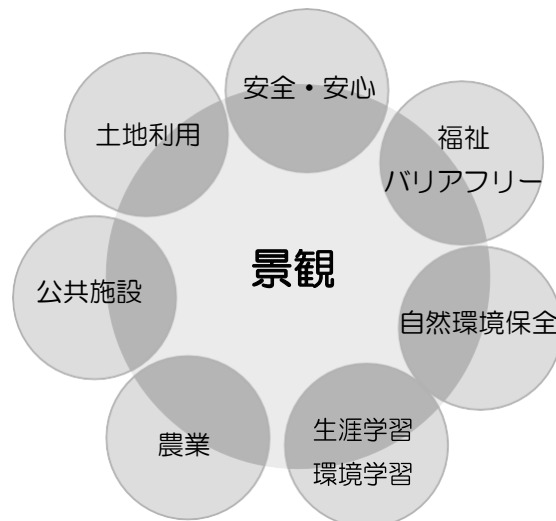
○行政は率先して景観づくりを実践する

【協働の取り組みにおける行政（市）の役割】

公共建築物や道路などの公共施設の整備にあたっては、景観への配慮を率先して行い、市の景観づくりをリードしていきます。

また、景観づくりとの関わりが深い土地利用、安全・安心なまちづくり、農業、福祉・バリアフリー、自然環境の保全、生涯学習・環境学習などの分野と互いに連携を図って、施策や事業を進めていきます。

さらに、景観づくりに関する情報発信を積極的に行い、市民や事業者の積極的な景観づくりへの取り組みに対する支援の充実を図るなど、景観づくり全体の調整役を担っていきます。



○景観づくりの高まりとともに成長・充実する計画とする

景観づくりの取り組みは、息の長い取り組みです。市の個性や特色を活かした景観を実現していくためには、明確な目標をもち、一つひとつ着実に取り組んでいくことが必要となります。

本計画は、市民などの取り組みや、施策・事業などの進展、社会状況の変化などに合わせて、景観づくりの高まりとともに随時見直ししながら、成長・充実させていきます。

7 景観づくりの進め方

具体的な景観づくりを進めていくために、以下の3つの考え方や方針などに基づいて景観づくりの誘導を行います。

①市内全域共通の景観づくりの原則（全域共通＝第2章）

市内で景観づくりを進める際の基本的な考え方を示しています。具体的には「第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針」において、基本理念、基本目標、重点目標、個別目標として、基本的な考え方を整理しています。

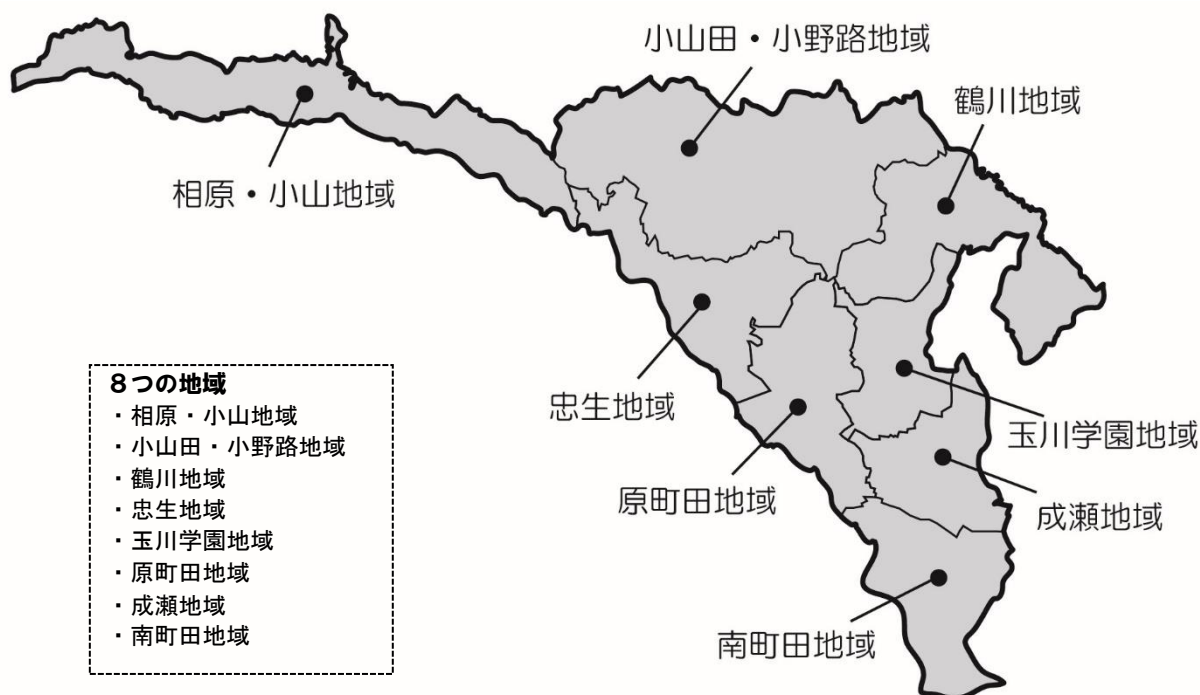
市で景観づくりを進める場合において、基礎となる共通の考え方になります。

②地域の個性を大切にした景観づくりを行うための方針（地域別＝第3章）

地域の個性を引き出し、魅力的な景観づくりを行うために、市域を8つの地域に分け、それぞれの特性を踏まえた景観づくりの方針を示しています。

「第3章 地域別の景観づくりの方針」で、各地域の「景観づくりのテーマ」、「景観づくりの作法」を示しています。

これは、市民が地域の景観を理解するための素材になるとともに、市民一人ひとりが、地域の個性を引き出しながら景観づくりを進めるための方向性を共有する内容を整理しています。

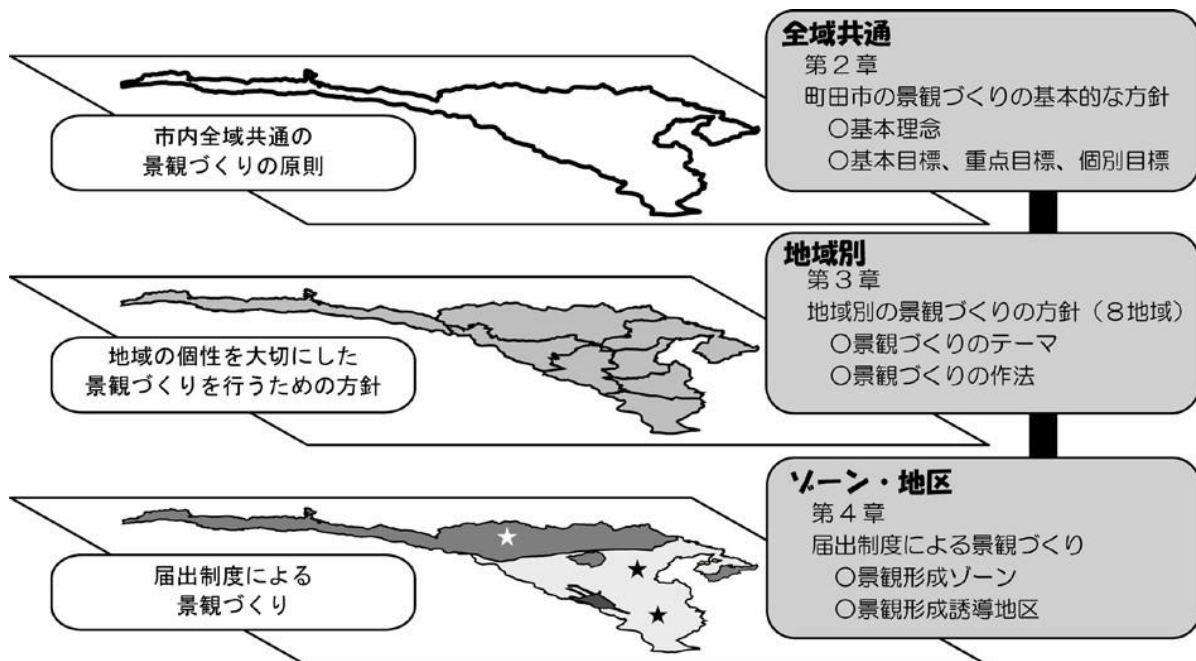
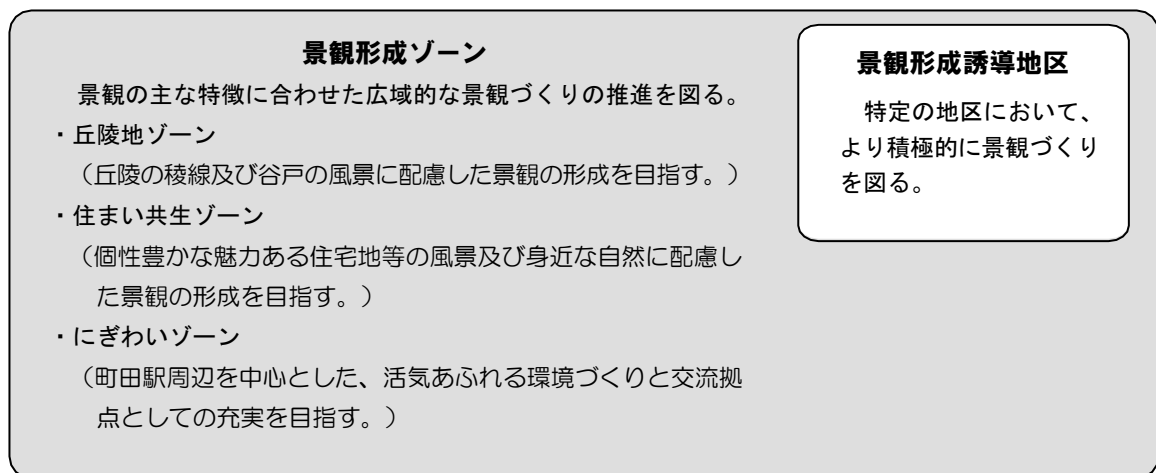


③届出制度による景観づくり（ゾーン・地区＝第4章）

一定の規模以上の建築等の行為や開発を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。「第4章 届出制度による景観づくり」に、届出を行う区域や地区の区分、それぞれの対象行為や基準を定めています。

市内を景観の主な特徴に合わせて、3つの「景観形成ゾーン」（「丘陵地ゾーン」「住まい共生ゾーン」「にぎわいゾーン」）に分け、広域的な景観づくりの推進を図ります。

また、特定の地区においてより積極的に景観づくりを図るために、「景観形成誘導地区」を順次指定し、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を行います。



第1章

町田市の景観の特徴

目次

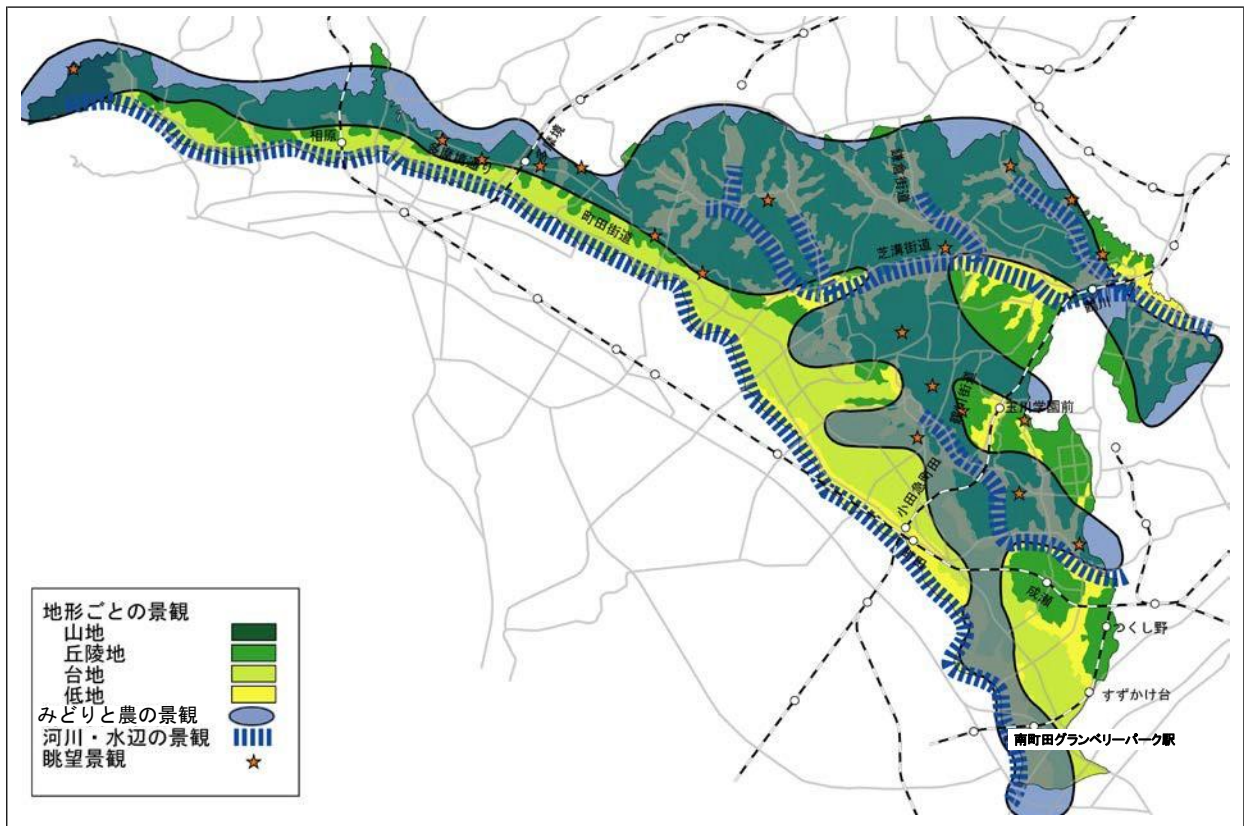
1 町田市の特徴的な景観の要素	
(1) 自然景観	24
(2) まち並み景観	33
(3) 文化的・歴史的景観.....	36
(4) 生活・活動の景観	37

第1章 町田市の景観の特徴

1 町田市の特徴的な景観の要素

(1) 自然景観

■ 自然景観の特性図



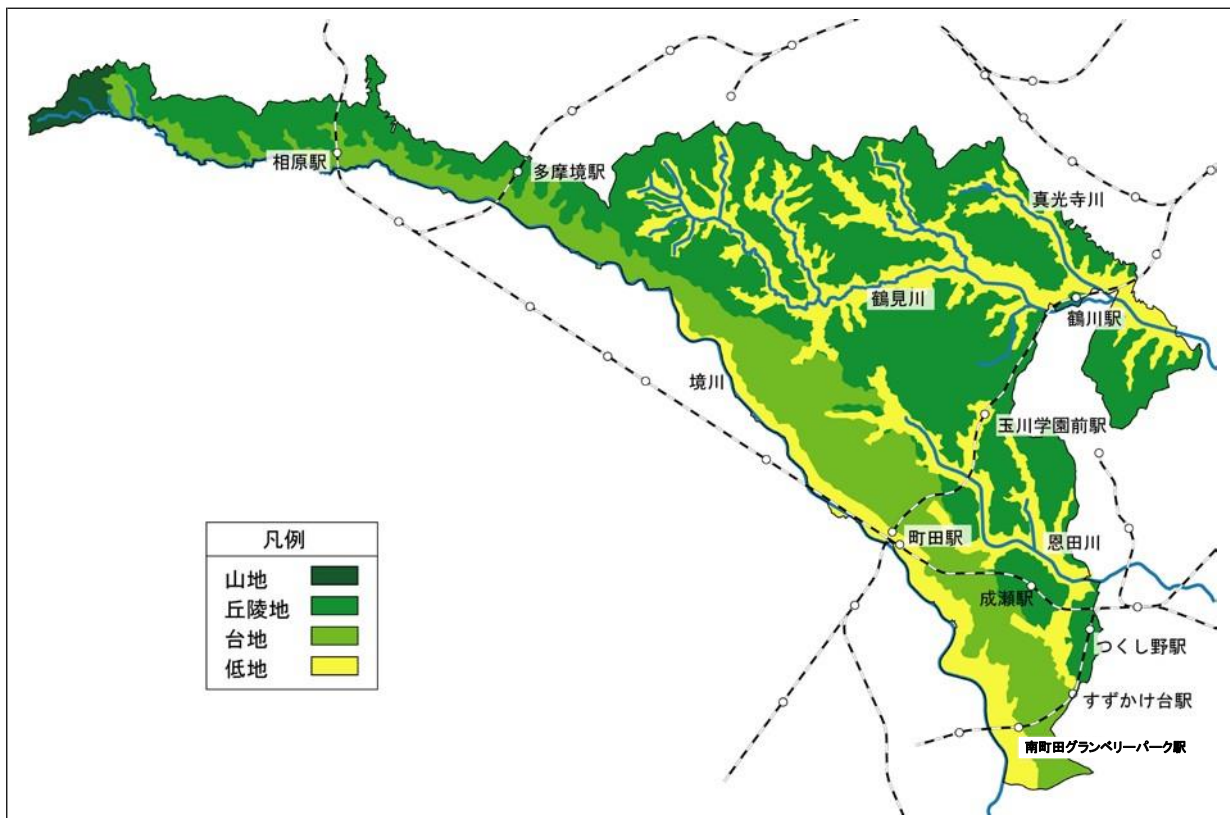
1) 地形がつくる景観

町田市は、中心市街地などがある相模原台地を除いて、ほぼ全域が、関東山地から南東に向かって三浦半島へと続く多摩丘陵に属しています。さらに細かく見ると、西側にある関東山地から段階的に丘陵地、台地、低地となり、変化に富んだ多様な地形に恵まれています。

このような地形の中を流れる鶴見川、境川、恩田川やその支流は、起伏に富んだ丘陵に深く入り込み、その浸食によって形成された開析谷が発達した地形も見られます。また、丘陵の尾根と谷によって形づくられたいくつもの谷戸が形成されています。

以上のように、町田市は大変起伏に富んだ地形を有しており、山地、丘陵地、台地、低地のそれぞれで特徴のある景観が見られます。

■ 町田市の地形



①山地の景観

町田市の西端付近には、市内で最も標高の高い草戸山（364m）があり、関東山地から続く山地の景観が見られます。山地では山の樹林が生い茂り、みどりの深い景観が広がります。



大地沢の山深い自然

②丘陵地の景観

相原の西部、町田街道が八王子市へ抜ける付近から、町田市北部の一带及び南部のつくし野に至る広範な範囲が、多摩丘陵と呼ばれる丘陵地になります。丘陵地では高低差の豊かな起伏に富んだ地形をしており、その高低差によって様々な景観が作り出されています。

小山田・小野路地域では、尾根沿いに樹林が生育し、谷戸部分には農地が広がる、いわゆる里山の景観が見られます。また住宅地化の進んでいる地域では、斜面地に家々が折り重なるように建つ景観も見られます。



里山の景観



丘陵地沿いの住宅地

③台地の景観

丘陵地と境川沿いの低地に挟まれるようにして、帯状に台地が広がっています。丘陵地に比べて起伏が緩やかなこの地域には、街道沿いに古くからの市街地が見られます。また、高度経済成長期における大規模な開発による中高層住宅団地や戸建て住宅地も多く見られます。こうした住宅地の周辺には、農地などのみどりが見られ、住宅地とみどりがつくるうるおいのある景観が見られます。



中高層住宅団地



住宅地のみどり

④低地の景観

鶴見川や境川、恩田川など、河川に沿って平坦な低地が細長く分布しています。特に丘陵地の中には、河川に沿ってひだのように広がっている低地があります。そうした低地には、昔ながらの道路（街道や旧道）がつくられ、農地も多く見られます。



河川沿いの低地（農地）



住宅地

⑤眺望景観

起伏に富んだ地形を有する町田市では、低地と台地の境や丘陵地の尾根部分、坂道や階段など、空間の開けた場所から様々な眺望を楽しむことができます。南西方向に地形が開けた場所では、丹沢山系の山並みやその向こうに富士山が顔を出す姿が見られます。都立小山田緑地の見晴らし広場から見える富士山は、「関東の富士見百景※1」にも選定されています。また、それ以外にも、丘陵の尾根の連なりを低地から仰ぎ見るような景観も随所で見られます。

市内には、「見晴らしの丘」や「見晴らし広場」など、眺望の良さにちなんで名前がつけられた公園や広場が各所にあり、市民の憩いの場所にもなっています。

また、市内の小・中学校の校歌にも、眺望にちなんだ歌詞が多く登場しています。



都立小山田緑地本園見晴らし広場からの眺望



野津田付近の丘陵の稜線



小山見晴らしの丘公園



鶴見川から見る丹沢・大山の山並み

※1 関東の富士見百景：

国土交通省関東地方整備局によって選定された128景。富士山への良好な眺望が得られる地点を選定し、周辺の景観の保全や活動への支援を通じて、美しい地域づくりの推進を目的として実施された。町田市では「都立小山田緑地本園見晴らし広場」が選定されている。草原の丘になった広場からは、丹沢山系の背後に富士山を見ることができる。

2) 農やみどりの景観

市域は、昭和30年代まではそのほとんどが農村地域で、クヌギ、コナラ、イヌシデ、ヤマザクラなどの雑木林で覆われた樹林地が数多く存在していました。しかしながら、高度経済成長期以降、郊外の樹林地や農地が切り開かれ住宅地が急速に広がっていきました。

現在でも、樹林地、農地の面積はともに減少傾向にありますが、2007年（平成19年）の時点での緑地面積の合計は、市内全域の35.8%を占めており（公園等、農用地、水面、山林、原野の合計割合）、市の景観にとって、豊かな農やみどりは重要な存在です。

また都心近郊にありながら、こうした豊かな農やみどりの景観が残されていることは、市だけではなく広域的な視点から見ても大きな特徴のひとつです。

①農の景観

市内の農地は減少しつつありますが、まだ各所で野菜などの作物が栽培されている農の景観が見られます。小山田・小野路地域などでは、まとまった農地が広がり田園風景が見られます。また、市街地内にも生産緑地などが数多く存在し、生活の身近にある農の景観として親しまれています。



小山田・小野路地域の大規模な農地



住宅地内の生産緑地

②みどりの景観

市内には、場所によってそれぞれ異なる表情を持った多くのみどりが残されています。例えば山地や丘陵地などにあるまとまりのあるみどりは、市の優れた自然環境を示す景観です。また、寺社には大きな樹木が育ち、地域のシンボルになっている景観も見られます。住宅地の中には、丁寧に維持管理がなされた生垣や庭木のみどりがまち並みにうるおいを与えています。



丘陵地のみどり



維持管理された生垣

③公園・緑地などの景観

町田市では薬師池公園、芹ヶ谷公園、忠生公園などの都市計画公園や、大戸緑地、小山田緑地などの大規模な緑地があります。美しい自然景観の風致を維持するための風致地区の指定も行われています。また、開発に伴い市街地内に確保された公園も数多く存在しています。

それらの公園や緑地などには、市民が散策に訪れ、またレクリエーションの場として利用されるなど、みどりあふれる景観の拠点となっています。

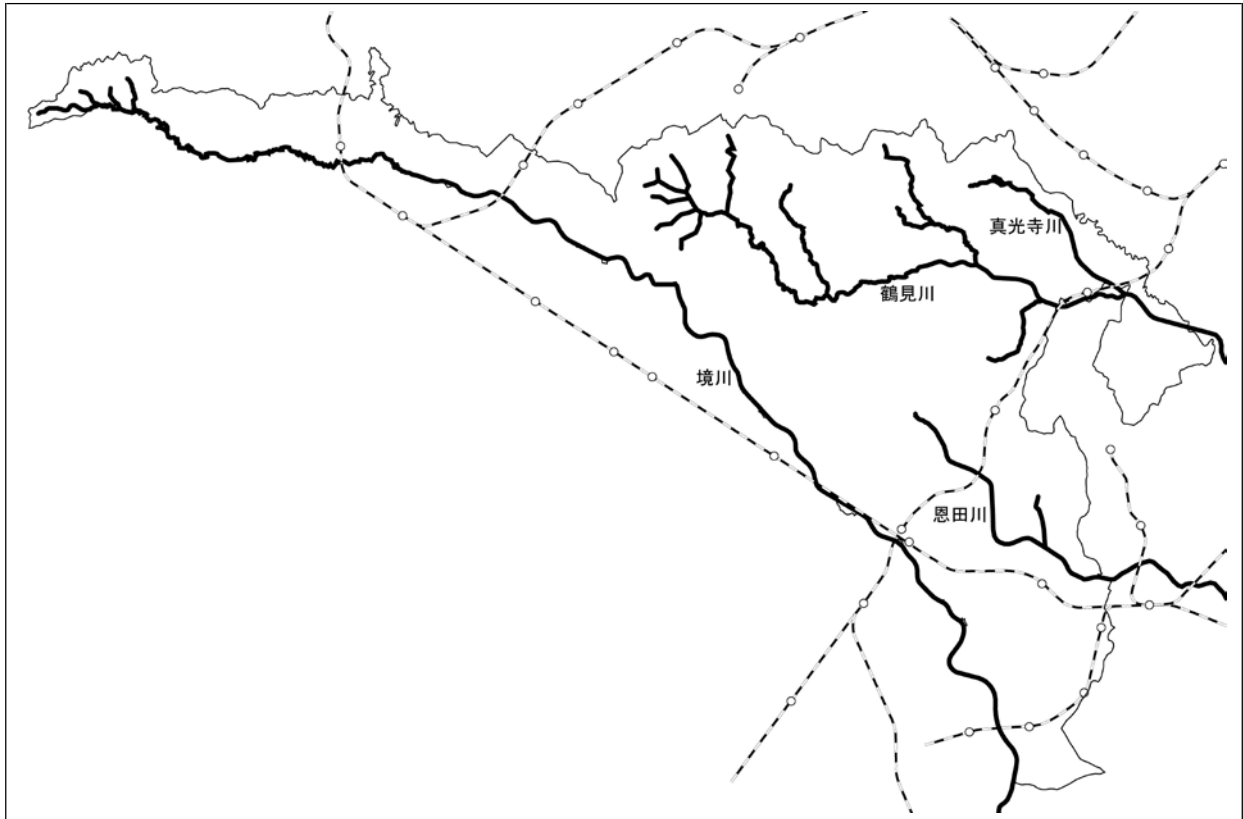


薬師池公園



開発に伴う小公園

3) 河川や水辺の景観



① 河川の景観

鶴見川、境川、恩田川、真光寺川など、市内を流れる河川があります。河川沿いには、川の流れて沿って開放的な空間が広がります。また、河川沿いには自転車歩行者専用道路がつくられており、川の流れて楽しみながら散策やジョギングをする人も多く、市民の憩いの空間になっています。

境川沿いでは、対岸に相模原市や大和市の景観が見られます。



恩田川の景観



境川ゆっくりロード

② 水辺の景観

起伏に富んだ地形を持つ丘陵地などでは、しばしば湧水が見られます。中には、虫が見られるような場所もあり、小規模ながらも豊かな生態系が維持されています。

こうした水辺は、やすらぎを与える景観として親しまれています。



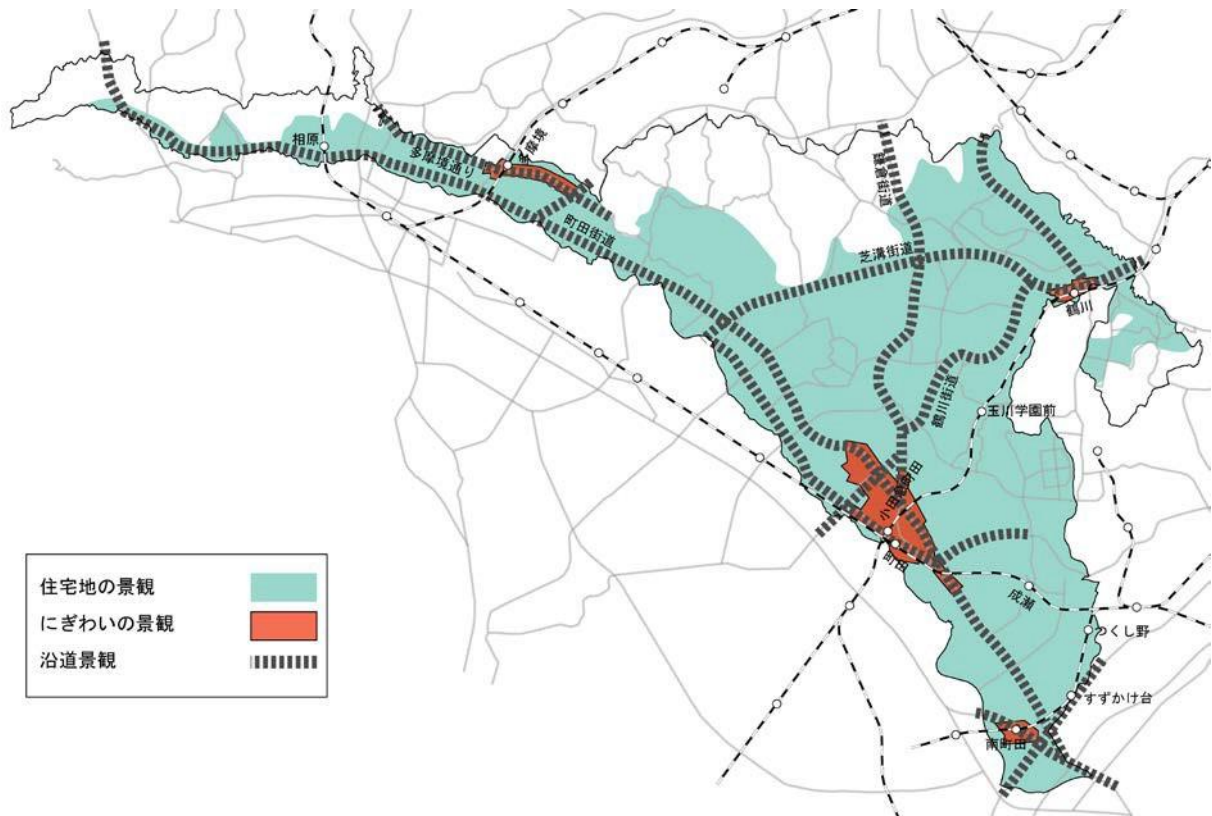
鶴見川源流の泉



都立小山田緑地の湧水と池

(2) まち並み景観

■ まち並み景観の特性図



1) 住宅地の景観

現在の町田市は、市内の多くが第一種低層住居専用地域に指定されているように、住宅都市の性格を持っています。しかし歴史的にみれば、戦前までは農業を中心として生活してきたまちであり、農家や街道沿いの集落などが“まち”の中心でした。一部の地域では、戦前から良質な住宅地がつくられていましたが、多くは戦後の高度経済成長期に台地や丘陵地を切り開き急速な宅地化が進行し、大規模な中高層住宅団地や戸建て住宅地がつくられ、現在の姿となりました。そして一部の地域では、今もお新しい住宅地が生まれつつあります。

こうした歴史的な流れの中で、地域のそれぞれの成り立ちに密接に関わりながら多様な住宅地が形成され、それぞれに特徴のある住宅地の景観がつくられています。



三輪緑山



玉川学園



小山田桜台団地



本町田

2) にぎわい景観

町田駅周辺をはじめ主要な駅の周辺などには、多様な商業施設などが集積しており、にぎわいのある景観を演出しています。

特にJR町田駅、小田急町田駅の周辺は、幕末の頃から生糸の生産地と横浜とを結ぶ「絹の道」の要所として栄え、現在も町田市だけではなく周辺都市の商業の拠点として、活気のある中心市街地のまち並みが形成されています。

また、夜になると店舗の照明やイルミネーションなどによって、まち並みが映し出され、昼間とは異なる雰囲気演出しています。



町田駅周辺



グランベリーモール（南町田駅前）



町田駅前通りの夜景



成瀬駅前

3) 沿道景観

町田街道をはじめ、鶴川街道、鎌倉街道などの幹線道路沿いは、様々な土地利用がなされ、多様な景観となっています。最近では、商業施設を中心とした店舗も多く見られるようになってきています。

また、住宅地内の道路で、風格のあるまち並みを演出している場所もあります。



町田街道



鶴川街道



多摩境通り



三輪緑山の街路

(3) 文化的・歴史的景観

町田市は、遙か昔から人々の生活が営まれてきました。市内には、旧石器時代の遺跡から街道沿いの旧家のたたずまいに至るまで、その時代ごとの生活の蓄積を物語る姿が見られます。これらは、町田市の文化や歴史を物語る貴重な資産であるとともに、地域の個性的な景観をつくり出す重要な景観資源でもあります。



お寺と背景の樹林



本町田遺跡



町田街道沿いの地蔵と樹木



小野路宿通り

(4) 生活・活動の景観

市内には、桜の名所がいくつも存在するなど、季節ごとに咲く花を身近に楽しめる場所が数多くあります。また、各地域では、神社のお祭りやイベントなど多くの催し物が開催されます。それらは地域の文化に根付いたものであり、その様子は地域の個性を表す景観です。

また、市民の積極的な参加により、道路の清掃活動や園芸活動、擁壁の美化活動など、さまざまな景観づくりに関する取り組みが行われています。



尾根緑道の風景



フェスタまちだ



市民による道路の清掃



擁壁のペンキ塗り



花壇コンクール



町田市の景観の特徴

自然景観

①農やみどりの景観

<みどりの景観>



大地沢の山深い自然

■地形がつくる景観■

■山地の景観■

・町田市西端の地域。山の樹林が生い茂り、みどり深い景観が広がる。

<農の景観>

・減少しつつあるものの、市内の各所に「農の景観」がみられる。



小山田・小野路地域の大規模な農地

■丘陵地の景観■

・丘陵地は起伏に富んだ地形をしており、地形がつくる高低差によって様々な景観がみられる。



里山の景観



丘陵地沿いの住宅地

②眺望景観



都立小山田緑地本園見晴らし広場からの眺望

・多様な地形を有する町田市では、低地と台地の境や丘陵地での尾根部分などの空間の開けた場所から、丹沢・大山の山並みや丘陵のみどりの稜線などさまざまな眺望がみられる。



小山見晴らしの丘公園



野津田付近の丘陵の尾根の稜線

<公園・緑地の景観>



薬師池公園



開発に伴う小公園



尾根緑道

■台地の景観■

・丘陵地と境川に挟まれた台地部分では、新旧の様々な住宅地と、その周辺の農地等の景観がみられる。



住宅地内の生産緑地



住宅地のみどり



集合住宅団地

③河川や水辺の景観

<河川の景観>



・川の流れて沿って空間が広がり、河川沿いでは余暇を楽しむ光景が見られる。

境川

<水辺の景観>

・湧水などが点在し、豊かな生態系が維持された身近な自然を感じられる景観がみられる。



鶴見川源流の泉



都立小山田緑地の湧水と池



川沿いの農地



住宅地



低地を流れる河川

まち並み景観

①住宅地の景観

・現在の町田市が形づくられる長い歴史的な背景の中で、地域のそれぞれの成り立ちに密接に関わりながら多様な住宅地が形成されている。

<様々な住宅地の景観>

・高度経済成長期には大規模な開発が行われ、多くの戸建て住宅地がつくられた。また一部の地域では、戦前から良質な住宅地がつくられている。



三輪緑山



玉川学園

<新旧の住宅がとけあう景観>

・比較的古くから生活が営まれてきた地域でも、新旧の住宅がとけあった景観がみられる。



街道沿いの住宅

<集合住宅団地の景観>

・町田の市街地形成の特徴でもある、集合住宅団地の景観がみられる。



小山田桜台団地



本町田



丘陵地の住宅地



旧道沿いの住宅（本町田）



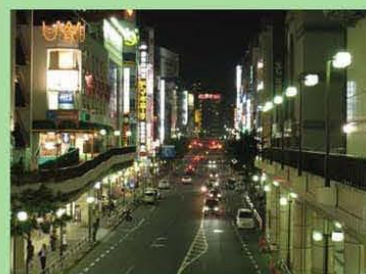
本町田住宅

②にぎわい景観

・町田駅周辺をはじめ主要な駅の周辺などには、多様な商業施設などが集積しており、にぎわいのある景観を演出している。



町田駅周辺



町田駅前通りの夜景



成瀬駅前



グランベリーモール（南町田駅前）

③沿道景観

・幹線道路沿いは様々な土地利用がなされ、景観も多様である。また計画的に整備された住宅地内の道路は、風格のあるまち並みを演出している。



町田街道



鶴川街道



多摩境通り



住宅地内の道路

文化的・歴史的景観

・かつての営みを物語る遺跡や寺社、民家など数多くの歴史的資産は、地域の象徴として親しまれていると同時に、町田固有の重要な景観資源でもある。



本町田遺跡



お寺と背景の樹林



町田街道沿いの地蔵と樹木



小野路宿通り

生活・活動の景観

<お祭りやイベントの景観>

・町田市には桜の名所がいくつもあなど、季節ごとに咲く花を身近に楽しむことができる場所が多い。また、各地域では神社のお祭りやイベントなど多くの催し物が開催される。それらは地域の文化に根付いたものであり、その様子は地域の個性を表す景観でもある。



尾根緑道「まちださくらまつり」

<市民による景観づくりに関わる活動>

・市民の積極的な参加により、道路の清掃活動や園芸活動、擁壁の美化活動など、様々な景観づくりに関する取り組みが行われている。



市民による道路の清掃
(出典：町田市ホームページ)



花壇コンクール作品
(出典：町田市ホームページ)

第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針

目次

1	基本理念	44
2	基本目標	44
3	重点目標・個別目標	45

第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針

1 基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

～人と風景が共に育つ景観づくり～

市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。

市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、市に関わりを持つ人、市を訪れる人も含めて、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指した景観づくりに努めます。

2 基本目標

第1章で整理した市の特徴的な景観の要素である「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」を踏まえて、4つの基本目標を設定し、それぞれの視点から多面的に景観づくりに取り組み、基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指します。

基本目標Ⅰ（自然景観） 自然の風景を守り育てる

起伏に富んだ地形、豊かな農やみどり、河川や水辺空間など、自然の風景を大切に守り育てていきます。

基本目標Ⅱ（まち並み景観） だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

それぞれの地域の成り立ちに密接に関わりながらつくられてきた住宅地や、駅周辺のにぎわい、沿道の景観など、生活の舞台となるまち並みに、やすらぎや誇りを感じられる景観づくりを行っていきます。



基本目標Ⅲ（文化的・歴史的景観） 先人が築いた 文化・歴史を受け継ぐ

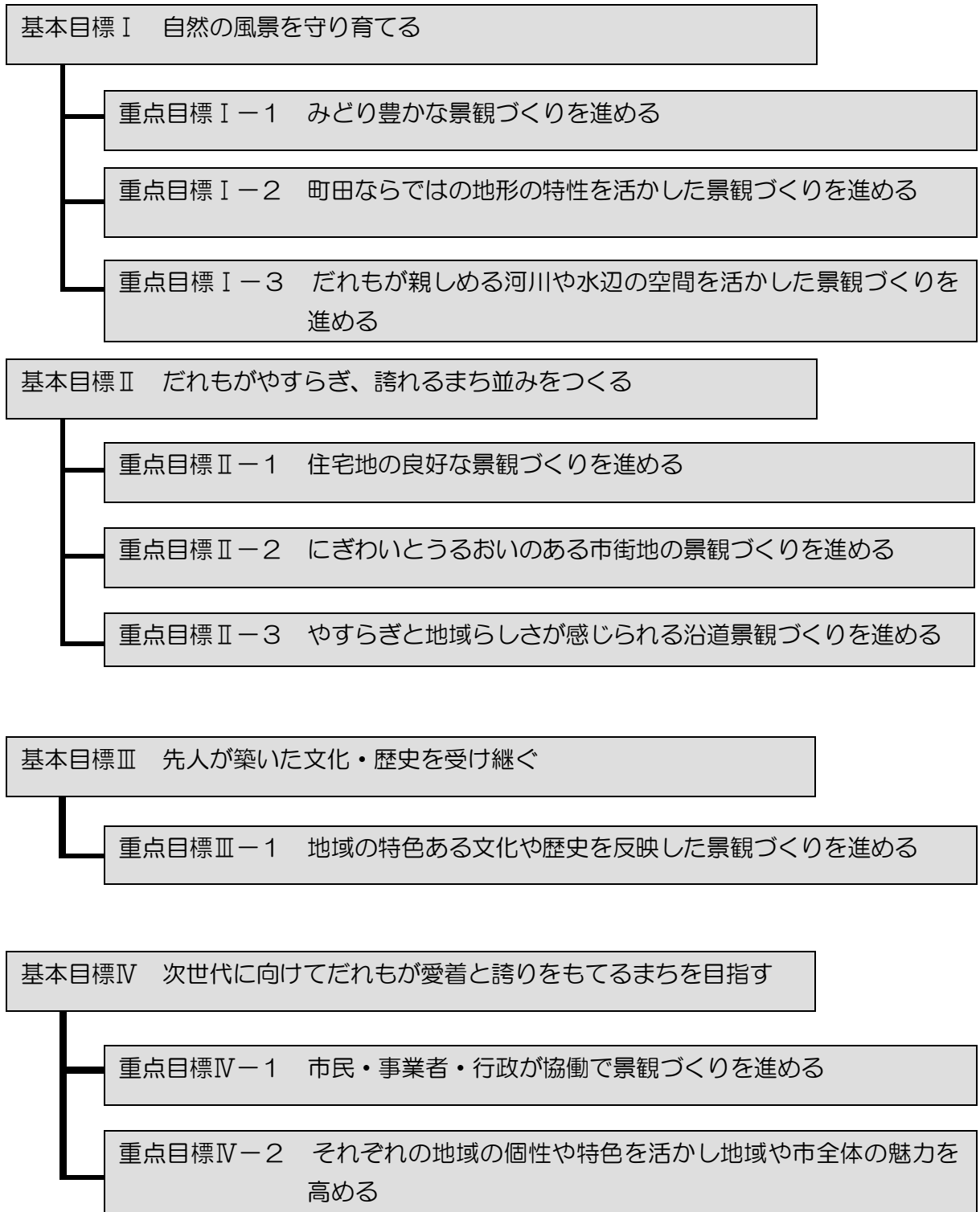
地域の文化や歴史を物語る景観を継承し、地域の景観づくりに活かしていきます。

基本目標Ⅳ（生活・活動の景観） 次世代に向けてだれもが 愛着と誇りをもてるまちを目指す

次世代に向けて、住む人、働く人、訪れる人のだれもが、愛着と誇りを持てるような“まちだの景観”を目指します。

3 重点目標・個別目標

基本理念と4つの基本目標の実現を目指すため、具体的に実践していくための9つの重点目標と、それぞれの重点目標に基づいた個別目標を定めます。



基本目標Ⅰ 自然の風景を守り育てる

重点目標Ⅰ-1 みどり豊かな景観づくりを進める

■現状と課題

- ・町田市は、みどり豊かな自然の風景が保たれてきました。それらの自然は、谷戸山（里山）という言葉に代表されるように、多くの人の手が加わることで大切に維持されてきた自然です。このような自然の風景は、都心に近い場所にありながら貴重な景観として、今後も守り育てていくことが求められています。
- ・一方で、開発によるみどりの喪失、資材の堆積、耕作されず維持管理の行き届かなくなった農地、ごみの不法投棄など、周辺の良い景観と調和しない例も見られます。
- ・また、農業の後継者不足や、土地の相続の問題などにより、貴重な自然や農地の維持が難しい状況にあります。今後、生活者の利便性にも配慮した上で、谷戸山の維持保全の対策を講じることが必要となっています。

■実現方針

- ・市の北西部に広がる多摩丘陵の谷戸山や農の貴重なみどりをはじめ、公園や緑地のまとまったみどり、地域に点在する樹木やみどりなどを活かし、みどり豊かな生活風景を守り育て、趣のある風景を尊重した景観づくりを進めます。

■個別目標

（1）丘陵地の谷戸山の風景を受け継ぐ

- ・北部丘陵地域の自然と景観を、市域を越えた広域的なエリアでの共有の資産と位置づけて広く周知を図ります。
- ・谷戸山の保全活動を支援するとともに、みどりの守り手、担い手の育成を支援していきます。
- ・大規模霊園や、資材置き場などは、みどり豊かな景観に対する影響が大きいいため、適正な誘導を図ります。
- ・谷戸山の風景に調和した建築物や屋外広告物などの誘導を図ります。

（2）農のある環境づくりを行う

- ・耕作放棄地などについては、市民農園や体験農園による活用や、景観作物園のさらなる充実を図り、農のある景観に親しめる環境をつくります。
- ・農業の担い手育成や、農業経営の充実を図り、農業の振興とともに、町田らしさを活かした農の景観づくりを進めます。

- (3) 薬師池公園などのまとまった緑地を拠点に、それらを活かした景観づくりを行う
- ・薬師池公園や七国山周辺など多くの人が憩える公園などを整備し、みどり豊かな景観づくりを行います。
 - ・大規模な緑地を拠点に、周辺にもみどりのネットワークを広げます。
- (4) 住宅地や市街地に点在するみどりを地域の拠点として守り育てる
- ・地域のうるおいやすらぎの要素となる樹木、緑地などを保全、育成します。



農地と谷戸山の風景



薬師池公園



多くの人が憩う都立小山田緑地



地域の象徴となっている樹木

基本目標Ⅰ 自然の風景を守り育てる

重点目標Ⅰ-2 町田ならではの地形の特性を活かした景観づくりを進める

■現状と課題

- 起伏の豊かな地形を有する町田市では、遠くの風景を見渡すことができる多くの眺望地点があります。また、そこから見える眺望は、丹沢山系、丘陵の稜線、斜面に住宅が折り重なるように建ち並ぶ風景など、眺望対象も様々です。こうした眺望は、市の景観の特徴を実感できる重要な要素です。眺望景観は、街の変化や成長を考えることができるものともいえます。
- しかしながら、かつては望めた丘陵の稜線などが建築物によって遮られ、見られなくなってしまった場所もあります。

■実現方針

- 山地、丘陵地、台地、低地と変化に富んだ町田らしい地形を活かし、眺望景観の視点から景観づくりを進めます。
- 起伏の豊かな地形によって形成される尾根道や坂道などの眺望地点を守り、育てます。

■個別目標

(1) 坂道や高台など身近に眺望が楽しめる地域の拠点育てる

- 市民の積極的な参加のもとに、良好な眺望が楽しめる拠点を選定し、周知や育成を図ります。

(2) 尾根緑道、七国山周辺などからの眺望景観を保全する

- 尾根緑道や七国山周辺、小山田緑地からの眺望など、市ならではの眺望を保全し、それらの眺望を損なわないような景観の誘導を図ります。

(3) 随所に見られる北部丘陵や大山、丹沢山系の稜線の眺望を保全する

- 連続する稜線の眺望を保全するため、建築物などに対する景観の誘導を図ります。
- 元の地形を活かした土地利用の誘導を図ります。



坂道から望む尾根の稜線



鶴見川から望む丹沢・大山の眺望

基本目標Ⅰ 自然の風景を守り育てる

重点目標Ⅰ-3 だれもが親しめる河川や水辺の空間を活かした景観づくりを進める

■現状と課題

- 河川や水辺の景観は、都市の景観をつくる重要な要素の一つです。市内には鶴見川、境川、恩田川、真光寺川など、市民に親しまれている河川があります。また、市内の各所には、湧水などで作られている池やビオトープ※¹なども存在します。それらは生活の中にある水辺空間として、やすらぎやうるおいをもたらします。
- 市内には、水辺環境の維持保全や育成に取り組む市民団体もあり、そうした活動によって整備されている水辺空間も数多く存在しています。
- 河川整備では、治水対策との整合を図りながら、可能な限り自然環境や景観に配慮した親水性の高い整備が進められています。
- ごみの散乱、うるおいのある水辺の環境と調和していない建築物などや自転車の放置など、心地よさを欠いている地域も見られます。
- 都県境では、管理主体の違いから、防護柵や河川管理道路の舗装などが異なる例が見られます。

■実現方針

- 治水対策を前提としながら、河川や池などの景観をだれもが楽しむことができ、親しめる水辺空間を積極的に創出します。
- 市内の主要な河川である鶴見川、境川、恩田川、真光寺川などを河川景観軸に位置づけ、景観づくりを進めます。
- 隣接する市や県との調整、連携を図り、一体的な景観づくりを目指します。

■個別目標

(1) 自然の風景と調和した河川沿いの空間を維持・創出する

- 鶴見川、境川、恩田川、真光寺川などの河川沿いでは、河川側への配慮や工夫により、自然の風景と調和した空間を維持、創出します。

(2) 河川や水辺環境に配慮した景観づくりを行う

- 生態系や自然環境の保全を図りつつ、水とみどり豊かな環境を創出します。
- 水辺環境の維持保全や育成に取り組む市民団体とともに、市民などに親しまれる良好な河川や池、せせらぎなどの景観づくりを行います。



自然の流れに配慮した河川空間

(鶴見川)

※1 ビオトープ：一定の組み合わせの種によって構成される生物群集の生息空間

基本目標Ⅱ だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

重点目標Ⅱ-1 住宅地の良好な景観づくりを進める

■現状と課題

- ・町田市は、これまでの歴史の中で、街道沿いの集落や農村集落、戦前の住宅地開発、高度経済成長期以降につくられた戸建て住宅地や中高層住宅団地など、多様な住宅地がつくられ、都心近郊の「住宅都市」として成長してきました。
- ・一部の住宅地では、建替えによる宅地の細分化などや、大規模な土地利用の転換に伴う急激なまち並みの変化なども見られます。

■実現方針

- ・それぞれの住宅地の特性や魅力を活かした、良好なまち並み景観の維持と創出を図り、調和のとれたみどり豊かな住宅地の景観づくりを進めます。

■個別目標

(1) 地区ごとに個性のある低層住宅地の景観を維持し、育てる

- ・一人ひとりが景観づくりの主角となり、魅力ある住宅地の景観づくりを行います。
- ・敷地内の植栽や生垣など、緑化の推進を図り、地域全体がみどりに包まれたやすらぎとうるおいのあるまち並みをつくりまします。
- ・まちの成り立ちに応じた特性や地域の景観資源に配慮し、調和のとれた落ち着いたまち並みをつくりまします。



趣のある石垣や生垣



塀の手前に設けた植栽

(2) 中高層住宅団地のまち並みづくりを行う

- ・中高層住宅団地の敷地内のまとまりのあるみどりを保全し、街路樹など周囲のみどりと一体となった奥行きのある景観を形成します。
- ・建築物や外構などの調和を図り、まとまりのあるまち並みを形成します。

(3) 複合住宅地の秩序ある景観をつくる

- ・中高層住宅団地と戸建て住宅地が共存する地区では、隣接する戸建て住宅地に配慮した景観づくりを行います。

基本目標II だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

重点目標II-2 にぎわいとおいしいのある市街地の景観づくりを進める

■現状と課題

- ・市内には、鉄道の駅周辺を中心に商業や業務施設が建ち並び、多くの人々が訪れ、にぎわいをみせる場所があります。また駅周辺以外にも、中高層住宅団地内の商店街など、日常の生活の拠点として市民が買い物などで集まる場所も各所で見られます。
- ・特に、JR町田駅および小田急町田駅の周辺は、町田市だけではなく周辺都市の商業の拠点として、「商都まちだ」を特徴づけるにぎわいのある景観が見られます。
- ・また、町田駅周辺以外の市内にある各駅の周辺では、身近な商業施設などが地域の生活の核として存在し、にぎわいを醸し出しています。
- ・その一方で、過度な色彩の屋外広告物や建築物などによって、かえって印象を損なうような景観も見られます。
- ・町田駅周辺には、みどりや広場が少なく、ゆとりやすらぎが感じられる場所が少ないのが現状です。

■実現方針

- ・町田駅周辺を中心とした、活気あふれる環境づくりと交流拠点としての充実を目指した景観づくりを進めます。
- ・町田駅周辺以外の市内にある各駅の周辺では、駅を拠点とした商業地などと周辺の住宅地が快適に共存できる景観づくりを進めます。

■個別目標

(1) 町田駅周辺の活気とふれあいのある景観づくりを行う

- ・人々がふれあい、やすらぎを感じられる広場やオープンスペースと、みどりを創出することにより、居心地の良いまち並みをつくります。
- ・屋外広告物の適正な誘導により、良好なまち並みづくりとにぎわいを創出します。
- ・商業施設などの建築物の配置、形態、意匠などの誘導を図り、ゆとりとにぎわいのある市街地景観をつくります。
- ・建築物の低層部では、多くの人々が憩い、にぎわえるよう、開放的な空間づくりにより、滞留性や回遊性を高めていきます。
- ・老舗の店舗など地域の歴史を物語る建築物などに配慮し、景観づくりを行います。
- ・町田駅と芹ヶ谷公園をつなぐネットワークづくりなど、中心市街地の回遊性を高めていきます。

(2) にぎわいの空間と住宅地とが調和した景観づくりを行う

- 南町田駅など、駅前のにぎわいと落ちついた住宅地が共存する各駅の周辺や沿道の商業地では、住宅地の生活環境に配慮しながら、快適に共存できる景観づくりを行います。



町田駅周辺



グランベリーモール（南町田駅前）

基本目標Ⅱ だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

重点目標Ⅱ-3 やすらぎと地域らしさが感じられる沿道景観づくりを進める

■現状と課題

- ・町田街道、鶴川街道、鎌倉街道など、市内には古くからの街道が存在し、都市基盤整備の一環として道路整備も行われてきました。道路は、日常生活にとって重要な都市基盤であり、景観にも配慮した沿道景観づくりを進めることが必要です。
- ・しかし、交通量の多い幹線道路などでは、沿道に多様な商業施設などが建ち並び、屋外広告物がみどり豊かな周辺の環境と調和していない景観も見られます。

■実現方針

- ・歩行者・自転車・自動車それぞれの交通機能や安全性を保ちながら、地域住民に親しまれる道路づくりを進めます。
- ・沿道の建築物や屋外広告物などは、周辺の自然環境との調和を目指します。
- ・景観づくりを行う上で重要な通りを沿道景観軸に位置づけ、景観づくりを進めます。

■個別目標

(1) 地域住民などに親しまれる道路をつくる

- ・地域の特色に応じた街路樹や道路の植栽、舗装の色の選定など、地域ごとに個性のある魅力的な道路づくりを行います。
- ・地域住民による道路の清掃活動、草花の育成など、市民による道路の景観づくりを行います。

(2) 通りごとの特色を活かした魅力ある沿道のまち並みをつくる

- ・町田街道や鎌倉街道などの歴史的な経緯のある街道では、街道沿いに残る歴史・文化を物語る景観資源を保全し、景観づくりに活かします。
- ・多くの人々が通る主要な通り沿いでは、通りからの見え方に考慮し、沿道の建築物や屋外広告物などの規模や配置、色彩などの誘導を図ります。
- ・通りの特性に応じて、建築物の低層部のにぎわいの創出、みどりやオープンスペースの連続性、道路からの「広がり」に配慮した積極的な緑化などにより、魅力のある景観づくりを行います。

(3) 新規路線を中心に、無電柱化を進める

- ・電線地中化などの無電柱化事業を、主要な駅周辺や災害時緊急輸送路を優先し、道路整備事業に合わせて進めます。

基本目標Ⅲ 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

重点目標Ⅲ-1 地域の特徴ある文化や歴史を反映した景観づくりを進める

■現状と課題

- ・市内には、文化的・歴史的な面影の残る景観が各所に見られますが、そうした景観は、地域の個性や特徴を際立たせる景観資源であると同時に、地域のシンボルになっています。

■実現方針

- ・地域の文化や歴史を物語る景観を保全、育成し、積極的に景観づくりを進めます。

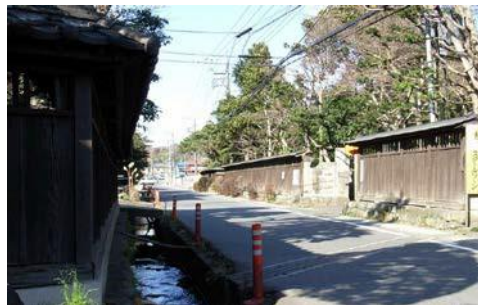
■個別目標

(1) 小野路宿通りなどの歴史的な面影を活かした景観づくりを行う

- ・小野路宿通りの歴史的なまち並みの保全と再生を行います。また、小野路宿通りなどのように、面的に歴史的な面影を残した貴重な景観を大切にし、それらの景観の保全・活用を図ります。

(2) 文化や歴史の面影を残す景観資源を守り育てる

- ・地域に残る文化・歴史を物語る景観資源を保全・育成し、その周辺では、それらに配慮した景観づくりを行います。



小野路宿通り



地域の文化や歴史を物語る景観資源

基本目標Ⅳ 次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

重点目標Ⅳ-1 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを進める

■現状と課題

- ・良好な景観づくりは、地域住民が主体となって、市民、事業者、行政が協働して取り組まなければ実現できません。そのため、協働の体制づくりを強化していくことが必要です。

■実現方針

- ・市民や事業者が主体的に景観づくりに取り組むことや、行政自らが景観づくりを先導するなど、お互いがそれぞれの役割を意識して、協働で景観づくりを進めます。

■個別目標

(1) 市民・事業者・行政の協働による景観づくりを行う。

- ・市民・事業者・行政の協働によって、積極的に景観づくりを行っていくための仕組みを整備していきます。

(2) 行政は景観に配慮したまちづくりを先導する

- ・市が行う公共事業に関しては、庁内の協議、連携を図るとともに、市民や専門家などの意見もふまえて、地域の景観に配慮した取り組みを行っていきます。また、都や国への働きかけも行っていきます。
- ・河川や道路などに関する景観づくりのあり方を検討する際は、市民なども交えた「景観協議会^{※1}」を組織するなど、地域特性をふまえたきめ細かな景観づくりを行います。

(3) 段階に応じた市民参加の場づくりを行う

- ・「関心を持つ」、「知る」、「体験する」、「実践する」といった市民参加の段階をふまえて、多様なプログラムを用意し、市民が主体的に景観づくりに取り組める環境を整備します。
- ・次世代に向けて、子どもたちが景観について学べる場づくりを行います。

※1 景観協議会：景観法第15条に規定する協議会のこと。
景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体等は、景観協議会を組織することができる。



まち歩きの風景（景観市民調査会）

基本目標Ⅳ 次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

重点目標Ⅳ-2 それぞれの地域の個性や特色を活かし地域や市全体の魅力を高める

■現状と課題

- ・市では、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく市独自の施策によって、市民が主役となって取り組む街づくり活動を支援しています。その一方で、景観法の制定により、新たな街づくりの手法も整備されてきました。
- ・これからの市の良好な景観づくりを実現していくためには、既存の施策だけではなく、新しい手法も積極的に活用し、地域の個性や特色を効果的に引き出し、魅力を高めていくことのできる仕組みを充実させることが必要です。

■実現方針

- ・地域住民などが主体となって景観づくりを行えるような仕組みを用意し、良好な景観づくりを進めます。

■個別目標

- (1)「町田市住みよい街づくり条例」を活用し、地区単位に特色のある景観づくりを行う
 - ・「町田市住みよい街づくり条例」を活用し、地区住民による自主的な景観づくりの取り組みを支援します。
 - ・地区計画や建築協定だけではなく、景観地区や景観協定など景観法で用意している手法も活用し、市民・事業者・行政の協働によるルールづくりを行います。

第3章

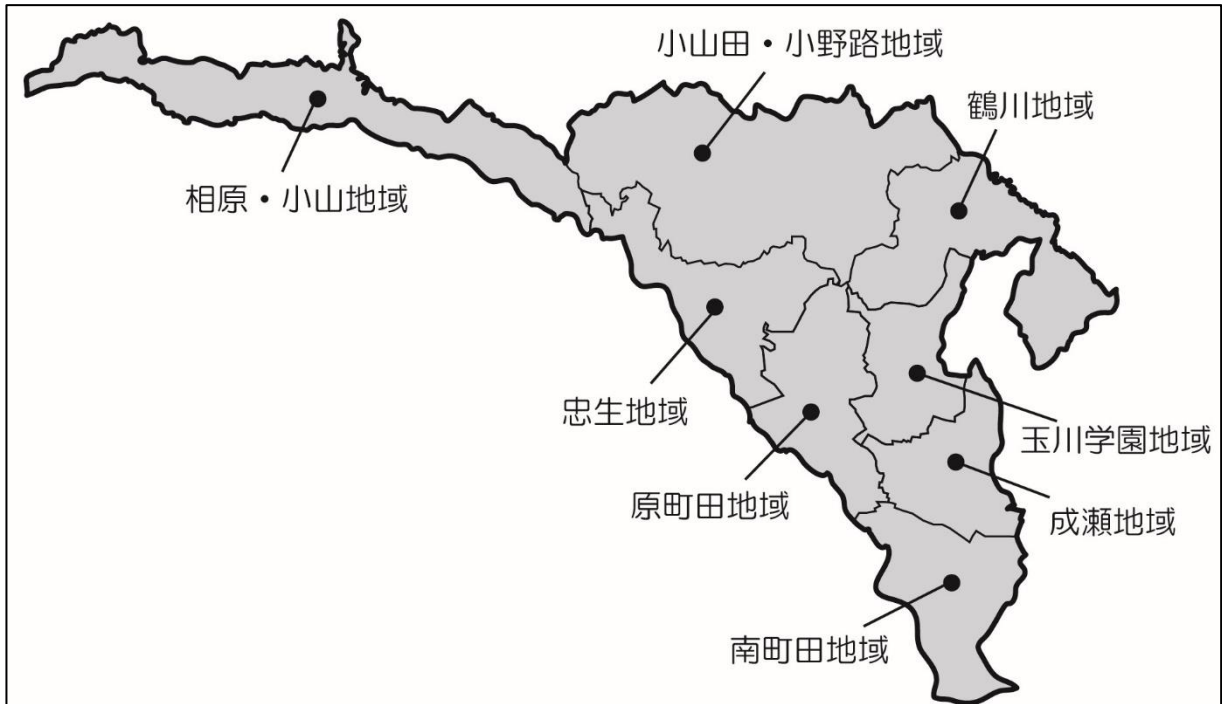
地域別の景観づくりの方針

目次

1	地域分類と構成	58
2	地域別の景観づくりの方針について	59
	相原・小山地域	60
	小山田・小野路地域	69
	鶴川地域.....	75
	忠生地域.....	81
	玉川学園地域	87
	原町田地域	93
	成瀬地域.....	99
	南町田地域.....	105

第3章 地域別の景観づくりの方針

1 地域分類と構成



地域区分	
相原・小山地域	相原町、小山町、小山ヶ丘
小山田・小野路地域	上小山田町、下小山田町、小野路町、函師町、野津田町、真光寺町、真光寺
鶴川地域	鶴川、三輪町、大蔵町、三輪緑山、能ヶ谷町、広袴町、広袴、金井、薬師台、金井町の一部
忠生地域	忠生、山崎町、木曽町、根岸町、矢部町、常盤町、小山田桜台、木曽西、木曽東、本町田の一部、森野の一部
玉川学園地域	玉川学園、南大谷、東玉川学園、本町田の一部、金井町の一部
原町田地域	中町、原町田、旭町、金森一丁目、本町田の一部、森野の一部
成瀬地域	成瀬、高ヶ坂、南成瀬、成瀬が丘、成瀬台
南町田地域	つくし野、南つくし野、鶴間、小川、金森（金森一丁目を除く）

2 地域別の景観づくりの方針について

それぞれの地域で具体的に景観づくりを進めるにあたり市内を8つの地域に分け、景観づくりのテーマ、景観づくりの作法、地域景観要素図を整理しています。

地域別の景観づくりの方針^{※1}は、市民が地域の景観を理解するための素材になるとともに、市民一人ひとりが、地域の個性を活かしながら景観づくりを進めるための考え方や、具体的な建築行為などの際に手がかりとなる内容を整理しているものです。

■ 地域別の景観づくりの方針

①景観づくりのテーマ

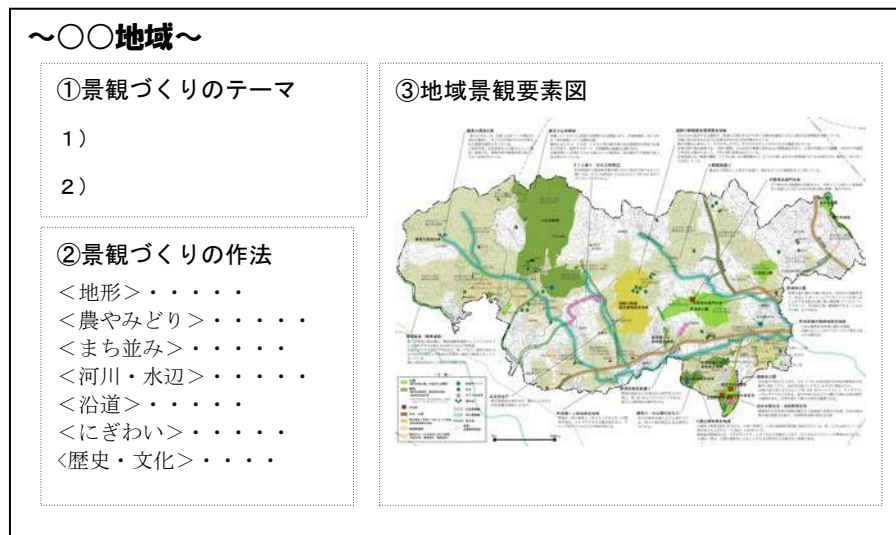
- 地域の景観づくりの大きなテーマを示しています。

②景観づくりの作法

- 具体的に景観づくりに取り組む際に、地域の景観の特徴を理解し、市民一人ひとりが地域の景観の特徴を活かして景観づくりに取り組む考え方を、「地形」「農やみどり」「まち並み」「河川・水辺」「沿道」「にぎわい」「歴史・文化」の7つの項目で整理しています。
- 届出が必要となる一定規模以上の行為だけではなく、戸建て住宅を建てる場合などにも参考となるよう、「配慮のポイント」や「配慮が求められる場所や景観の要素」などを整理しています。

③地域景観要素図

- 地域の個性を活かした景観づくりを進めるために、重要な手がかりとなる基礎的な景観要素（歴史的建造物や文化財、史跡、みどりの拠点となる公園、都市計画法などに基づく地区計画や建築協定、建築協約の区域など）を地図に示しています。



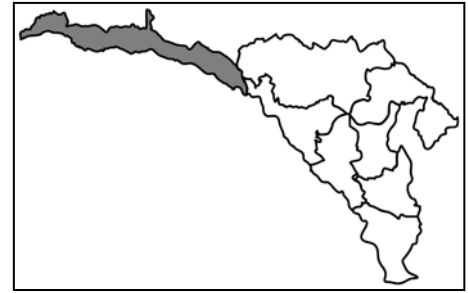
※地図に示した内容は、おおむねの場所や区域を示しているものです。

※1 地域別の景観づくりの方針：地域の景観の特徴や課題、景観資源などは、景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。今後も、見直しの機会にあわせて、充実を図ります。

～相原・小山地域～

◇町目構成◇

相原町、小山町、小山ヶ丘



相原・小山地域は、町田市の北西部に位置し、相模原市、八王子市に接しています。地域は東西に細長く、南を流れる境川付近から北に向かって、低地、台地、丘陵地が連続しています。また境川からは幾筋の谷戸が広がり、町田市の地形の特徴が凝縮された地域です。

西端の大戸緑地や地域北側の丘陵地には、豊かな樹林が残り、全体としてみどり豊かな景観が見られます。一方で、多摩境駅を中心に、多摩境通り周辺は近年開発整備が進み、みどりが少なくなるなど景観の急速な変化が見られます。また、地域を東西に貫く町田街道沿いは、商業施設が建ち並ぶ一方で、旧街道の面影を残す場所も見られます。

①景観づくりのテーマ

1)水とみどりに恵まれた自然環境に調和した景観づくり

樹林や水系などの自然環境や、地域の北側に続く多摩丘陵のみどり、大規模な公園や緑地など、水とみどりに恵まれた自然環境がつくりだす景観を維持・保全します。また、地域内に残る農地や町田街道沿いに残る歴史ある街道の面影などに配慮し、みどり豊かな環境と一体となったまち並み景観づくりを進めます。

2)地域生活の中心となる駅周辺の秩序ある景観づくり

多摩境駅周辺及び多摩境通りの沿道では、周辺のみどり豊かな環境や眺望に配慮しながら、秩序あるにぎわいの景観づくりを進めます。また、車の交通や歩行者に配慮し、うるおいのある沿道の景観づくりを進めます。相原駅周辺では基盤整備とあわせ、周辺地域の日常生活の中心にふさわしい景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇丘陵地、台地、低地が南北に凝縮された地形

相原・小山地域では境川付近から北側の丘陵地に向かって高くなる地形のため、隣接する相模原市の市街地、丹沢・大山の山並み、その向こうにそびえる富士山など南西方向に開けた眺望や、町田街道の北側に連なる丘陵地の稜線などの眺望が随所で見られます。



随所で見られる特徴的な眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しのきく坂道・階段／台地と低地の境／高台にある公園・広場／主要な幹線道路／境川などからの眺望

<農やみどり>

◇町田市西部の厚みのある自然

西部にある相原町は、多くが樹林に覆われ、厚みのある自然景観が広がります。特に最西部にあたる大戸緑地には、市内でも標高が最も高い草戸山や境川の源流もあり、豊かな樹木の生い茂る山地の景観が見られます。

町田市西部の豊かな自然環境を維持・保全するとともに、樹林の生い茂る山地への眺望に配慮した景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

町田市西端の山地（大戸緑地など）

◇東西に連なる丘陵地のみどり

町田街道から北側には丘陵の斜面が続き、大規模な公園（相原中央公園、小山三ツ目山公園、小山白山公園、都立小山内裏公園、小山上沼公園など）を中心に樹林などのみどりが連続しています。公園は憩いの空間となるとともに、斜面のみどりが連なる姿は地域の景観の要素のひとつです。

東西に連なる丘陵の稜線や丘陵地内の公園や緑地のまとまったみどりを維持・保全するとともに、それらと一体となるみどり豊かな景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

相原中央公園／小山三ツ目山公園／小山白山公園／都立小山内裏公園／小山上沼公園など



小山白山公園

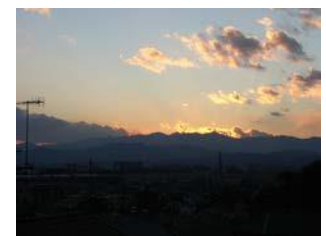
◇尾根緑道

尾根緑道には、桜やケヤキなどの木々が大きく育った並木道が続いています。春夏秋冬それぞれの季節を味わうことができる空間は、憩いの場として多くの市民に親しまれています。緑道からは南西方向に連なる大山・丹沢の山並みや、市街地を見渡すことができます。

尾根緑道の並木道の景観と尾根緑道から望む周囲の良好な眺望を維持・保全し、多くの方が眺望を楽しめる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

尾根緑道



尾根緑道からみた夕景

<まち並み>

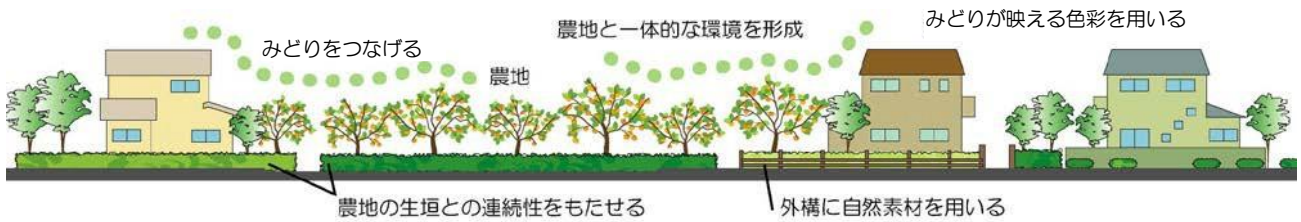
◇周辺のみどりに囲まれた集落・住宅地

小山町付近では、町田街道の北側から小山ヶ丘に向かう斜面地には農地が各所に残り、落ち着きのある住宅地が東西に続きます。また、境川周辺の住宅地の中にも、農地や樹林、生垣などが残り、うるおいとやすらぎのある景観が見られます。

住宅地の近くに農地や樹林が多く残る地域では、みどりの連続性や、みどりの映える色彩、素材などに配慮し、自然資源と馴染む住宅地のまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

小山町付近の農地／境川周辺の住宅地の樹林や生垣



◇**大学などを拠点とする周辺のみどりと一体となった景観**

地域内には、法政大学や東京家政学院大学などがあります。大学のキャンパス内は、豊かなみどりに囲まれ、丘陵地のみどりと一体となり周辺地域の拠点的な景観要素となっています。

大学などの周辺では、大学キャンパスを拠点とする丘陵地のみどりと一体となったみどり豊かな景観を、周囲にも連続させていくような景観づくりを行います。

◆**配慮すべき景観要素**◆

法政大学／東京家政学院大学など

<**河川・水辺**>

◇**境川沿いの開放感のある景観**

相模原市との境界付近を緩やかな弧を描いて境川が流れます。河川沿いには桜並木や、西端の大戸緑地には源流があり、北にのびるいくつかの支流でも、周辺の環境と調和した水辺の景観をつくり出しています。片所谷戸では蛍が見られるなど、生物の生息環境としても質の高い空間が残されています。

境川上流の水辺の空間では、河川とその周辺の環境を保全するとともに、その環境を活かした景観づくりを行います。また、河川沿いやその周囲では、自転車歩行者専用道路などを利用する市民が、憩いの場所として楽しめる景観づくりを行います。

◆**配慮すべき景観要素**◆

境川とその支流／境川沿いの桜並木／片所谷戸など

<**沿道**>

◇**歴史ある街道の面影が残る町田街道沿いの景観**

町田街道沿いには、さまざまな店舗が建ち並んでいます。一方で街道沿いの要所には社寺や昔ながらの生垣や樹木が豊かに育った民家が見られるなど、歴史ある街道の面影が残ります。

町田街道沿いでは、周囲に残る歴史的な資源を守り、育て、それらの資源に配慮するとともに、周辺の住宅地の環境にも十分配慮した景観づくりを行います。

◆**配慮すべき景観要素**◆

町田街道／街道沿いの旧家や寺社など歴史のある街道の面影／隣接する住宅地

<**にぎわい**>

◇**開発が進み日々変わり続ける多摩境通り周辺**

多摩境駅を中心に、多摩境通り周辺では、近年開発整備が進み、多くの商業施設や集合住宅などが建てられ、多様な景観が形成され、かつての丘陵地のみどり豊かな景観は大きく変化しています。

変化の著しい多摩境駅周辺や多摩境通りの沿道では、車の交通や歩行者に配慮し、にぎわいやゆとりのある沿道景観をつくるとともに、丘陵地の豊かなみどりが感じられる景観づくりを行います。



多摩境通り

◆配慮すべき景観要素◆

多摩境駅や多摩境通りのにぎわい／丘陵の稜線や豊かなみどり／
尾根緑道からの眺望／公園や緑地などのみどりのつながり

◇基盤整備の進む相原駅周辺

相原駅周辺では、道路などの基盤整備が進められつつあり、地域のまちづくりの活動が行われています。周辺の住宅地には、丁寧に維持管理された生垣や庭木など、これまで培われてきた相原の住宅地の生活風景が残ります。地域の特色を活かし、周辺地域の日常生活の中心にふさわしい魅力ある駅周辺の景観づくりを行います。

相原駅周辺では、基盤整備とあわせて、地元住民が中心となって取り組むまちづくり活動を踏まえて、周辺地域の日常生活の中心にふさわしい景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

相原駅及びその周辺

<歴史・文化>

◇町田街道周辺に多い歴史・文化資源

町田街道の北側を中心に神社や寺が多く立地しています。円林寺、清水寺、諏訪神社などの寺社では、大きく育った敷地内の立派な樹木や周辺のみどりと一体となった景観が見られます。清水寺のアカガシ群落は、市指定天然記念物にもなっています。また、青木家住宅、長福寺、田端環状積石遺構、相原窯跡など、多くが文化財や史跡に指定され、地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。

地域の歴史・文化を物語る景観資源を保全し、それらの資源と周辺の豊かなみどりが一体となった景観づくりを行います。

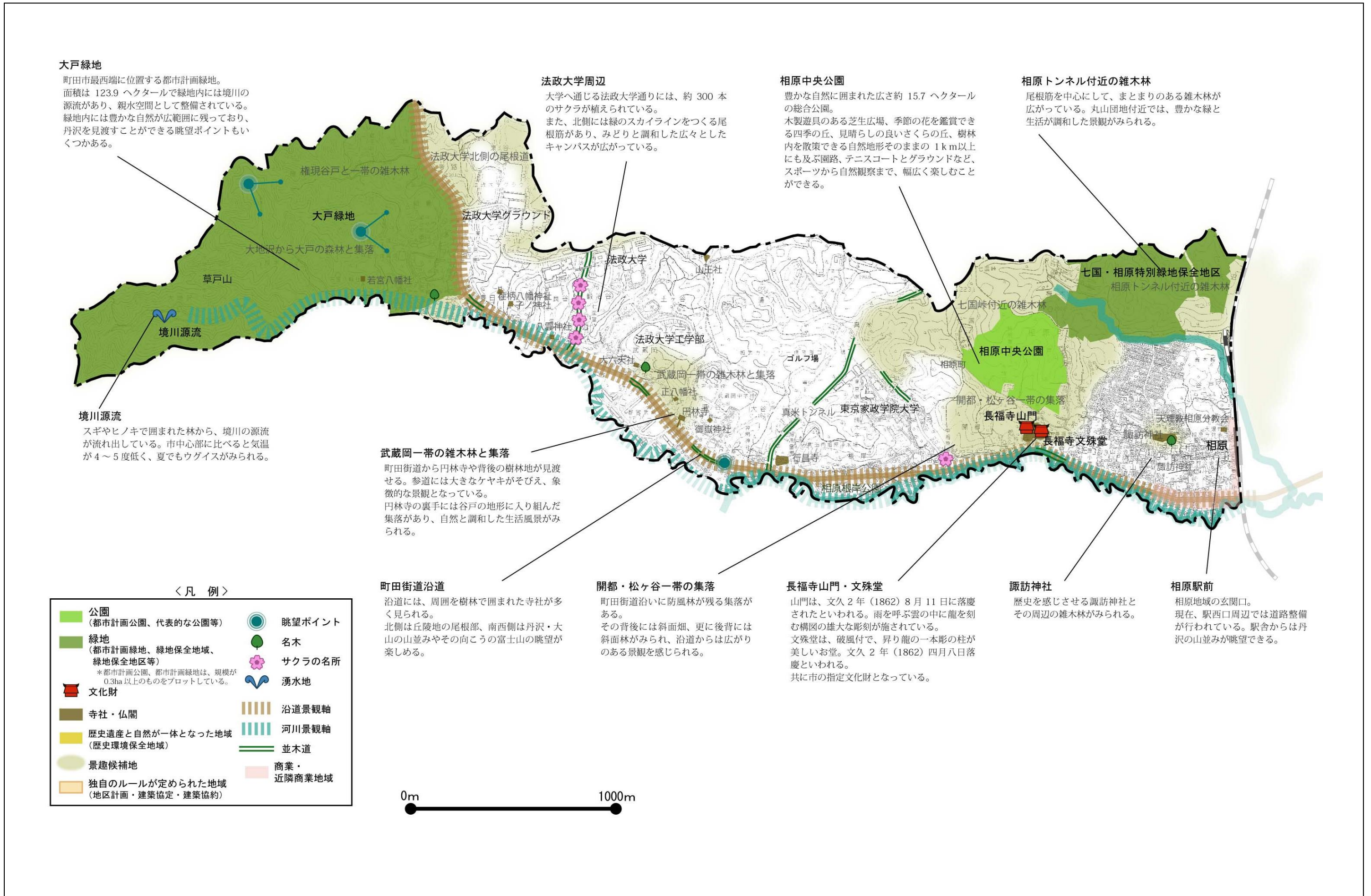


青木家住宅
※一般公開はしていません。敷地内の立ち入りはご遠慮ください。

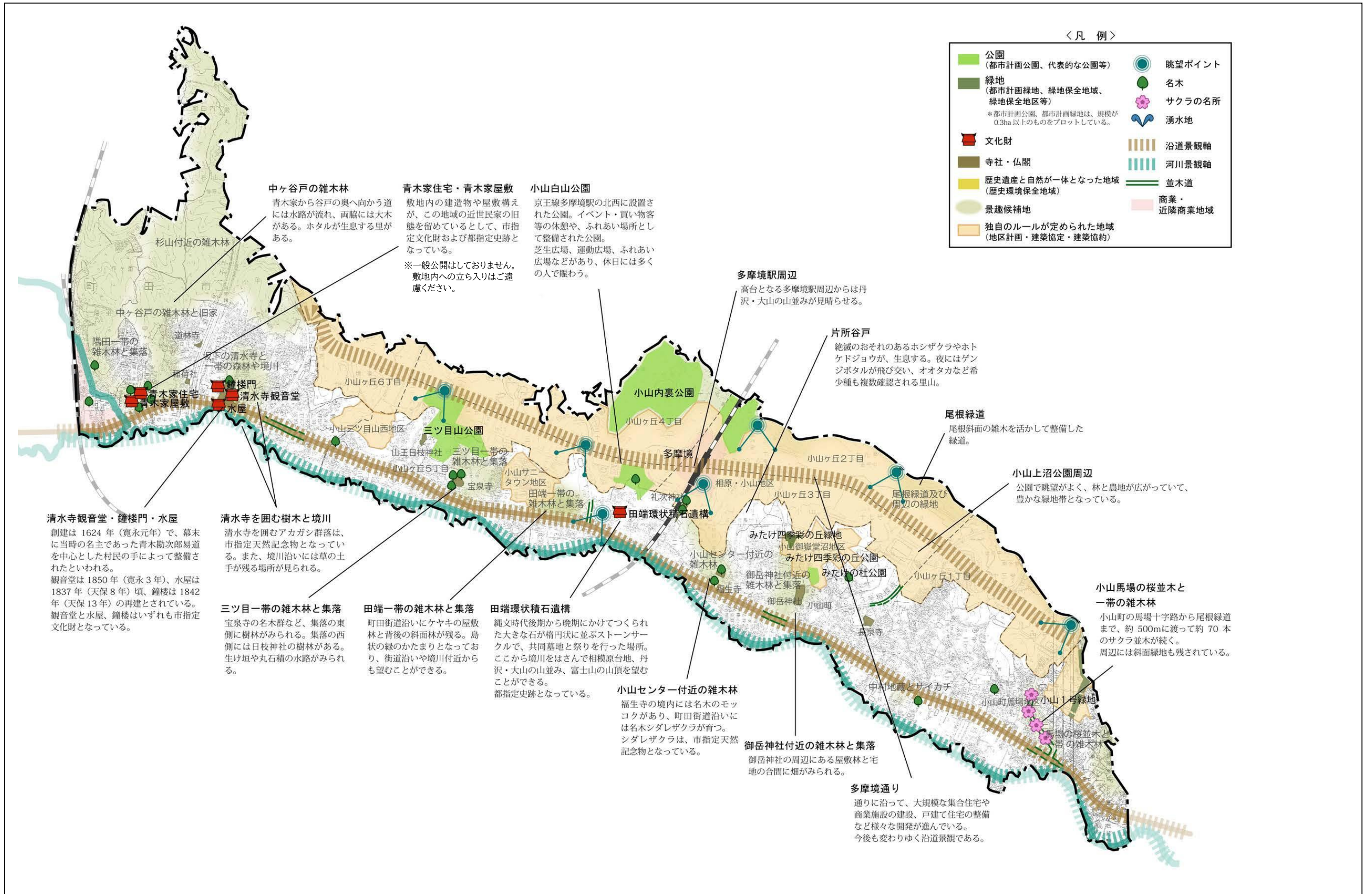
◆配慮すべき景観要素◆

円林寺／清水寺／諏訪神社／青木家住宅／長福寺／田端環状積石遺構／相原窯跡など

■相原・小山地域の景観要素図1（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



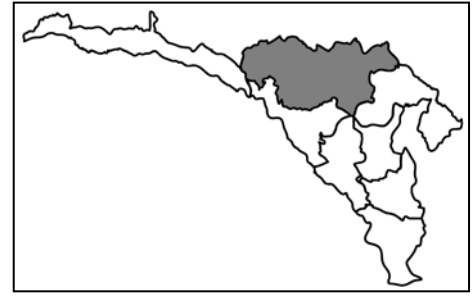
■相原・小山地域の景観要素図2（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～小山田・小野路地域～

◇町目構成◇

上小山田町、下小山田町、小野路町、函師町、野津田町、真光寺町、真光寺



小山田・小野路地域は町田市の北部に位置し、北側を多摩市や八王子市の多摩ニュータウンと接する地域です。地域のほぼ全域が丘陵地にあり、多摩市との境にある標高150m前後の尾根を最高に、起伏に富んだ複雑な地形が見られます。そのため多くの谷戸が点在しており、谷戸山と農地が一体となった谷戸の景観を形成しています。

①景観づくりのテーマ

1)水とみどり豊かな自然環境に配慮した谷戸山景観の維持保全

丘陵地に残された豊かなみどりや谷戸の景観、多様な生物の生息環境となっている鶴見川・真光寺川の水辺環境など貴重な自然環境に配慮し、農地の荒廃や不法投棄などにより、それらの魅力を損なわない景観の維持や回復に努め、自然環境に調和した景観づくりを進めます。

2)地域の歴史・文化資源を活かした魅力あふれる景観づくり

小野路宿通りや大泉寺など地域の歴史や文化を物語る貴重な資源を積極的にまちづくりに活かし、周辺の自然景観と調和した魅力あふれる景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇起伏に富んだ丘陵地が織り成す眺め

小山田・小野路地域の起伏に富んだ地形によってつくられる様々な眺望が見られます。空間の開けた場所では尾根の稜線の随所で見られ、場所によっては大山・丹沢の山並みや、その向こうにそびえる富士山を望むこともできます。また河川や街道沿いからは、丘陵の稜線のみどりが帯のように連なる姿を見ることもできます。

随所で見られる特徴的な眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しのきく坂道・階段／高台にある公園・広場／芝溝街道などからの眺望



野津田付近の丘陵の稜線

<農やみどり>

◇町田を代表する丘陵地のみどり豊かな景観

小山田・小野路地域は市街化調整区域に指定されている地域が多く、それらを中心に丘陵地の樹林や、農地など、みどり豊かな景観が広域に広がります。豊かな樹林や谷戸に形成された田畑などでは、みどり豊かな田園風景が見られますが、近年、農地の放棄・荒廃、



谷戸の景観

資材置き場、残土・廃棄物の投棄などによって、良好な景観が脅かされる場所も見られます。

町田市の景観の財産である丘陵地の樹林や農地、及び谷戸を形成している豊かなみどりを保全し、それらと一体となる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

農地／樹林／谷戸の田畑など

◇地域のシンボルとなるまとまりのあるみどり

地域内には、多くの公園や緑地があり、まとまったみどりが確保されています。

まとまったみどりを、町田市の景観のシンボルとして維持・保全し、それらのみどりの拠点とし、周辺にもみどりを広げます。

◆配慮すべき景観要素◆

小山田緑地／野津田公園／函師小野路歴史環境保全地域／七国山周辺／薬師池公園／真光寺公園／真光寺緑地など



小山田緑地

◇尾根緑道

尾根緑道には、桜やケヤキなどの木々が大きく育った並木道が続いています。春夏秋冬それぞれの季節を味わうことができる空間は、憩いの場として多くの市民に親しまれています。緑道からは南西方向に連なる大山・丹沢の山並みや、市街地を見渡すことができます。

尾根緑道の並木道の景観と尾根緑道から望む周囲の良好な眺望を維持・保全し、多くの人が眺望を楽しめる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

尾根緑道

<まち並み>

◇谷戸や街道沿いの集落のまち並み

小山田・小野路地域では、農地や樹林の田園風景の間にいくつかの住宅がまとまって建つ景観が多く見られます。中でも古くから生活が営まれてきた谷戸では、周辺のみどりと一体となった集落の景観が見られます。また古くからある街道沿いには、歴史を感じさせる旧家の佇まいが残る場所が随所に見られます。

谷戸の集落では、周辺を包むみどりの尾根を保全し、良好な自然環境に配慮した景観づくりを行います。また、芝溝街道など古くからある街道沿いでは、街道沿いの寺社や旧家などの景観資源を活かし、それらに配慮したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

谷戸の集落／街道沿いの寺社や旧家

◇小野路宿通りのまち並み

幕末まで宿場町として栄えた小野路宿通りでは、歴史ある建築物や板塀のまち並みが良好に維持されており、宿場としてにぎわった往時の街道の雰囲気をしるばせる貴重な景観が受け継がれています。また、背景には丘陵の豊かなみどりが広がります。

小野路宿通りでは、道路整備にあわせて、歴史あるまち並みの環境を保全・再生し、特徴を活かした景観づくりを行います。

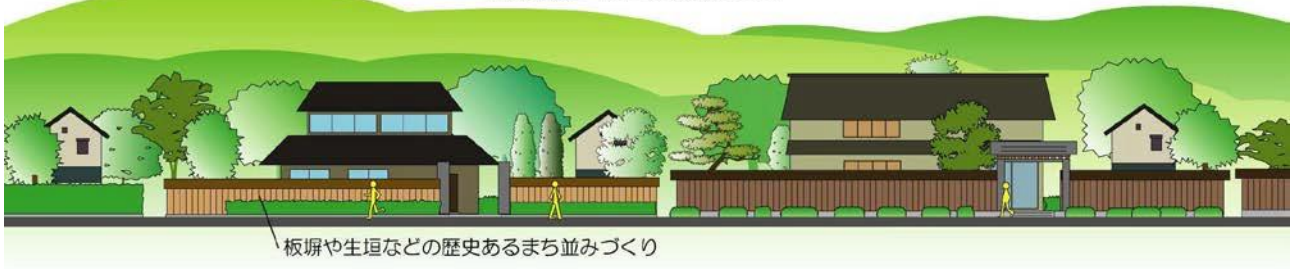


小野路宿通り

◆配慮すべき景観要素◆

小野路宿通りとその周辺／板塀、せせらぎ水路、歴史のある建築物／豊かなみどり

丘陵のみどりと一体となる景観づくり



板塀や生垣などの歴史あるまち並みづくり

◇丘陵地に広がる一体的に整備された住宅地

真光寺や上小山田町など一部の地域では、起伏のある斜面に一回の住宅地がつくられており、ゆとりのある敷地の戸建て住宅のまち並みを見ることができます。しかし、丘陵地を切り開き、谷戸を造成しながら開発が行われた地域では、尾根の稜線のみどりが分断されるなど、みどりの減少や景観が急激に変化している地域もあります。



真光寺の住宅地

丘陵地の斜面に整備された住宅地では、元の地形を活かすとともに、周辺環境に配慮した良好な住宅地のまち並み景観をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

斜面地の住宅地

(真光寺／上小山田町／野津田町など)



<河川・水辺>

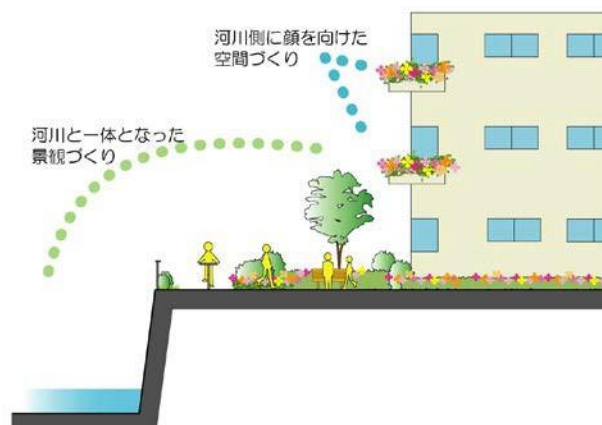
◇丘陵地の鶴見川、真光寺川沿いの景観

鶴見川や真光寺川及びその支流は、丘陵地の複雑な地形を縫うように流れています。上流に向かって川幅も狭くなり、川の流れの近くにまで丘陵の斜面のみどりが間近に迫ることも多くなり、河川周辺との景観的な一体感も強くなります。

鶴見川や真光寺川及びその支流では、河川空間と周辺の環境が一体となったうるおいのある景観をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴見川・真光寺川沿い



◇鶴見川源流の泉

小山田・小野路地域は、川崎市、横浜市を抜けて東京湾へと注ぐ鶴見川の源流地域です。上小山田町には鶴見川源流の泉があり、その周辺には、水辺環境と農のみどりが調和した良好な環境をつくっています。

河川、湧水の周辺では、生物の生息環境にも配慮し、その良好な自然環境と調和した親しみのある景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴見川源流の泉／鶴見川／真光寺川／湧水池



鶴見川源流の泉

<沿道>

◇鎌倉街道、芝溝街道、鶴川街道の景観

小山田・小野路地域には、鎌倉街道や鶴川街道、芝溝街道など古くから存在する道が多くあります。沿道には店舗などの建ち並ぶ地域がある一方で、神社や寺院が多く、歴史の深さを物語る地域もあります。また、新規整備や拡幅などが進められている道路では、沿道の景観が大きく変化している地域も見られます。

鎌倉街道、芝溝街道、鶴川街道の沿道では、周辺の住宅地の環境に十分配慮した景観づくりを行います。また、街道沿いの旧家など歴史のある街道の面影を維持・保全し、それらと調和した景観づくりを行います。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

鎌倉街道／芝溝街道／鶴川街道／街道沿いの旧家や寺社など歴史のある街道の面影／隣接する周辺の住宅地

<歴史・文化>

◇七国山周辺などの自然と歴史が感じられる景観

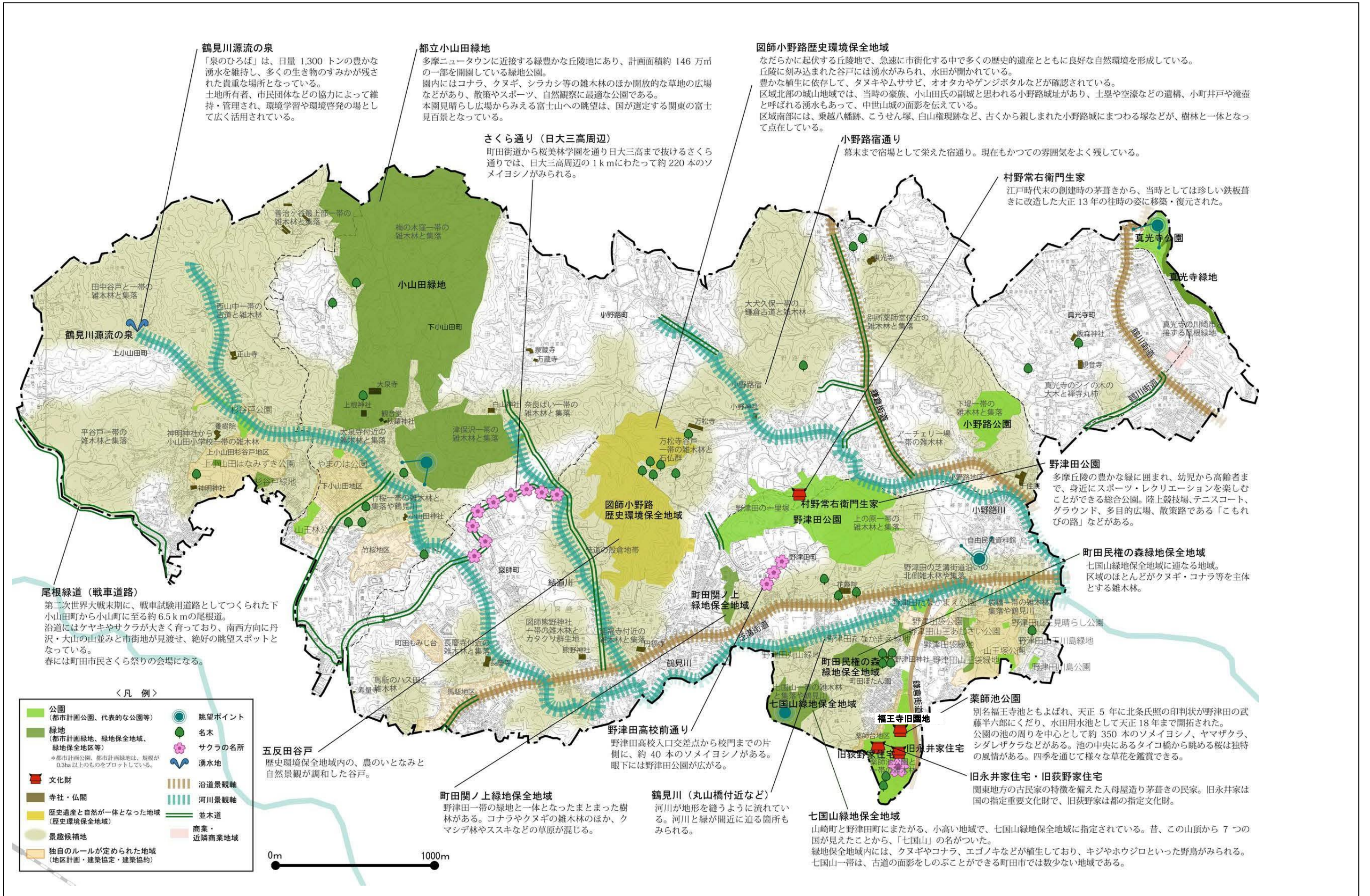
小山田・小野路地域には、薬師堂、福王寺、旧荻野家住宅、旧永井家住宅がある薬師池公園や、小野路城址、一里塚、野津田神社、大泉寺、万松寺など、地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。特に薬師池公園や野津田神社、鎌倉井戸などがある七国山周辺は、歴史的な面影を残す景観が数多く見られます。また地域内には多くの古道があり、歴史的な趣と豊かな自然が融合した景観が形成されています。

地域の歴史を物語る主要な寺社や文化財の周辺では、それらの資源に配慮し、周辺のみどりの環境と一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

七国山周辺／大泉寺／万松寺／野津田神社など

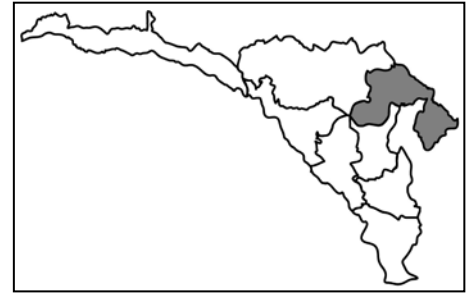
■ 小山田・小野路地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～鶴川地域～

◇町目構成◇

鶴川、三輪町、大蔵町、三輪緑山、能ヶ谷町、
広袴町、広袴、金井、薬師台、金井町の一部



鶴川地域は、町田市の北東部に位置し、川崎市や横浜市に隣接する地域です。河川や街道沿い、小田急線沿いの低地部分から幾筋もの丘陵の尾根が連なるなど、高低差に富み、起伏が豊かな丘陵地の地形が見られます。

みどり豊かな丘陵の尾根に囲まれた住宅地や、里山や谷戸の田園風景がみられる一方で、鶴川団地など面的な整備が行われてきました。近年でも大規模な宅地開発が行われるなど、急激に変化している景観も見られます。

①景観づくりのテーマ

1) 尾根のみどりに包まれた住宅地の景観づくり

丘陵の尾根のみどりに包まれた住宅地の姿が鶴川地域のまち並みの特徴です。また、真光寺川や鶴見川などの河川や数多く見られる歴史・文化の面影も鶴川地域を特徴づける要素となっています。それらの特徴を活かした魅力的な景観づくりを進めます。

2) 鶴川駅周辺の秩序ある景観づくり

鶴川駅周辺では、周りに広がるみどりや商店街、住宅地の環境に十分配慮しながら、地域の日常生活の中心として、また人々が集まり交流する場として、にぎわいのある中にも秩序のある景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇丘陵地のみどりと起伏がつくる変化に富んだ眺め

鶴川地域には、多くのみどり豊かな谷戸の景観が見られます。例えば、三輪町の妙福寺周辺を含む一帯には、みどりが深く典型的な谷戸の景観が見られます。

幾筋もの尾根と谷によって複雑に入り組んだ地形は、さまざまな場所からさまざまな方向に眺望を体験することができます。地形の低い場所を流れる鶴見川や真光寺川からは、間近に迫るみどりの斜面の尾根の稜線が見られます。また鶴見川を上流方向に眺めると、遠くの山並みが正面に見渡すことができ、住吉橋付近からは、春日神社の鎮守の森が正面に見えるなど、特徴的な眺望が体験できます。金井四丁目などの視界の開けた小高い場所では、眼下に広がる住宅地の家並みを眺めることができ、みどりの塊が小山のように残る姿など、地域の地形の特徴やまちの様子がよく理解できます。

幾筋もの尾根や谷が複雑に入り組んだ地形によって、随所から見られる眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

見通しのきく場所／鶴見川などの河川沿い／
高台の公園・広場などからの眺望



高台から望む住宅地の家並み

<農やみどり>

◇町田を代表する丘陵地のみどり豊かな景観

三輪町では多くが市街化調整区域に指定されており、それらの地域を中心に豊かな樹林や谷戸で形成された田畑などではみどり豊かな田園風景が見られますが、近年、農地の放棄・荒廃、資材置き場、残土・廃棄物の投棄などによって、良好な景観が脅かされている場所も見られます。

市街化調整区域内における丘陵地の樹林や農地、谷戸が形成されているみどり豊かな景観を保全するとともに、それらに配慮し、一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

三輪町の市街化調整区域内の緑地

◇地域のシンボルとなるまとまりのあるみどり

鶴川中央公園や三輪中央公園などは、地域のシンボルとなる公園として市民に親しまれています。町田代官屋敷緑地保全地域、真光寺緑地、薬師台緑地など、住宅地の近くにまとまりのあるみどりが保全されています。これらのみどりは離れた場所からも遠景、中景景観として楽しむことができ、落ち着きやうるおいをもたらしています。広袴公園など周辺の環境に調和した水とみどり豊かな公園も見られます。

緑地や公園のまとまったみどりのある景観を維持・保全するとともに、周辺では、積極的に緑化を行うなど、緑地や公園と一体となったみどりの景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴川中央公園／三輪中央公園など

<まち並み>

◇尾根のみどりに囲まれた住宅地

多くの住宅地の周りには尾根のみどりが見られます。丘陵のみどりの尾根は住宅地の背景となり、鶴川地域の特徴となっています。しかし一方では丘陵地を切り開き、谷戸を造成しながら開発が行われたため、尾根の稜線のみどりの分断もみられます。

尾根のみどりに囲まれた、鶴川地域の住宅地の特徴に配慮した景観づくりを行います。



尾根のみどりに囲まれた住宅地

◆配慮すべき景観要素◆

鶴川地域の住宅地／背景の丘陵のみどりの稜線

尾根の緑の稜線の保全



緑豊かな住宅地の形成

◇丘陵地に一体的に整備された住宅地

斜面地や尾根のみどりを切り開き大規模に開発が行われた地域では、戸建て住宅のまち並みが広がっています。三輪緑山や薬師台、金井などでは、閑静な低層住宅地が広がります。地区計画などまちづくりルールが定められている地域もあり、良好なまち並みが維持されています。



三輪緑山

丘陵地に一体的に整備された住宅地では、地域独自のルールを守り、地域の特色を尊重し、周囲のまち並みと調和した落ち着いたある良好な住宅地のまち並み景観を維持します。

◆配慮すべき景観要素◆

三輪緑山／薬師台／金井などの住宅地

◇農地や樹林が残り田園風景がみられる住宅地

鶴見川や真光寺川の周辺には、住宅地の中に農地が点在しています。しかし河川沿いの住宅の一部では、周囲の水とみどりの豊かな環境に馴染まない色彩や形態の建築物も見られます。

鶴見川・真光寺川の周辺に農地や樹林の残る地域では、みどりの連続性に配慮し、積極的な緑化やみどりが映えるような色彩を用いるなど、自然資源と調和したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴見川・真光寺川周辺

◇大規模な集合住宅団地

鶴川団地のような大規模な集合住宅団地では、敷地内の豊かなみどりと一体となり、中高層の建築物が整然と建ち並び特徴的な景観が見られます。

鶴川団地のような大規模な集合住宅団地では、建て替えや修繕などに際しても、大きく育った樹木の保全など、年月を経て培われた環境を継承します。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴川団地内のみどりや整然とした建物配置

<河川・水辺>

◇丘陵地を流れる鶴見川・真光寺川

鶴見川は、丘陵地の尾根の谷間を、曲線を描きながら西から東へ流れ、真光寺川などの支流と合流しながらひとつとなって流れていきます。鶴見川では河川改修が進められ、新しい流れがつくられている地域がありますが、一部ではこれまでの流れの形を残した整備が行われており、多様な生物の生息空間として維持されるとともに、かつての面影を残す水辺景観となっています。

鶴見川や真光寺川、その支流、湧水地などでは、生物の生息環境にも配慮し、河川や水辺環境を活かした景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴見川／真光寺川／湧水地



鶴見川

<沿道>

◇沿道開発の中にも歴史・文化の雰囲気を残す街道

鶴川街道や芝溝街道など主要な道路の沿道には、商業施設などの店舗が立地し多様な景観が見られます。またその一方で、随所に昔ながらの生垣や樹木が豊かに育った民家もみられるなど、地域の歴史・文化を感じさせるたたずまいを残す場所も見られます。また沿道の施設や交差点などでは、過度な色彩や表現の屋外広告物などにより、周辺と調和を欠いた場所が見られます。

主要な道路の沿道では、周辺の住宅地の環境に十分配慮した景観づくりを行います。また、街道沿いの旧家など歴史のある街道の面影を維持・保全し、それらと調和した景観づくりを行います。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

鶴川街道・芝溝街道沿い／街道沿いの旧家や寺社など歴史のある街道の面影

<にぎわい>

◇開発が進む鶴川駅周辺

鶴川駅周辺では、駅北側を中心に近年開発整備が進んでいます。新しい施設が多く建設され、駅前の景観は変化しています。近くには香山^{かごやま}の山林などがあり、自然景観と新たな開発が混在した景観となっています。中には、過度な色彩や表現などの屋外広告物によって、駅前景観の調和を欠くものも見られます。開発整備が進む駅北側と南側では、まちの性格が異なり、景観の連続性も途切れています。

鶴川駅周辺は、地域の顔としての景観づくりを大切にします。また周辺のみどり豊かな環境や住宅などに配慮しながら、一体感のある景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴川駅周辺

<歴史・文化>

◇地域の歴史・文化資源が数多く残された景観

三輪町を中心に、古墳や寺社などの多くの歴史的資産があります。特に三輪町や能ヶ谷町の丘陵地には、みどり豊かな自然環境と一体となった西谷戸横穴墓群など、ほかの地域と比べても多くの歴史的資産が残ります。

また、文化財に指定されているものもあります（妙福寺祖師堂・本堂鐘桜門・高麗門、熊野神社本殿、白洲次郎・正子旧宅）。中でも白洲次郎、正子氏が暮らした「武相荘」には、この地域の古き良き農家のたたずまいが残され、多くの観光客が訪れるスポットとして広く知られています。



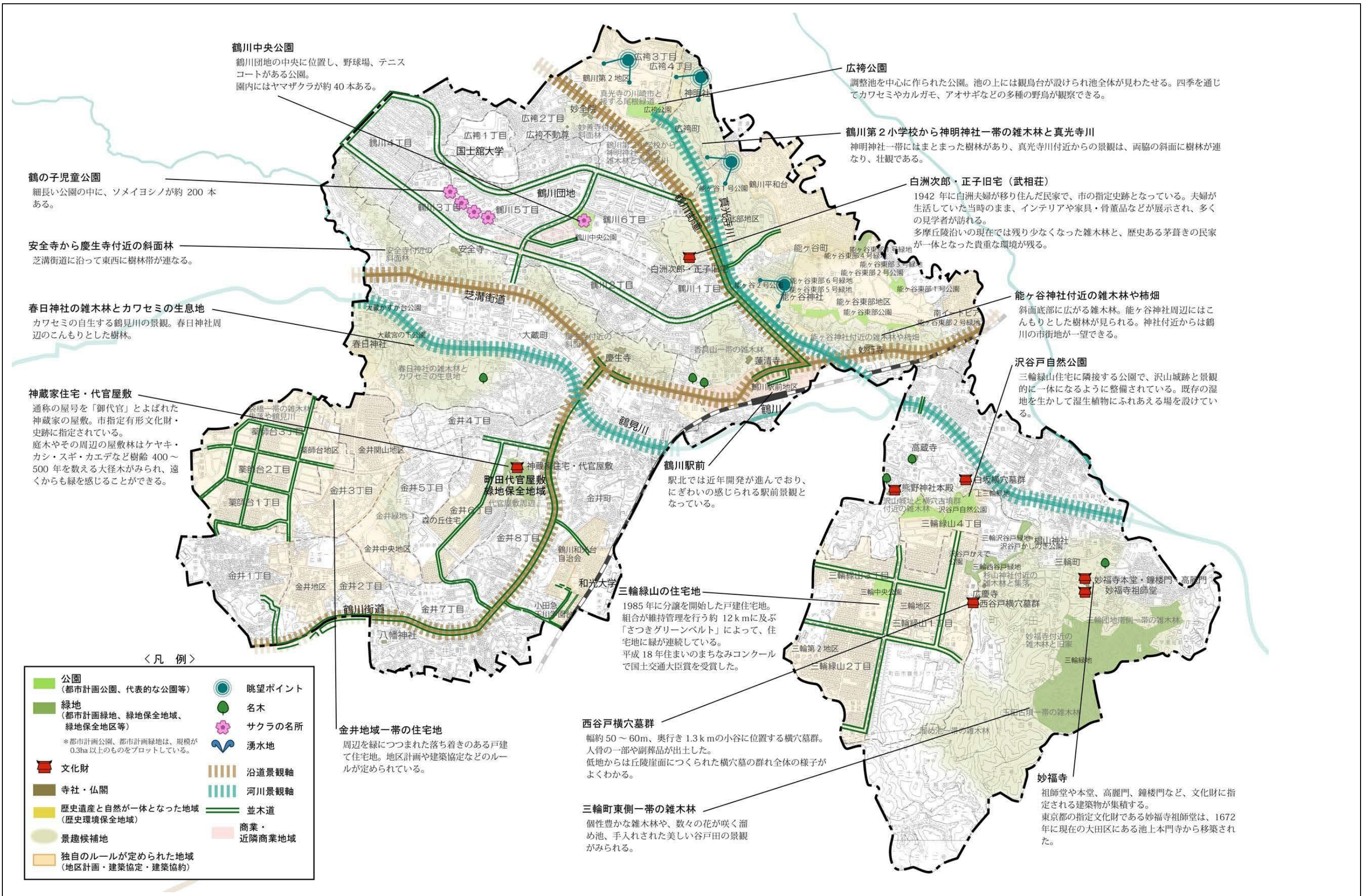
西谷戸横穴墓群

こうした鶴川の歴史や文化に深く関わる主要な寺社や文化財の周辺では、周辺のみどりの環境と一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

西谷戸横穴墓群／白坂横穴墓群／下三輪玉田谷戸横穴墓／妙福寺／熊野神社など

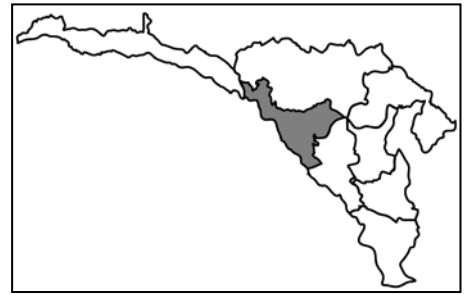
■ 鶴川地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～忠生地域～

◇町目構成◇

忠生、山崎町、木曾町、根岸町、矢部町、常盤町、小山田桜台、木曾西、木曾東、本町田の一部、森野の一部



忠生地域は、町田市西側に位置し、境川に沿って相模原市に隣接する地域です。境川から北東方向に向かって、台地、丘陵地と連続して高くなる地形となっています。

地域内には、町田木曾住宅や山崎団地、小山田桜台団地など大規模な中高層住宅団地があり、区画整理が行われた住宅地が広がるなど、面的に整備されたまち並みが形成されています。しかしその一方で、地域北側の起伏のある丘陵の斜面にはまだみどりが多く残されており、境川や鶴見川の支流の水辺の空間など、それぞれに特徴のある景観が見られます。

①景観づくりのテーマ

1)それぞれの住宅地の特徴を活かしたみどり豊かなまち並みづくり

基盤の整った住宅地や大規模な団地など、それぞれのまち並みの持つ特徴を活かし、地域内に残された樹林や農地などのみどり豊かな環境と調和した住宅地のまち並みづくりを進めます。

2)尾根緑道や河川などの水とみどり豊かな環境を重視したうるおいのある景観づくり

市民に親しまれている尾根緑道や境川沿いの良好な農地や樹林を保全するとともに、住宅地などの緑化などを行うことにより、水とみどり豊かなうるおいのある景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇丘陵地、台地、低地が南北に連続した地形

忠生地域は、相模原市との境界付近を流れる境川から北東方向に向かって、台地、丘陵地と連続して高くなる地形をしています。そのため、小山田・小野路方向に丘陵地の尾根のみどりが見渡せ、南西には相模原の市街地の向こうに丹沢・大山の山並みを望むことができます。

南西方向に広がる丹沢・大山の山並みや小山田・小野路方向に連なる丘陵の眺望など、忠生地域の特徴的な眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しのきく坂道・階段／台地と低地の境／高台にある公園・広場などからの眺望

<農やみどり>

◇農地や斜面林のまとまりのあるみどりの景観

七国山から忠生公園付近を中心に地域北側には、農地や斜面林が多く残り、うるおいのある空間をつくっています。忠生公園周辺は、起伏のある地形によってつくられた谷戸があり、背景の尾根のみどりと農地と集落が一体となった風景が見られます。

七国山周辺や忠生公園など、まとまりのあるみどりの景観を維持・保全するとともに、周辺では、積極的に緑化を行うなど、斜面林や公園のみどりと一体となったみどりの景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

七国山周辺／尾根緑道／忠生公園など

◇尾根緑道

尾根緑道には、桜やケヤキなどの木々が大きく育った並木道が続いています。春夏秋冬それぞれの季節を味わうことができる空間は、憩いの場として多くの市民に親しまれています。緑道からは南西方向に連なる大山・丹沢の山並みや、市街地を見渡すことができます。

尾根緑道の並木道の景観と尾根緑道から望む周囲の良好な眺望を維持・保全し、多くの人が眺望を楽しめる景観づくりを行います。



尾根緑道

◆配慮すべき景観要素◆

尾根緑道

<まち並み>

◇基盤の整ったみどりの多いまち並み

区画整理事業が行われ、基盤整備されたまち並みが広がります。宅地化の進んでいない地域では、農地が残り、まとまった樹林が残されている場所もあり、みどり豊かなまち並み景観が見られます。

区画整理が行われ基盤の整った住宅地では、整ったまち並みを活かし、まち並みの連続性に配慮した景観づくりを行います。宅地化が進んでいない地域では、みどりの連続性に配慮した景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

忠生地域の住宅地

◇成熟した大規模な中高層住宅団地

小山田桜台団地、山崎団地、町田木曾住宅など大規模な中高層住宅団地では、低層や中高層の集合住宅が整然と建ち並ぶ特徴的な景観が見られます。団地内には公園や緑地も多く、年月を経て樹木も大きく成長しており、身近なみどりに囲まれた景観が見られます。

大規模な団地では、大きく育った樹木などをできる限り残り、年月を経て培われた環境を継承します。



小山田桜台団地

◆配慮すべき景観要素◆

小山田桜台団地／山崎団地／町田木曾住宅／境川団地

<河川・水辺>

◇緩やかな曲線を描きながら流れる境川

境川は、相模原市との境界付近を緩やかな曲線を描きながら流れています。川の流れに沿って開放感のある空間が広がり、河川沿いには自転車歩行者専用道路が整備され、川の流れる楽しみながらウォーキングやジョギングを楽しむ市民の憩いの空間となっています。

河川や湧水の周辺では、開放感のある空間を活かし、市民の憩いの空間となる魅力ある景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

境川沿い／湧水池

<沿道>

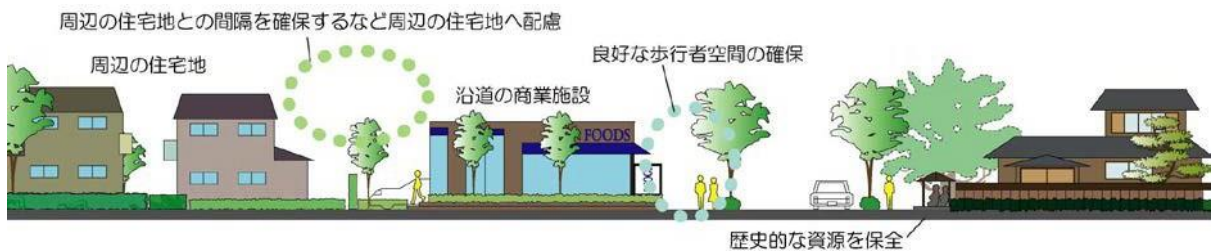
◇商業施設が建ち並ぶ中に歴史の面影を残す町田街道・芝溝街道

町田街道や芝溝街道、町田駅前通りなどの主要な通りの沿道には、住宅や飲食店、物販店など様々な業種の建築物が立地し、多様な景観が見られます。特に主要な通りの沿道では、様々な色彩の商業施設や屋外広告物が雑然と並ぶ様子が見られます。北へ向かうと、徐々に沿道に樹木が生い茂る景観が多く見られるようになり、また古い街道沿いには、旧家のたたずまいや地蔵など、地域の歴史・文化の深さを感じさせるたたずまいを残す場所も見られます。

町田街道や芝溝街道、町田駅前通りなどの主要な通りでは、通りからの見え方や周辺の住宅地の環境や歩行者空間に十分配慮した景観づくりを行います。また、街道沿いの旧家などの歴史のある街道の面影を維持・保全し、それらと調和した景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

町田街道／芝溝街道／隣接する周辺の住宅地など



<歴史・文化>

◇地域の歴史・文化を物語る歴史的な景観資源

箭幹八幡宮、小山田1号遺跡、木曾一里塚、鎌倉井戸など、忠生地域には歴史・文化を物語る景観資源が見られます。特に、鎌倉井戸などがある七国山周辺は、歴史的な面影を残す景観が数多く見られます。また寺社仏閣などの周辺では、周辺のみどりと一体となった景観が見られます。

箭幹八幡宮などの主要な寺社や文化財の周辺では、周辺のみどりの環境と一体となった景観づくりを行います。

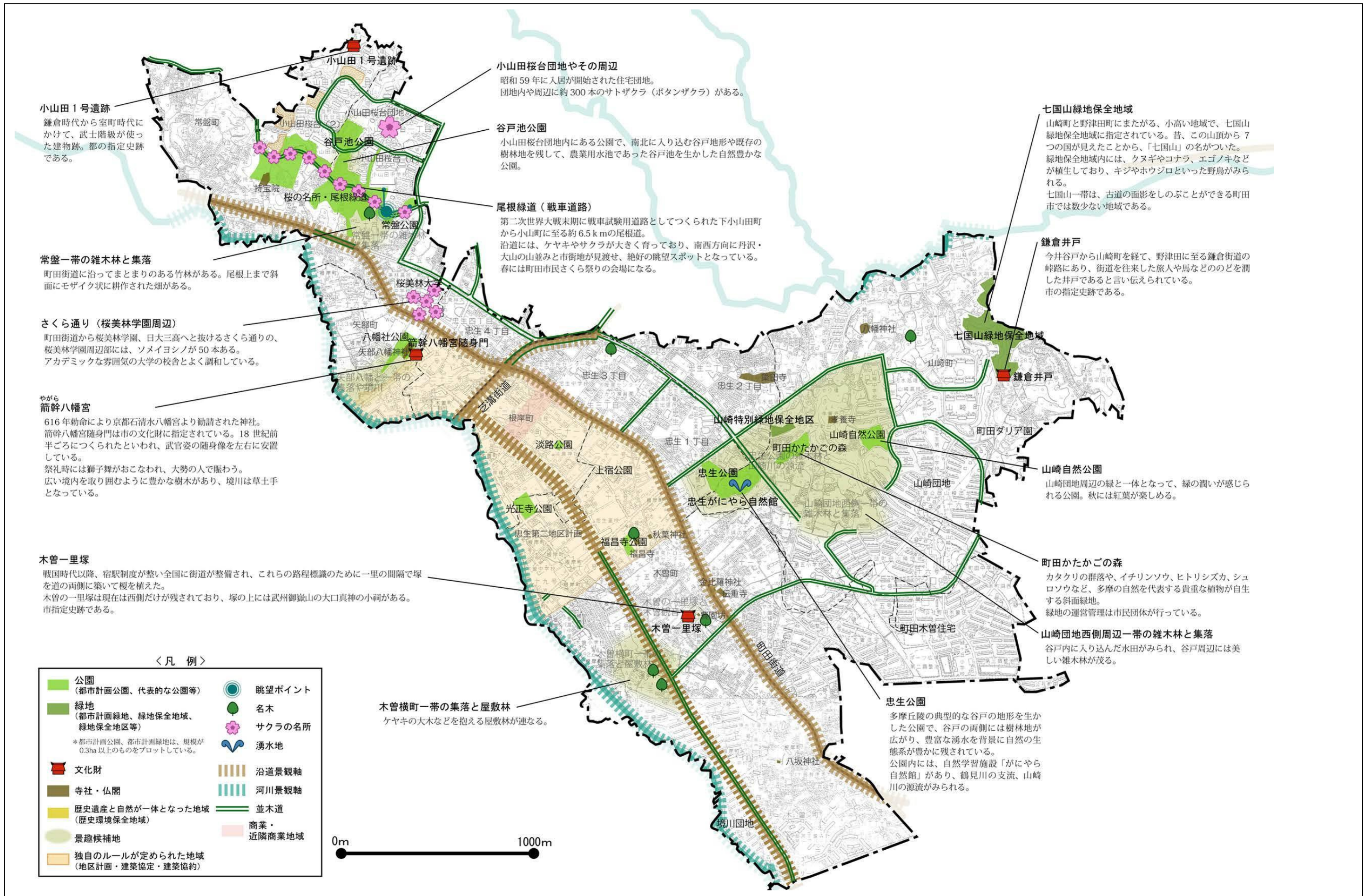


鎌倉井戸

◆配慮すべき景観要素◆

箭幹八幡宮、小山田1号遺跡、木曾一里塚、鎌倉井戸など

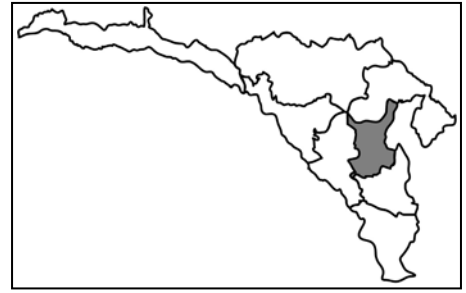
■ 忠生地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～玉川学園地域～

◇町目構成◇

玉川学園、南大谷、東玉川学園、本町田の一部
金井町の一部



玉川学園地域は、町田市の中ほどに位置し、かつての本町田地域を含み、玉川学園前駅を中心とする地域です。地形的にはほとんどが丘陵地の中にあり、起伏豊かな地形の中に住宅地が見られます。恩田川の周辺や南側は低地となっています。

昭和初期に小田急線の開通と共に開発された玉川学園前駅周辺は、風格のある“文教のまち”が形成されています。また、恩田川沿いの南大谷付近には、農地や斜面林などが残り、うるおいとゆとりを感じさせる風景が見られます。

①景観づくりのテーマ

1) まちの成り立ちを尊重した風格のあるまち並みづくり

昭和初期の小田急線の開通後、文教のまちとして形成されてきたまちの成り立ちを尊重し、地域の歴史や文化を感じさせるまち並みや街路樹などを継承し、さらに魅力を高めていきます。また恩田川沿いや南大谷付近では、水辺と周辺の豊かなみどりを活かしたうるおいとゆとりのあるまち並みづくりを進めます。

2) 地域生活の中心となる学園都市にふさわしい駅前風景づくり

通勤、通学や買い物など、地域の日常生活の中心である玉川学園前駅周辺は、周辺の住宅地に配慮しながら、文教のまちにふさわしい風格のある景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇高低差のある地形がつくる特徴的な眺め

玉川学園地域では、高低差のある地形がつくる様々な特徴的な景観が見られます。住宅の多くが丘陵地の斜面に建ち並んでおり、その周辺の尾根の道筋や階段、坂道など、見通しのきく場所の多くでは、斜面に折り重なるように建ち並ぶ住宅地の景観や、丘陵のみどりの尾根の連なり、また、遠くに丹沢・大山の山々を望むことができます。

斜面に建つ住宅や、尾根の稜線がつくるみどりの連なり、丹沢・大山への眺望など、玉川学園地域ならではの眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しのきく坂道、階段／尾根沿いの道 などからの眺望

<農やみどり>

◇地域のシンボルとなるまとまりのあるみどり

玉川学園地域には、3つの大学（玉川大学、昭和薬科大学、和光大学）のキャンパスがあります。キャンパスには大きな樹木が茂り、その姿は周辺からも見ることができます。また大学の周辺にも樹林があり、キャンパス内のみどりとあわせてみどり豊かな地域の象徴的な場所と

なっているとともに、かしの木山自然公園、ゆうき山公園など、各所にまとまりのあるみどりが保全されています。

まとまりのあるみどりは、地域のシンボルとして維持・保全します。また、まとまりのあるみどりと一体となったみどりの景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

各大学周辺／かしの木山自然公園／ゆうき山公園など



玉川大学

<まち並み>

◇風格のある文教のまち

昭和初期に小田急線の開通にあわせて開発された住宅地が、玉川学園前駅を中心に広がっています。約80年の年月をかけて培われてきたまち並みには、ゆとりのある敷地の戸建て住宅が多く、敷地内にはみどりが豊かに育ち風格のあるまち並みをつくり上げています。一帯は文教地区にも指定される「文教のまち」です。しかし近年では、住宅地内の建築物が更新されつつあり、まち並みの変化やみどりの減少なども見られます。また、施設の跡地や斜面緑地に大規模なマンション建設も行われています。



玉川学園前駅周辺の住宅地

玉川学園前駅周辺では、ゆとりのある敷地と、敷地内の樹木、街路樹の保全、元の地形を活かした土地利用など、風格のある学園のまち並みを継承し、地域の魅力を高めていきます。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

玉川学園一帯の住宅地

尾根のみどりの稜線の保全



生垣などにより落ち着いたまち並みを形成

◇農地や樹林が残り田園風景が見られるまち並み

南大谷付近など駅から少し離れた住宅地には、農地や樹林が残り、うるおいとゆとりを感じさせるまち並みが見られます。

南大谷などの住宅地の近くに農地や樹林が残る地域では、農地などのみどりと連続性に配慮し、自然資源と調和したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

南大谷付近の農地や樹林



南大谷

◇大規模な中高層住宅団地

地域の北西にある藤の台団地は、中層の建築物が整然と並び、特徴的な団地の景観をつくっています。

藤の台団地のような大規模な団地では、大きく育った樹木をできる限り残し、年月を経て培われた環境を継承します。

◆配慮すべき景観要素◆

藤の台団地一帯の樹木など

◇成熟した閑静な住宅地

金井町、東玉川学園一丁目などでは、一体的に開発整備された低層の住宅地が広がります。建築協約など、独自のまちづくりルールが定められている地域があり、良好なまち並み景観が維持されています。一部の住宅地では、傾斜地における宅地の造成などに伴って道路に面して高い擁壁がつけられることもあり、住宅地のまち並みづくりに対して景観づくり上配慮が必要な場合も見られます。

金井町など、面的に整備された住宅地では、地域のルールを守り、地域の特性を活かし、周囲と調和した落ち着いたある良好な住宅地のまち並み景観を維持します。

◆配慮すべき景観要素◆

金井町、東玉川学園一丁目の住宅地など

<河川・水辺>

◇みどりの多い恩田川沿いの景観

恩田川沿いには自転車歩行者専用道路が整備され、川の流れを楽しみながらジョギングやウォーキングを楽しむ人たちも多く見られます。河川の近くに丘陵の斜面林が迫り、河川沿いから周辺のみどりを望むことができます。

恩田川沿いでは、並木や周囲の樹林地の眺望、開放的な空間を活かし、川沿いの眺望を楽しむ景観づくりを行います。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

恩田川沿いや周辺

<沿道>

◇鶴川街道沿いの景観

地域の西側には、丘陵地を南北に貫くように鶴川街道が通っています。沿道には住宅に混じって店舗などが立地しています。

鶴川街道では、沿道の商業施設は周辺の住宅地の環境に十分配慮した景観づくりを行います。街道沿いの旧家など歴史のある街道の面影を維持・保全し、それらと調和した景観づくりを行います。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

鶴川街道沿い

<にぎわい>

◇地域の日常生活の中心である玉川学園前駅周辺

玉川学園地域の日常生活の中心である玉川学園前駅周辺には、建築物の大きさや色彩が様々な商業施設などが立地し、駐車場なども点在しています。駅周辺には桜並木や大きな樹木も多く、季節感を演出しています。

玉川学園前駅周辺では、小田急線の線路に沿った通りのにぎわいは保ちながらも、隣接する住宅地のまち並みに配慮し、風格のある文教のまちの中心にふさわしい景観づくりを行います。



玉川学園前駅周辺

◆配慮すべき景観要素◆

玉川学園前駅周辺／駅周辺の樹木



<歴史・文化>

◇寺社仏閣とみどりが一体となった景観

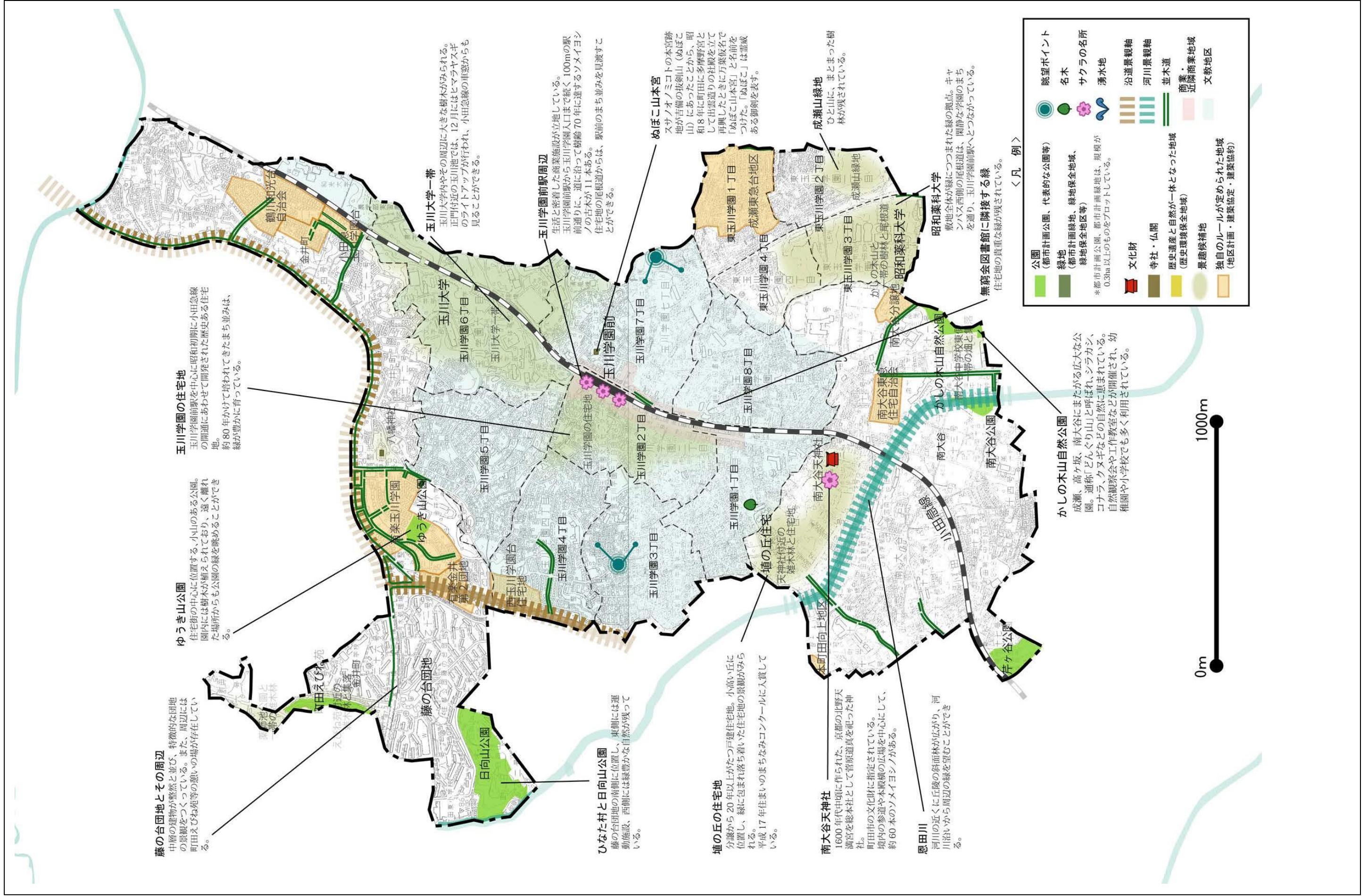
南大谷にある南大谷天神社など、地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。また、寺社の周辺には多くのみどりがあり、建築物と周辺のみどりが一体となった景観が見られます。

南大谷天神社など、地域の歴史・文化を物語る景観資源を保全し、それらの資源と周辺のみどり豊かな環境と一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

南大谷天神社

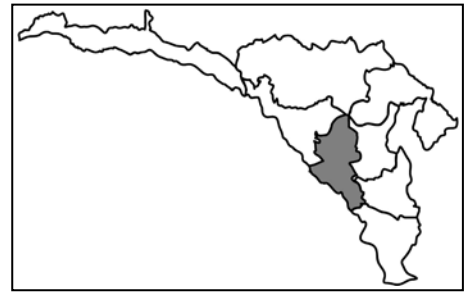
■ 玉川学園地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～原町田地域～

◇町目構成◇

中町、原町田、旭町、金森一丁目、本町田の一部、森野の一部



原町田地域は、町田市のおお中央部に位置し、西側で境川に面して相模原市と隣接する地域です。原町田地域は、境川と恩田川の間比較的平坦な土地（相模原台地）が多く、恩田川周辺から北側にかけては丘陵地となり、起伏の豊かな地形となります。

町田駅周辺の中心市街地は、「商都まちだ」として、市内だけではなく周辺都市の商業の拠点として栄え、にぎわいのある景観が見られます。

①景観づくりのテーマ

1) 活気とふれあいのある中心市街地の景観づくり

町田駅周辺の中心市街地については、現在の「にぎわい」「回遊性」などの要素を活かし、一定の秩序を保ちながら、町田の中心としてだれもが安全に快適に過ごすことのできる、ゆとりとうるおいのある中心市街地の景観づくりを進めます。

2) 街道の歴史的な資源などを活かした快適で魅力的なまち並み景観づくり

町田街道や鶴川街道、鎌倉街道など歴史のある街道や、交通ネットワークの要となる主要な道路が多く集まる特徴を活かし、生活基盤施設の改善や街道沿いに残る歴史的な資源などを活かしながら、快適で魅力的なまち並み景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇台地に広がる市街地

台地と低地の境にある坂道や階段などの空間が開けた場所からは、遠くのみどりや斜面に建ち並ぶ住宅の景観を望むことができます。町田市民病院周辺の坂道の眺めや、高台にある養運寺の境内からみる眺望など、遠くまで見通しのきく景観を楽しめる場所が多く見られます。恩田川沿いでは、川の東側から尾根のみどりや斜面に建ち並ぶ住宅景観を望むことができます。また、市街地では、建築物内から、台地に広がる市街地の景観を一望することができます。

原町田地域ならではの眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

台地と低地の境／見通しのきく坂道・階段／高台の広場・公園／恩田川沿いなど

<農やみどり>

◇芹ヶ谷公園や地域の北側に多いまとまりのあるみどり

地域の北側にはえびね苑などがあり、七国山周辺のみどりのまとまりのあるみどりが見られます。ひなた村の周辺には、せせらぎ水



見晴らし公園から見るダリア園周辺

路のあるなかよし散歩道やピオトープが整備され、憩いの空間になっています。起伏のある地形の地域では、斜面の樹林が、住宅地の中にみどりの島のように残る様子も見られ、みどりと住宅の織りなす景観が広がります。

また芹ヶ谷公園は、豊かな樹木に囲まれ、駅の近くにありながら豊かな自然の風景と出会えます。国際版画美術館と公園内のみどりが一体となり、多くの市民の憩いの場となっています。

まとまりのあるみどりは、地域のシンボルとして維持・保全し、それらを活かした景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

七国山周辺／えびね苑／芹ヶ谷公園など

<まち並み>

◇**基盤の整った住宅地**

町田駅の北側には、1930年代から整備された市街地が広がります。現在の旭町や中町などを中心にして、当時の基盤整備をもとに築かれた碁盤の目の道路に、整然としたまち並みがつくられています。

旭町や中町のように基盤の整った住宅地では、整ったまち並みを活かし、まち並みの連続性に配慮した景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

旭町、中町の整然としたまち並み

◇**大規模な中高層住宅団地**

本町田住宅、森野住宅などでは、集合住宅が建ち並ぶ特徴的な団地の景観をつくっています。団地内には公園や緑地も多く、年月を経て樹木も大きく生育しており、身近なみどりに囲まれた景観が見られます。

大規模な中高層住宅団地では、大きく育った樹木をできる限り残し、年月を経て培われた環境を継承します。

◆配慮すべき景観要素◆

本町田住宅や森野住宅の敷地内など

◇**農地や樹林が残るみどり豊かな住宅地**

森野や本町田などでは、豊かな樹林が数多く見られ、畑も残るなど、みどりの多い住宅地景観が広がっています。

農地や樹林が残るみどり豊かな住宅地では、みどりの連続性に配慮し、積極的な緑化を行うなど、自然資源と調和したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

森野／本町田周辺の住宅地

<河川・水辺>

◇**多くの人が訪れる境川・恩田川沿い**

境川沿いや恩田川沿いには、自転車歩行者専用道路が整備され、ジョギングやウォーキングを楽しむ人が多く見られます。しかし、町田駅周辺の境川の風景は、まちの裏側の印象があり、また、相模原市との境界を流れるため、対岸の景観と調和が図られていない場所もあります。

境川や恩田川では、対岸の景観との調和を図り、河川を活かした快適な景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

境川／恩田川

◇市街地の中にもみられる湧水

市民病院の周辺などには、湧水によるうるおいのある景観が見られます。

市街地の中にもみられる湧水は、できる限り保全し、それらを活かした景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

市街地の中に点在する湧水（市民病院周辺など）

<沿道>

◇歴史のある街道の景観

町田街道や鶴川街道、鎌倉街道など、交通量の多い主要な道路の沿道では、飲食店や物販店など様々な業種の建築物が立地し、多様な景観が見られます。しかし、過度な色彩の建築物や屋外広告物などによって、沿道の一部では統一感のない景観になっています。

街道沿いでは、車で通る人や歩行者にとっても、魅力のある沿道景観をつくります。また、かつてケヤキ並木のあった鎌倉街道の景観の面影を尊重し、街路樹や沿道の樹木の保全や積極的な緑化によりみどり豊かな沿道景観をつくります。

◆配慮が求められる場所や景観の要素◆

町田街道／鶴川街道／鎌倉街道

<にぎわい>

◇「商都」としてにぎわう町田駅周辺

JR町田駅・小田急町田駅を中心に百貨店などの商業施設が集積し、にぎわいのあるまち並みが形成されています。

原町田大通りは、道幅が広く整備された通りで、駅と芹ヶ谷公園をつなぐ通りです。原町田大通りを挟んで両側には、小さな店舗が数多く建ち並び活気のある景観が見られます。

町田駅前通りには、市役所新庁舎の建設が予定されています。新庁舎完成後には、町田駅前通りは庁舎への主要なアプローチとなります。

文学館通りには「市民文学館ことばらんど」があり、芹ヶ谷公園内の国際版画美術館へつながる通りでもあります。

駅周辺では、「フェスタまちだ」など毎年多くのイベントが開催されています。イベントには多くの人を訪れ、普段のにぎわいに加え一層華やいだ雰囲気になります。

しかし、一部には落書きやたばこのポイ捨てなどマナーの低下によって、景観が阻害されているケースが見られます。また、過度な色彩や表現の屋外広告物などが見られ、建築物の高さや形態、色彩などの統一感がない通りが見られます。小田急線町田駅周辺は、広場が少なく、樹木や憩いのスペースが限られています。



町田駅前通り

町田駅周辺では、これまで培われてきた活気のある町田の生活風景を尊重し、昔ながらの老舗店舗などを活かしながら、にぎわいのある景観づくりを行います。

だれもが快適に過ごせるよう、オープンスペースやみどりの創出により、ゆとりやうるおいのある景観づくりを行います。また、周辺の住宅地に配慮した景観づくりを行います。



町田駅から新庁舎予定地へ続く町田駅前通りは、将来は新庁舎への主要な通りとして、みどり豊かで暖かみのあるまち並みづくりを行います。

文学館通りは、文学館や版画美術館を結ぶ通りとして、文化的で人に優しい通りづくりにより、中心市街地の回遊性を高めます。

原町田大通りは、町田駅周辺のシンボルとして、また芹ヶ谷公園へのアプローチとして、活気とふれあいのある通りづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

文学館通り／町田駅前通り／原町田大通りなどのにぎわい／老舗店舗／周辺住宅地など

<歴史・文化>

◇寺社仏閣とみどりが一体となった景観

菅原神社や本町田遺跡のように、地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。また養運寺などの寺社仏閣では、周辺のみどりと一体となった景観が見られます。

菅原神社や養運寺、本町田遺跡などの主要な寺社や文化財の周辺では、石畳や桜の木に配慮し、周辺のみどりの環境と一体となった景観づくりを行います。

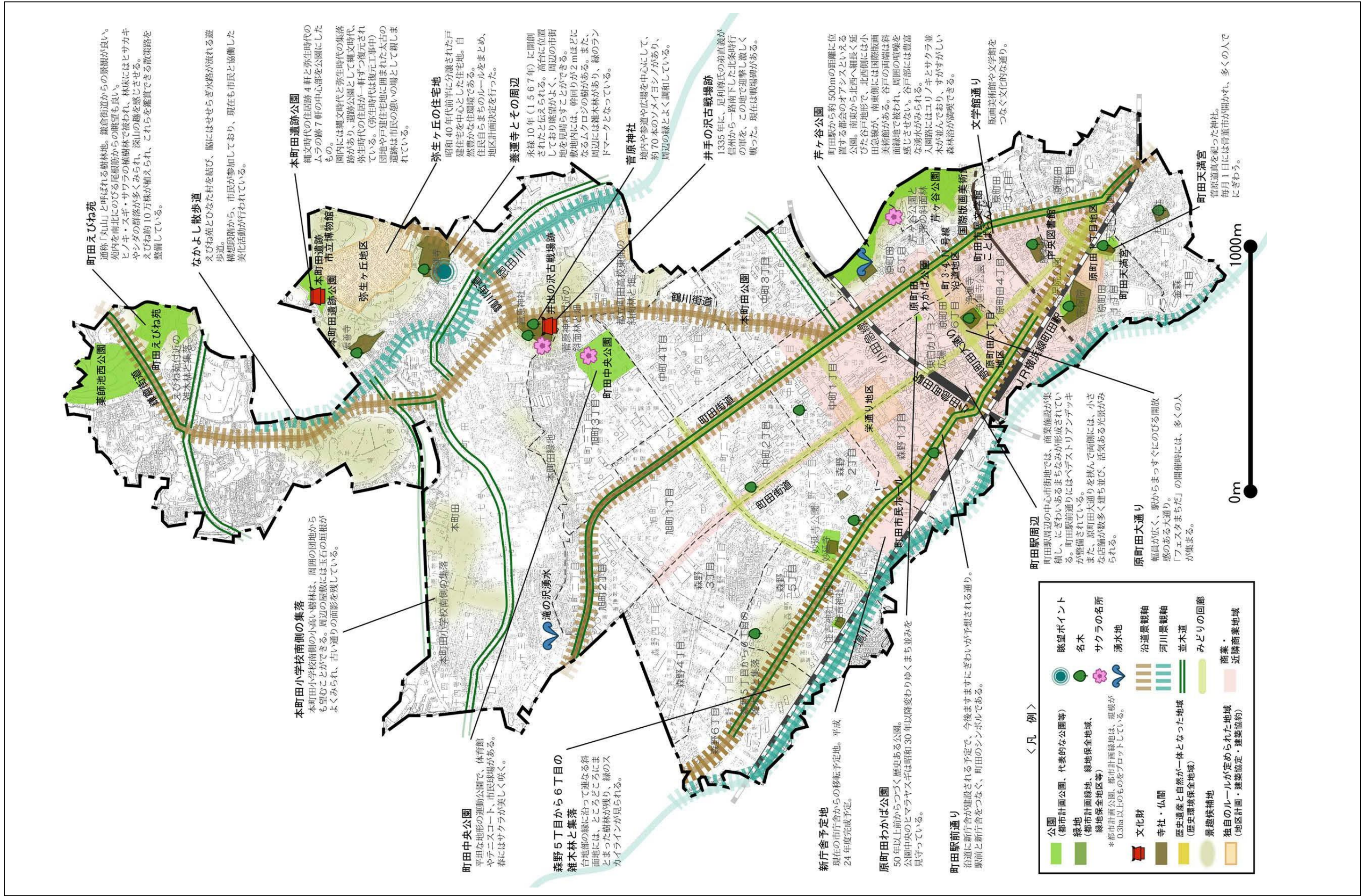


菅原神社

◆配慮すべき景観要素◆

養運寺一帯の樹林地／菅原神社／本町田遺跡

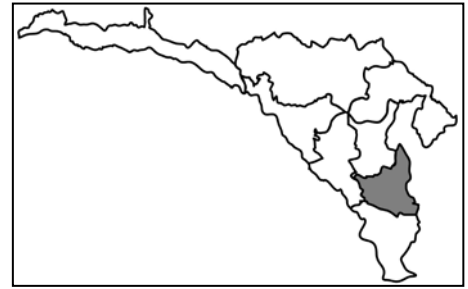
■原町田地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～成瀬地域～

◇町目構成◇

成瀬、高ヶ坂、南成瀬、成瀬が丘、成瀬台



成瀬地域は町田市の南東側に位置し、玉川学園地域や原町田地域と隣接する地域です。恩田川やその支流の周辺は平地となっており、高ヶ坂付近は台地、その他は起伏のある丘陵地となっています。成瀬地域は、丘陵地や台地を中心に、面的な開発による起伏のある住宅地のまち並みが広がる景観が見られます。また恩田川沿いには、農地などのみどりがあり、地域の東側の斜面にも樹林が残るみどり豊かな景観が見られます。成瀬駅周辺は、地域の日常生活の中心としてにぎわいを見せています。

①景観づくりのテーマ

1) みどり豊かで落ち着いたある住宅地の景観づくり

これまで培われてきたそれぞれのまち並み景観を維持し、水とみどりに恵まれた環境と調和したみどり豊かな住宅地の景観をつくります。また、恩田川の周辺の農地や樹林地、かしの木山自然公園など、地域の貴重な自然資源を活かしながらうるおいのある景観づくりを進めます。

2) 住宅地に配慮した秩序ある駅周辺や街道沿いの景観づくり

成瀬駅周辺や成瀬街道沿いでは、隣接する住宅地の環境に配慮しながら、にぎわいの中にも一定の秩序がある景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇高低差のある地形がつくる眺め

成瀬地域は丘陵地が多く起伏がある地形のため、坂道や階段など見晴らしのよい場所が多く、そこからは尾根の連なりがつくるみどりのスカイラインや市街地を眺めることができます。成瀬地域の東側の横浜市との境界付近にある成瀬緑道からは、市内を見晴らす眺望が楽しめます。

尾根の稜線がつくるみどりの連なりや尾根からの市街地の眺めなど、特徴的な眺望に配慮し、その眺めを多くの人が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しの良い坂道、階段／成瀬緑道などからの眺望

<農やみどり>

◇地域のシンボルとなるまとまりのあるみどり

地域内には、住宅地の近くに芹ヶ谷公園、かしの木山自然公園、うさぎ谷戸公園、松葉公園、松葉谷戸公園、成瀬緑道など、公園や緑地として各所にまとまりのあるみどりが保全されています。それらのみどりは、住宅地にうるおいや落ち着きをもたらしています。またボリュームのあるみどりは、離れた場所からも認識でき、地域のシンボルとなっています。



尾根からの眺望

まとまりのあるみどりは、地域のシンボルとして維持・保全します。まとまりのあるみどりの周辺では、積極的に緑化を行うなど、まとまりのあるみどりと一体となったみどりの景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

芹ヶ谷公園／かしの木山自然公園／うさぎ谷戸公園／松葉公園／松葉谷戸公園／成瀬緑道など

<まち並み>

◇丘陵地に広がる一体的に整備された住宅地

成瀬や成瀬台を中心に、ゆとりのある敷地の閑静な住宅街が広がります。起伏に富んだ地形に沿って建ち並ぶ住宅地のまち並み景観は、変化に富み、開発から時間を経て大きく育った並木道が、成熟した住宅地に風格を与えています。

成瀬や成瀬台、成瀬一丁目では、建築協約や建築協定など独自のまちづくりルールが定められており、良好なまち並み景観が維持されています。しかし一部の住宅地では、傾斜地のため、宅地の造成などに伴って道路に面した高い擁壁も見られます。

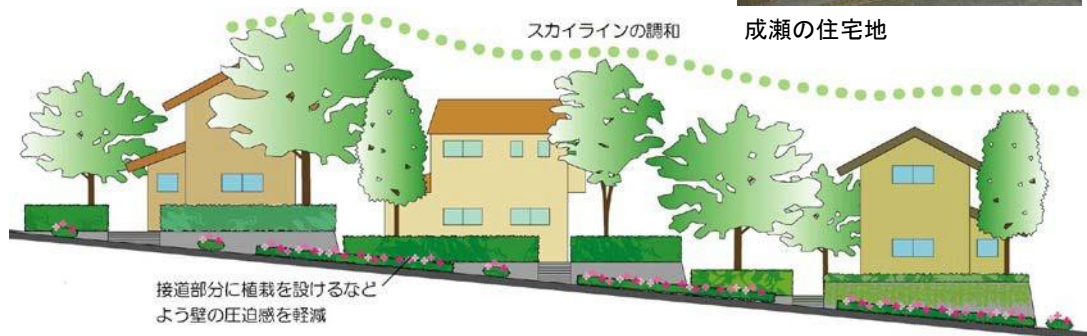
丘陵地に広がる一体的に整備された住宅地では、スカイラインの調和や、元の地形を活かし、周囲への圧迫感の低減などに配慮した連続性のある良好な住宅地のまち並み景観を維持します。

◆配慮すべき景観要素◆

成瀬、成瀬台の住宅地など



成瀬の住宅地



◇農地や雑木林が残り田園風景が見られる住宅地

高ヶ坂付近や恩田川沿いの住宅地では、住宅地の中に農地や樹林が残り、身近なみどりによってうるおいのあるまち並みが見られます。

高ヶ坂付近や恩田川沿いの周辺に農地や樹林の残る地域では、みどりの連続性に配慮し、積極的な緑化やみどりを行うなど、自然と調和したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

高ヶ坂付近／恩田川沿いの住宅地



雑木林と住宅

<河川・水辺>

◇並木が美しい恩田川沿いの景観

恩田川沿いには桜やハナミズキが植えられ、花の咲く時期には美しい景観が楽しめます。また河川の近くには、丘陵地の斜面が迫り、河川沿いから周辺のみどりや斜面に建つ住宅地を望むこと

もできます。河川沿いには自転車歩行者専用道路が整備され、市民の憩いの空間となっています。

恩田川沿いの並木がつくる景観や、周辺の丘陵地、河川周辺の開放感を活かし、川沿いや水辺の眺望を楽しめる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

恩田川沿い、高ヶ坂松葉調整池



恩田川と川沿いの桜並木

<沿道>

◇うるおいのある住宅地の並木道

住宅地内を結ぶ主要な通りには、ケヤキや桜などの街路樹が大きく育ち、うるおいのある沿道景観をつくり出しています。起伏に富んだ地形の上に整備された通りは、高低差によって変化に富んだ景観を楽しむことができます。

起伏のある坂道の見晴らしを確保します。また、沿道の街路樹などを保全し、沿道の敷地の緑化によりみどり豊かな景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

起伏に富み街路樹のある並木道

<にぎわい>

◇日常生活の中心である成瀬駅周辺のにぎわい景観

地域の日常生活の中心である成瀬駅周辺には、駅前や通り沿いに商業施設や住宅などの大規模な建築物が立ち並んでおり、にぎわいのある景観が見られます。成瀬街道沿いには、商業施設が点在しています。

成瀬駅周辺では、にぎわいと生活が共存できるまち並みをつくります。成瀬街道の沿道では、通りからの見え方や、隣接する裏側の住宅地の環境に十分配慮した景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

成瀬駅周辺

<歴史・文化>

◇寺社仏閣とみどりが一体となった景観

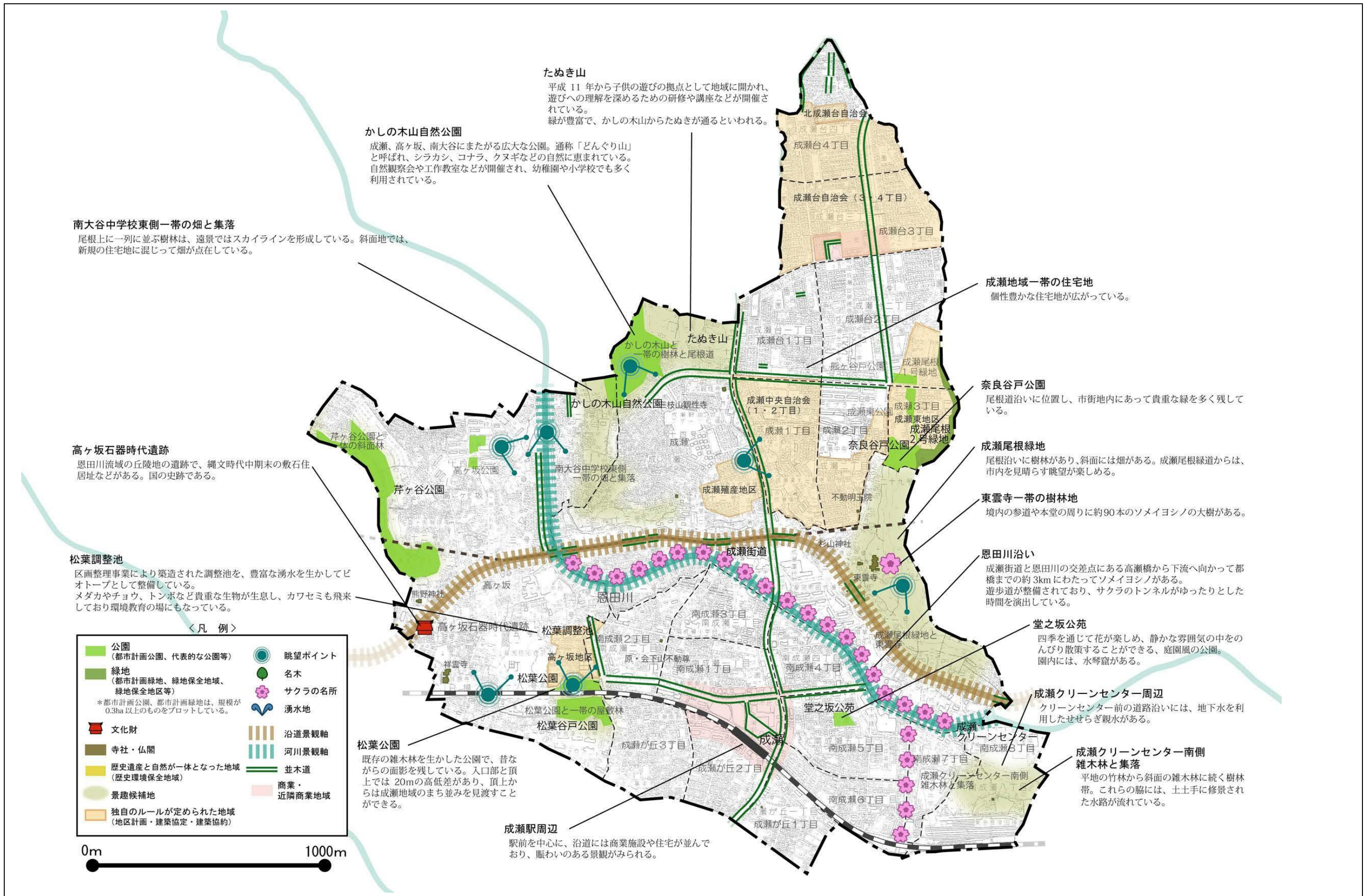
地域内には、東雲寺や祥雲寺など地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。東雲寺には100本近いソメイヨシノが植えられ、花見の名所として市民に親しまれています。

東雲寺など、地域の歴史・文化を物語る景観を保全し、それらの資源と周辺のみどり豊かな環境が一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

東雲寺、熊野神社、高ヶ坂石器時代遺跡

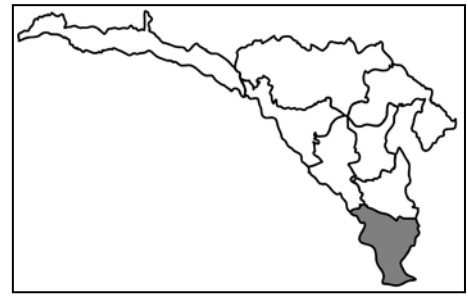
■成瀬地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



～南町田地域～

◇町目構成◇

つくし野、南つくし野、鶴間、小川、
金森（金森一丁目を除く）



南町田地域は町田市南部に位置し、横浜市や大和市、相模原市に隣接する地域です。町田街道を中心に平坦な台地が広がり、境川周辺に沿って低地が続き、一部に農地が残ります。町田街道の東側は、起伏の豊かな丘陵地になっています。

東急田園都市線の開通に伴い、町田街道の東側では面的な住宅地が形成されています。また南側には、国道246号線や国道16号線、東名高速道路の横浜町田インターチェンジなどがあり、交通の結節点であると同時に、工業施設や商業施設、倉庫などが立地するまち並みが見られます。しかし近年では、集合住宅などが建設され、工業施設などと混在したまち並みが形成されています。

①景観づくりのテーマ

1)自然や住宅地の多様な特性に応じたまち並みづくり

つくし野など面的に整備された良好な住宅地のまち並みや、境川沿いの住宅地では、水とみどり豊かな自然環境に調和した魅力的な住宅地のまち並みづくりを進めます。

2)市南部の玄関口にふさわしい景観づくり

南町田駅周辺には、主要な幹線道路が存在し、ほかの地域からも多くの人が集まる商業施設が立地する特性をふまえ、産業や物流などの機能を維持しながら、境川や鶴間公園など自然的な要素を活かし、市民の交流の拠点となる市南部の玄関口にふさわしい景観づくりを進めます。

②景観づくりの作法

<地形>

◇高低差のある地形がつくる眺め

起伏の豊かな町田街道の東側の丘陵地では、谷間を挟んで住宅地が向かい合う様子や高低差のある地形を貫く並木道など、複雑な地形による変化に富んだ景観が見られます。

谷間を挟んで住宅地が向かい合う様子や高低差のある地形を貫く並木道など、丘陵地の特徴的な眺望に配慮し、その眺めを多くの人々が共有できる景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

見通しの良い坂道・階段／境川沿いなどからの眺望



つくし野パークロード

<農やみどり>

◇地域のシンボルとなるまとまりのあるみどり

金森山市民の森や金森天神山市民の森、みずき山市民の森など、各所に「市民の森」として親しまれている小さな森が残されており、周辺のまち並みに落ち着きやうるおいをもたらしています。鶴間公園、つくし野セントラルパークは、地域のシンボルとなる公園として市民に親しまれています。大きく育った樹林と芝生などで構成され、心地よい空間です。

まとまりのあるみどりは、地域のシンボルとして維持・保全します。まとまりのあるみどりの周辺では、積極的に生垣や敷地内の緑化を行うなど、樹種などにも配慮しながらまとまりのあるみどりと一体となったみどりの景観拠点をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

金森山市民の森／金森天神山市民の森／みずき山市民の森／
鶴間公園／つくし野セントラルパークなど



鶴間公園

<まち並み>

◇成熟した閑静な住宅地

東急田園都市線つくし野駅やすずかけ台駅の西側には、ゆとりのある敷地の閑静な住宅街が広がります。起伏に富んだ地形に沿って建ち並ぶ住宅地では、高低差によって変化のある景観が見られます。開発から時間を経て大きく育った並木が、この地域の住宅地の大きな財産となっています。建築協約など、独自のまちづくりのルールが定められている地域が多く、良好なまち並み景観が維持されています。一部の住宅地では、傾斜地のため宅地の造成などに伴って道路に面して高い擁壁がつくられている所も見られます。

つくし野や南つくし野などの面的に一体となって開発された住宅地では、地域のルールを守るとともに、元の地形を活かし周辺と調和した良好な住宅地のまち並み景観を維持します。

◆配慮すべき景観要素◆

つくし野、南つくし野の住宅地など

◇つくし野駅やすずかけ台駅周辺の生活感のある景観

つくし野駅やすずかけ台駅周辺では、住宅地の整備とあわせて、日常生活に対応した商業施設などが建ち並んでいます。それらは、周辺の住宅地と調和し生活感のある雰囲気をつくり出しています。

つくし野駅やすずかけ台駅の周辺では、うるおいのある住宅地に十分配慮し、住宅地の景観と調和し、商業と生活が共存するまち並みをつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

つくし野駅、すずかけ台駅周辺

◇農地や樹林が残り田園風景が見られる住宅地

杉山神社から金森天神山市民の森にかけての境川周辺は、住宅地の中に多くの農地や樹林が残り、田園風景が見られます。

周辺に農地や樹林の残る地域では、みどりの連続性に配慮し、積極的な緑化やみどりが映えるような色彩を用いるなど、自然資源と調和したまち並みづくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

境川周辺の住宅地

◇工業施設などの多いまち並み

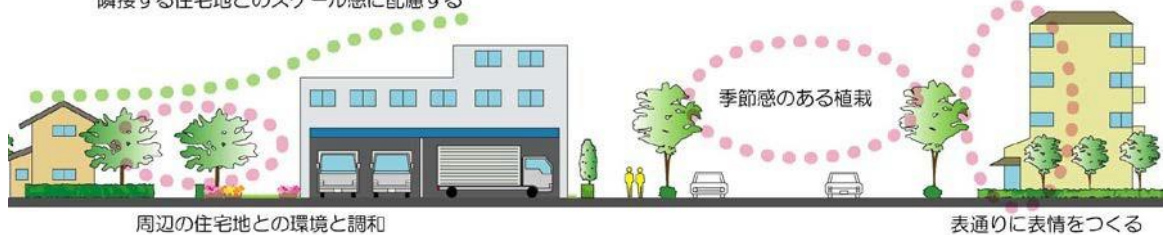
町田街道周辺及び国道16号線の北側の鶴間地域には、物流施設や工業系の施設が多く立地しています。近年は集合住宅などが建設され、工業施設などと混在したまち並みが形成されています。

工場や倉庫、事業所や商業施設など、多様な施設が立地する鶴間地域では、周辺の住宅地の環境に配慮し、敷地内の緑化や隣り合う建築物などに対して違和感、圧迫感のないよう配慮し、住宅地と工業施設などが快適に共存できるまち並みをつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

鶴間地域の住宅地など

隣接する住宅地とのスケール感に配慮する



<河川・水辺>

◇開放感のある境川沿いの景観

境川沿いでは、川の流れに沿って開放感のある景観が広がります。河川沿いには自転車歩行者専用道路が整備され、川の流れを楽しみながらジョギングやウォーキングを楽しむ人も多く、市民の憩いの空間となっています。河川沿いには、市民の活動によって、河川の景観を楽しめる魅力的な空間が創出されています。

開放感のある河川景観を維持し、河川沿いに景観を楽しめる空間を積極的に創出するなど、河川と一体となった景観づくりを行います。



境川沿い

◆配慮すべき景観要素◆

境川周辺

<沿道>

◇主要な幹線道路が存在する市南部の玄関口

地域南部には、東名高速道路横浜町田インターチェンジがあり、国道246号線、国道16号線が交わる交通の結節点となっています。また、地域の中央には町田街道があり、沿道には商業施設などが建ち並ぶ多様な景観が見られます。

主要な通りでは、通りの連続性に配慮し、歩行者に配慮した沿道景観をつくります。また沿道の景観と、隣接する住宅地の景観との調和に配慮します。

◆配慮すべき景観要素◆

町田街道／国道246号線／国道16号線沿道

<にぎわい>

◇南町田駅周辺のにぎわい景観

南町田駅周辺には、複数の大型商業施設が立地しています。市の内外を問わず広い地域から利用客が訪れ、にぎわいを見せています。商業施設の周辺は、住宅地として整備が進みつつあります。

来街者が、歩きながら駅周辺の商業施設や公園の景観を楽しむことができるように、回遊性と連続性のある空間をつくります。

◆配慮すべき景観要素◆

南町田駅周辺

<歴史・文化>

◇寺社と一体となった周辺のみどり

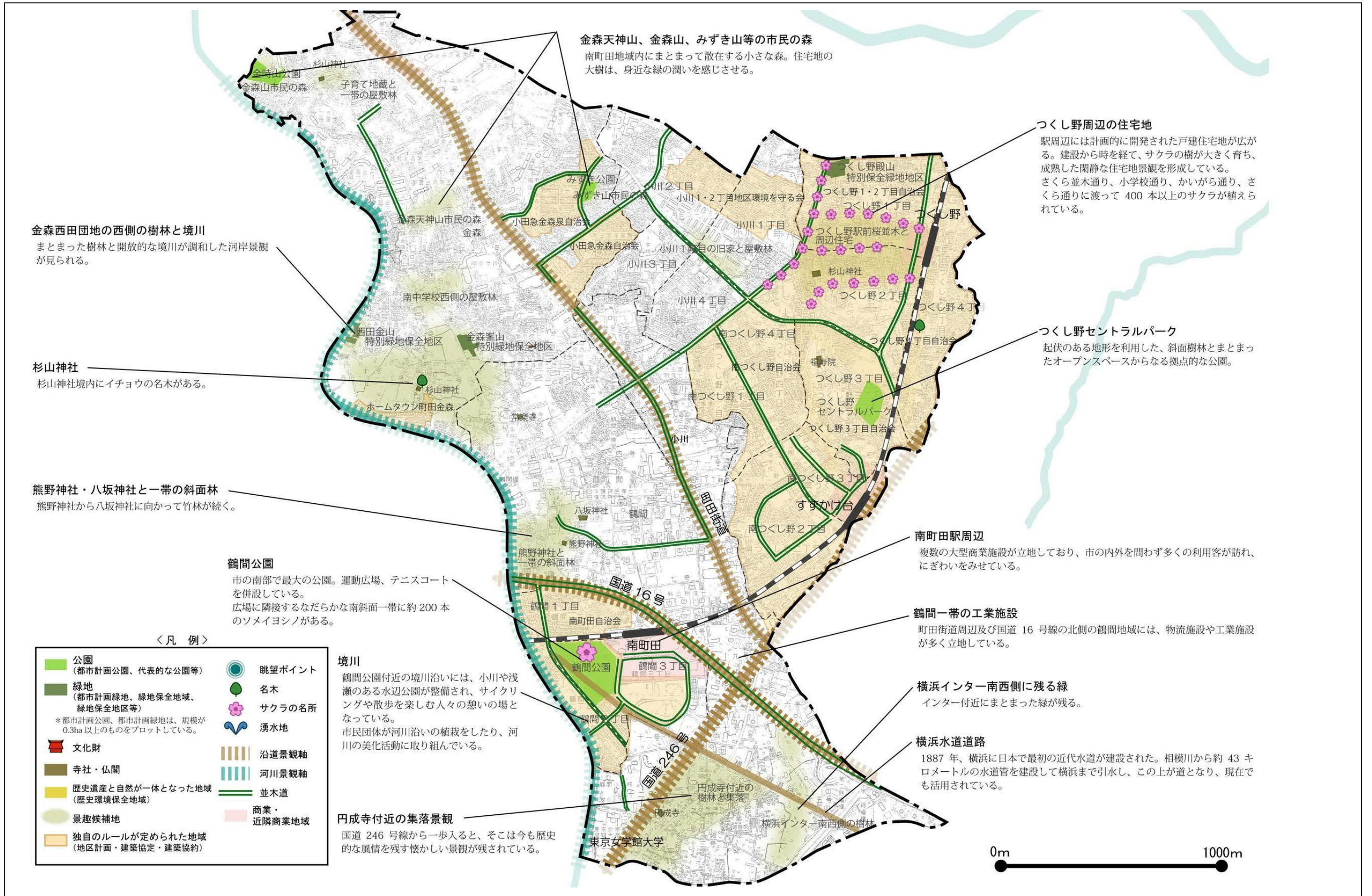
熊野神社、杉山神社、円成寺など、地域の歴史・文化を物語る景観が見られます。それらの寺社と、周辺のみどりが一体となった景観が見られます。また、明治時代に相模川から横浜へ水を引くためにつくられた水道が元になっている、横浜水道道路があります。

地域の歴史・文化を物語る景観を保全し、それらの資源と周辺のみどり豊かな環境が一体となった景観づくりを行います。また横浜水道道路の周辺では、一直線に続く遊歩道の景観の特徴に配慮し、遊歩道に面して花壇を設けるなど、遊歩道と一体となった景観づくりを行います。

◆配慮すべき景観要素◆

熊野神社／杉山神社／円成寺／横浜水道道路など

■南町田地域の景観要素図（景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案などを参考に整理しています。）



金森天神山、金森山、みずき山等の市民の森
 南町田地域内にまとまって散在する小さな森。住宅地の
 大樹は、身近な緑の潤いを感じさせる。

つくし野周辺の住宅地
 駅周辺には計画的に開発された戸建住宅地が広がる。建設から時を経て、サクラの樹が大きく育ち、
 成熟した閑静な住宅地景観を形成している。
 さくら並木通り、小学校通り、かいがら通り、さくら
 通りに渡って 400 本以上のサクラが植えられている。

金森西田団地の西側の樹林と境川
 まとまった樹林と開放的な境川が調和した河岸景観
 が見られる。

つくし野セントラルパーク
 起伏のある地形を利用した、斜面樹林とまとまった
 オープンスペースからなる拠点的な公園。

杉山神社
 杉山神社境内にイチョウの名木がある。

熊野神社・八坂神社と一帯の斜面林
 熊野神社から八坂神社に向かって竹林が続く。

南町田駅周辺
 複数の大型商業施設が立地しており、市の内外を問わず多くの利用客が訪れ、
 にぎわいをみせている。

鶴間公園
 市の南部で最大の公園。運動広場、テニスコートを併設している。
 広場に隣接するなだらかな南斜面一帯に約 200 本のソメイヨシノがある。

鶴間一帯の工業施設
 町田街道周辺及び国道 16 号線の北側の鶴間地域には、物流施設や工業施設
 が多く立地している。

〈凡例〉

公園 (都市計画公園、代表的な公園等)	眺望ポイント
緑地 (都市計画緑地、緑地保全地域、 緑地保全地区等) *都市計画公園、都市計画緑地は、規模が 0.3ha 以上のものをプロットしている。	名木
文化財	サクラの名所
寺社・仏閣	湧水地
歴史遺産と自然が一体となった地域 (歴史環境保全地域)	沿道景観軸
景趣候補地	河川景観軸
独自のルールが定められた地域 (地区計画・建築協定・建築協約)	並木道
	商業・ 近隣商業地域

境川
 鶴間公園付近の境川沿いには、小川や浅瀬のある水辺公園が整備され、サイクリングや散歩を楽しむ人々の憩いの場となっている。
 市民団体が河川沿いの植栽をしたり、河川の美化活動に取り組んでいる。

横浜インター南西側に残る緑
 インター付近にまとまった緑が残る。

円成寺付近の集落景観
 国道 246 号線から一步入ると、そこは今も歴史的な風情を残す懐かしい景観が残されている。

横浜水道道路
 1887 年、横浜に日本で最初の近代水道が建設された。相模川から約 43 キロメートルの水道管を建設して横浜まで引水し、この上が道となり、現在でも活用されている。



景観づくりの実現化方策

第4章

届出制度による景観づくり

- 1 届出制度による景観づくり
- 2 町田市全域共通の基準等
- 3 景観形成ゾーンの基準等
- 4 景観形成誘導地区の基準等
- 5 建築物等における色彩の基準
- 6 届出（通知）を要する行為
- 7 事前協議、届出の流れ

第5章

広告物等による景観づくり

- 1 広告物等に関する考え方
- 2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
- 3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項
- 4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

第6章

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

- 1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の位置づけ等
 - (1) 景観重要公共施設の位置づけの方針
 - (2) 景観重要公共施設
 - (3) 多摩都市モノレール町田方面延伸を見据えた景観づくりの考え方

第7章

景観計画の実現に向けて

- 1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み
 - (1) 景観づくり市民活動の推進
 - (2) 事業者との協働による景観づくり
 - (3) 公共事業による景観づくり
 - (4) 官民連携による景観づくり
 - (5) その他の景観づくりの推進
- 2 計画の定期的な評価・検証

第4章 届出制度による景観づくり

目次

1	届出制度による景観づくり	114
2	町田市全域共通の基準等	118
3	景観形成ゾーンの基準等	126
4	景観形成誘導地区の基準等	138
5	建築物等における色彩の基準	151
6	届出（通知）を要する行為	155
7	事前協議、届出の流れ	156

第4章 届出制度による景観づくり

1 届出制度による景観づくり

市内において、一定規模以上の建築物（詳細はp155参照）の建築、工作物の建設、開発行為などを行う場合には、景観法に基づく届出（通知）を行っていただくことで、良好な景観づくりを推進します。

この届出による景観づくりは、市内を景観の主な特徴に合わせて、「丘陵地ゾーン」「住まい共生ゾーン」「にぎわいゾーン」の3つに区分し、それぞれのゾーンに応じて「届出が必要な行為」「景観形成基準」を定めます。

また、積極的に景観づくりを図る地区である「景観形成誘導地区」においては、地区の特性に応じたきめ細かな「景観形成基準」を定めます。

なお、「景観形成基準」は、届出対象外となる建築物の建築、工作物の建設、開発行為などを行う際においても配慮していただきたい基準です。

■「第4章 届出制度による景観づくり」の構成

主な内容	目次
届出制度について	1 届出制度による景観づくり p114
ゾーン・地区別の 景観形成の方針※ ¹ 景観形成基準※ ²	町田市全域が対象 2 町田市全域共通の基準等 p118
	3つの景観形成ゾーンが対象 3 景観形成ゾーンの基準等 (丘陵地・住まい共生・にぎわい) p126
	3つの景観形成誘導地区が対象 4 景観形成誘導地区の基準等 (小野路宿通り・町田駅前通り・多摩境通り) p138
	色彩の基準 5 建築物等における色彩の基準 p151
届出、通知の対象となる行為・規模	6 届出（通知）を要する行為 p155
届出までの流れ	7 事前協議、届出の流れ p156

※¹ 景観法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

※² 景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準

景観形成ゾーン

市の地形や自然、まちの成り立ちなどの景観上の特徴を踏まえ、下記の3つの景観形成ゾーンを設定します。

◆区域設定の考え方

丘陵地ゾーン

東京都景観計画における丘陵地景観基本軸と、三輪町と三輪緑山の市街化調整区域、七国山風致地区を加えた区域を対象範囲とし、丘陵の稜線及び谷戸の風景に配慮した景観の形成を目指す区域。

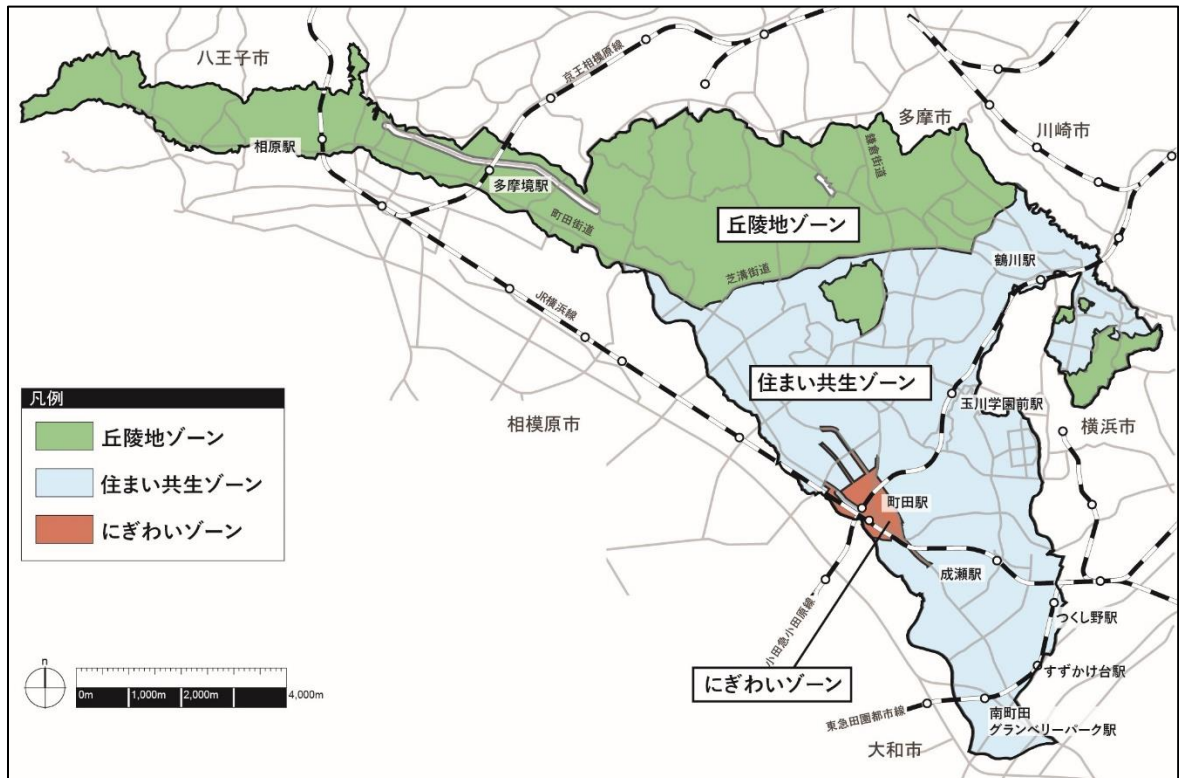
住まい共生ゾーン

主に低層住宅地や中高層住宅団地を中心とした区域を対象範囲とし、個性豊かな魅力ある住宅地等の風景及び身近な自然に配慮した景観の形成を目指す区域。

にぎわいゾーン

町田駅周辺の商業地域及び近隣商業地域等を対象範囲とし、町田駅周辺を中心とした活気あふれる環境づくり及び交流拠点としての充実を目指す区域。

■景観形成ゾーン



景観形成誘導地区

景観形成ゾーンの区域内において、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図るため、以下の景観形成誘導地区を設定します。

景観形成誘導地区は、下記に示す地区のほか、地区住民からの提案などにより追加指定をすることが可能です。

◆地区指定の考え方

小野路宿通り景観形成誘導地区

鎌倉時代から江戸時代にかけて栄えた宿通りを中心とする区域を対象とし、当時の面影を活かした景観づくりに取り組む地区

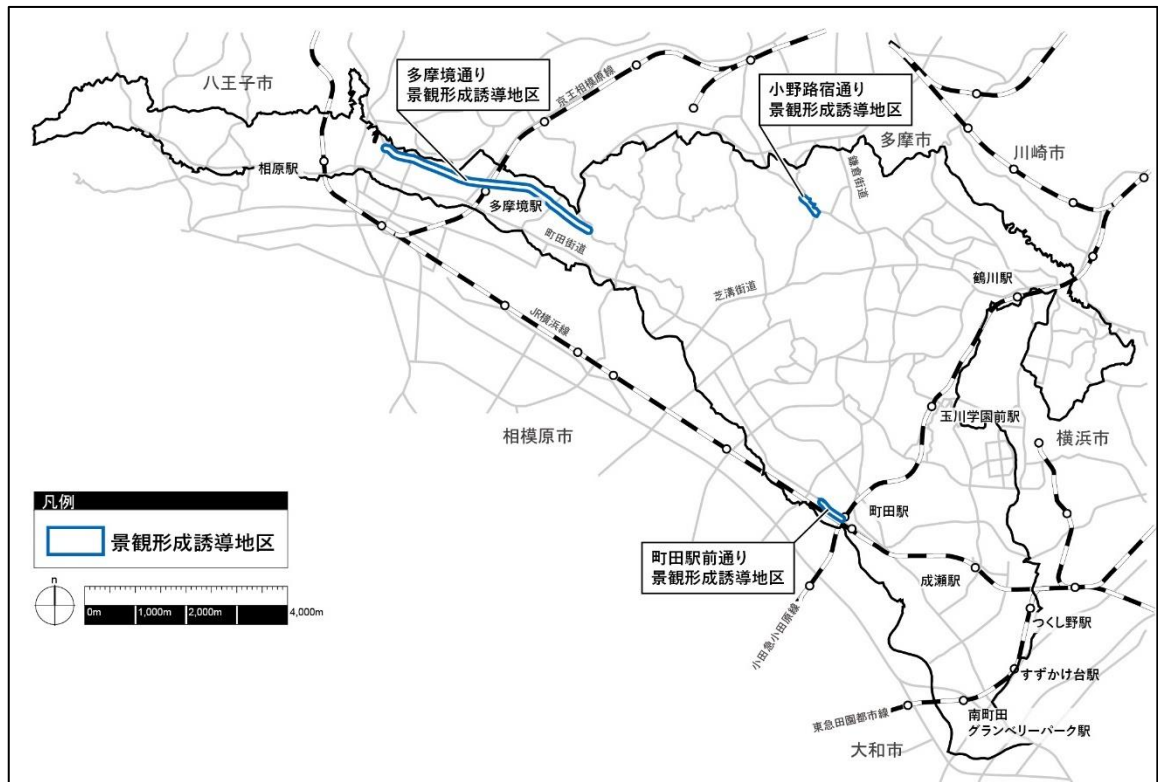
町田駅前通り景観形成誘導地区

小田急町田駅から市庁舎をつなぐ町田駅前通りの沿道区域を対象とし、秩序あるまち並みを形成し、人の目線に立った景観づくりに取り組む地区

多摩境通り景観形成誘導地区

多摩境通りの沿道区域を対象とし、丘陵地ゾーン内において都市的な景観を形成する通りとして、活気やにぎわいのある沿道景観づくりに取り組む地区

■景観形成誘導地区



※景観形成誘導地区は、景観形成ゾーンの対象外です。

3つのゾーンと景観形成誘導地区で適用される景観形成基準

3つの景観形成ゾーンや景観形成誘導地区ごとに、適用される景観形成基準は異なります。

市内で建築物の建築、工作物の建設、開発行為などを行う際は、下記の通り、「町田市全域共通の基準等」に加えて、該当する「景観形成ゾーン」又は「景観形成誘導地区」に記載のある「景観形成の方針」及び「景観形成基準」への適合が必要になります。

■「景観形成ゾーン」・「景観形成誘導地区」で適用される「景観形成基準」

		町田市全域共通の基準等 (p118～125)	「景観形成ゾーン」の基準等	「景観形成誘導地区」の基準等
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン	●	● (p126～129)	
	住まい共生ゾーン	●	● (p130～133)	
	にぎわいゾーン	●	● (p134～137)	
景観形成誘導地区	小野路宿通り 景観形成誘導地区	●		● (p138～142)
	町田駅前通り 景観形成誘導地区	●		● (p143～146)
	多摩境通り 景観形成誘導地区	●		● (p147～150)

2 町田市全域共通の基準等

1) 景観形成の方針

第2章で示した「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」を目指し、第3章に示す地域別の方針を踏まえ、以下の方針を重視しながら景観づくりを図ります。

① 場所の特徴を活かす。

その場所らしさを感じられる景観をつくるため、計画地周辺の地形や地域のまちづくりの状況などを捉え、場所の特徴を活かした景観づくりを目指します。

② 周辺環境やまち並みとの調和を図る。

周囲の建築物やみどりと馴染む配置や意匠、色彩、外構にすることで、周辺環境やまち並みとの調和を図ります。

③ 道路などの公共空間からの見え方に配慮する。

積極的な沿道緑化をはじめ、地域の歴史的な資源や自然資源の眺望保全、設備機器などの配置の工夫などにより、道路などの公共空間からの見え方に配慮します。

④ 人々の交流や活動を促すような空間をつくる。

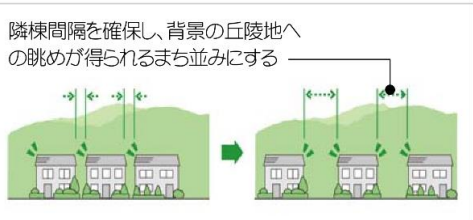
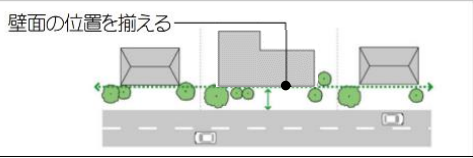
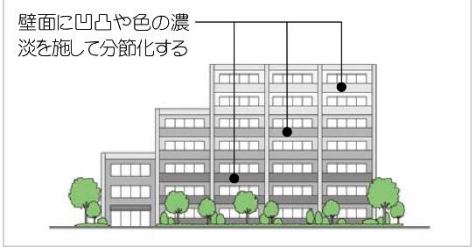
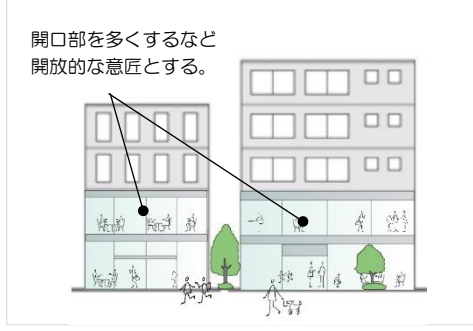
道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保し、人々の交流や活動を促すような空間づくりを目指します。

⑤ 人の目線（アイレベル）からの景観を丁寧につくる。

通りなどのパブリックな空間に面した建築物の低層部や外構の設えについては、人の目線から「開放感」や「にぎわいの創出」、「うるおいのある演出」を意識したものとし、出歩きたくなるような景観を目指します。


2) 景観形成基準

①建築物

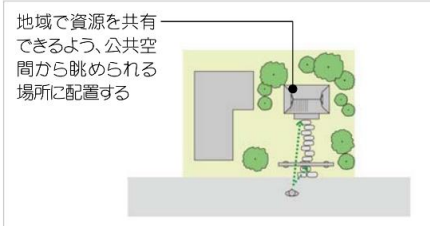
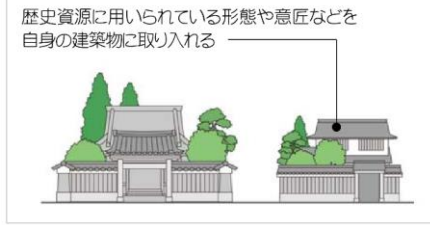
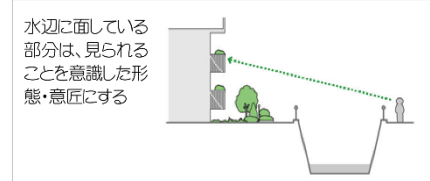
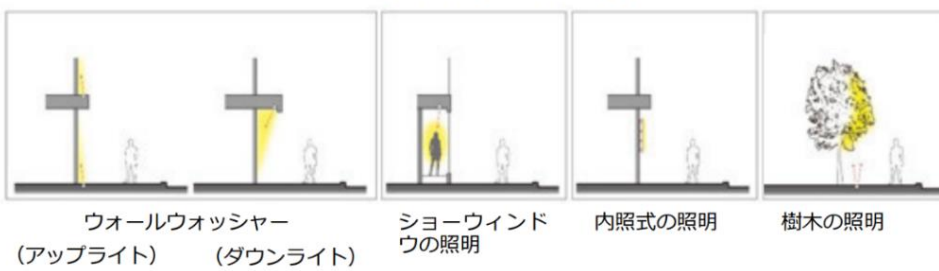
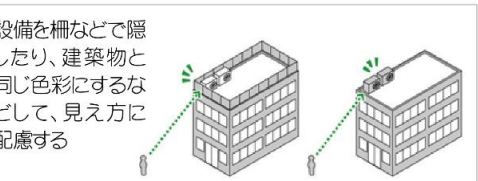
<p>配置</p>	<p>□丘陵地の景観や周辺のまち並みに配慮した配置とするため、隣接する建築物と壁面の位置を揃えたり、適切な隣棟間隔を確保する。</p> <p>□それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>隣棟間隔を確保し、背景の丘陵地への眺めが得られるまち並みにする</p>  <p>壁面の位置を揃える</p> 
<p>形態・意匠・色彩</p>	<p>□魅力ある沿道景観を創出するため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠、素材とする。</p> <p>□建築物単体のバランスだけでなく、丘陵地のみどりや周辺のまち並みとの調和に配慮した形態・意匠、素材とする。</p> <p>□道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、建築物を分節化したり外壁の色彩を変えるなどの配慮をする。</p> <p>□色彩は、別表1（p153）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※1」、「にぎわいとみどりの都市拠点※2」では、建築物内のにぎわいが外からでも見えるよう、建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」で集合住宅を設ける場合は、洗濯物や布団などは道路から直接見えないよう物干し設備を工夫し、また設備機器などが通りに露出しないようにする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>壁面に凹凸や色の濃淡を施して分節化する</p>  <p><景観配慮のイメージ></p> <p>開口部を多くするなど開放的な意匠とする。</p> 

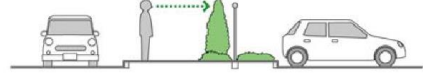
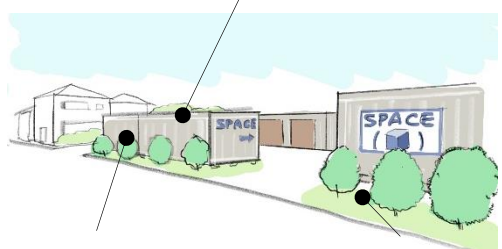
※1 広域都市拠点：町田駅周辺

※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺

<p>外構・緑化</p>	<p>□外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、周辺のまち並みとの調和に配慮した外構の色調や素材、植栽とする。</p> <p>□緑化にあたっては、植物の良好な育成が可能となるよう植栽地盤を工夫する。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、圧迫感の軽減を図るために高さを抑えたり、塀やフェンスの前にみどりを配置するなどの工夫をする。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。</p>
<p>オープンスペース</p>	<p>□敷地内に道路などの公共空間と連続した開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、座れる場所や植栽などを設け人々が滞留できる空間を創出する。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点^{※1}」、「にぎわいとみどりの都市拠点^{※2}」及び「生活拠点^{※3}」では、うるおいのある交流の場を創出するため、中高木を植栽してオープンスペースに木陰をつくったり、ベンチの周りにみどりを配置するなどの工夫をする。</p> <p>＜景観配慮のイメージ＞</p> <p>オープンスペースに座れる場所や庇のある溜まりスペース等を設けるなど人が憩える空間を創出する。</p>  <p>中高木を植栽するなどみどりを活かしたうるおいある交流の場を創出する。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、オープンスペースの連続性が感じられるように、床などの仕上げには、周辺敷地などの意匠や色彩、素材などを取り入れるなどの工夫をする。</p>

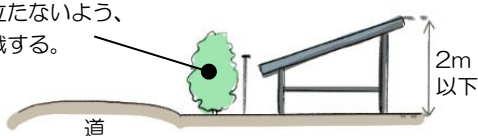
※3 生活拠点：相原駅周辺、玉川学園駅周辺、成瀬駅周辺、木曾山崎周辺

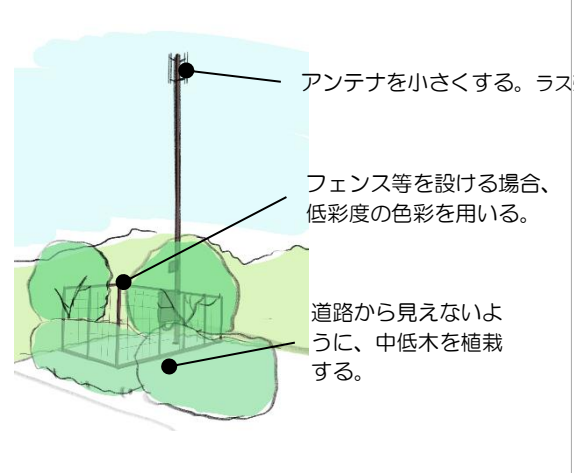
<p>歴史的な資源や自然資源への配慮</p>	<p>□敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする。</p> <p>□敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>地域で資源を共有できるよう、公共空間から眺められる場所に配置する</p>  <p>歴史資源に用いられている形態や意匠などを自身の建築物に取り入れる</p> 
<p>水辺への配慮</p>	<p>□敷地が河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>水辺に面している部分は、見られることを意識した形態・意匠にする</p> 
<p>高さ・規模</p>	<p>□周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点^{※1}」、「にぎわいとみどりの都市拠点^{※2}」では、通りに適度な明るさとにぎわいをもたらすために、建築物の外壁や樹木を間接的に照らしたり、ショーウィンドウに照明を設けるなどの工夫をする。</p> <p><景観配慮のイメージ></p> <p>【鉛直面の輝度を確保する照明手法の例】</p>  <p>ウォールウォッシャー（アップライト） ダウンライト ショーウィンドウの照明 内照式の照明 樹木の照明</p> <p>（東京都「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」より）</p>	
<p>設備等</p>	<p>□屋根・屋上に設備などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、配置や形態・意匠を工夫する。</p> <p>※建築物に付帯する携帯電話基地局、太陽光発電設備を含む</p> <p>□建築物に付帯する構造物や設備などは、周囲からの見え方に配慮し、建築物本体との調和を図る。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>設備を柵などで隠したり、建築物と同じ色彩にするなどして、見え方に配慮する</p> 

<p>駐車場 自転車置き場 ごみ置き場等</p>	<p>□駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽などの緩衝帯を設けるなどの工夫をする。</p> <p>＜景観配慮のイメージ＞</p> <div data-bbox="965 224 1420 436" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>駐車場や付帯設備は植栽などによって隠すことで目立たせなくする</p>  </div>
<p>地域別方針への適合</p>	<p>□第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。</p>
<p>コンテナ倉庫</p>	<p>□色彩は、別表1（p153）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□コンテナ倉庫に付帯する構造物や設備などは、本体との調和を図る。</p> <p>□道路などの公共空間からの見え方に配慮し、配置や植栽などを工夫する。</p> <p>＜景観配慮のイメージ＞</p> <div data-bbox="606 929 1209 1370" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>「建築物等における色彩の基準」の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>  <p>出来る限りみどりを配置する。 道路からの距離を確保し、ゆとりある配置とする。</p> </div>

② 工作物

<p>配置</p>	<p>□まち並みの調和を図るため、周辺の道路などの公共空間から見えにくい位置に配置する。</p> <p>□道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、工作物同士、或いは工作物と建築物との間に十分な間隔を確保して配置する。</p>
<p>形態・意匠・色彩</p>	<p>□色彩は、別表1（p153）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□まち並みの調和や、魅力ある沿道景観の創出のため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠とする。</p>

<p>高さ・規模</p>	<p>□道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、外壁は周辺のまち並みとの調和に配慮した高さ、規模とする。</p>
<p>外構・緑化</p>	<p>□道路などの公共空間から直接見えないように植栽で周辺を囲む、もしくは塀やフェンスを設ける。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、前面にみどりを配置するなどの配慮をする。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑える、透過性のあるフェンスにするなどの工夫をする。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。</p>
<p>歴史的な資源や自然資源への配慮</p>	<p>□敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする。</p> <p>□敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、それらに調和した工作物の形態・意匠、外構とする。</p>
<p>水辺への配慮</p>	<p>□河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し、高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。</p>
<p>地域別方針への適合</p>	<p>□第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。</p>
<p>太陽光発電設備</p>	<p>□道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。</p> <p>□フェンスを設ける際は、ルーバー状やスリット状の目隠しフェンスとする。</p> <p>□太陽光パネルの設置最高高さは、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、地盤面から原則2m以下とし、やむを得ず2mを超える際は、公共空間からの距離を確保するなどの配慮を行う。</p> <p>□太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。</p> <p>□太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また素材は反射が少なく模様が目立たないものを採用する。</p> <p>□道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、大幅な盛土は避ける。</p> <p><景観配慮のイメージ></p> <div data-bbox="534 1832 1385 1995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>道路から目立たないよう、中低木を植栽する。</p>  <p>パネルの設置最高高さは、地盤面から原則2m以下とする。</p> </div>

<p>地上設置型 携帯電話基 地局</p>	<p>□アンテナを小さくしボックス類の数を少なくするなどすっきりとした形状にする。</p> <p>□道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。</p> <p>□支柱の色彩は、低彩度・低明度とし、フェンスなどを設ける場合、支柱の色彩に揃える。</p> <div data-bbox="826 197 1474 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><景観配慮のイメージ></p>  </div>
-------------------------------	--

③ 開発行為

<p>土地利用</p>	<p>□計画地内に湧水や水辺がある場合は、これらに配慮し、自然との触れ合いの場として活かすなどの工夫をする。</p>
<p>造成等</p>	<p>□垂直擁壁は出来る限り避ける。やむを得ず設ける場合には、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、前面に植栽帯を設けるなどの工夫をする。</p> <p>□それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とし、長大な擁壁やのり面などが出現しないようにする。</p>
<p>外構・緑化</p>	<p>□塀やフェンスを設ける際は、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、透過性のあるフェンスにするなどの工夫をする。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。</p>
<p>電線類</p>	<p>□電線類は道路を整備する際に地中化する場合を除き、目立たない場所に設置するよう工夫する。</p> <p>□電線類が道路を横断する場合出来る限り集約し、電線類を建築物へ架線する場合は、道路などの公共空間から目立たないよう工夫する。</p>
<p>駐車場、 自転車置き場、 ごみ置き場等</p>	<p>□駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、植栽などの緩衝帯を設けるなど周囲からの見え方に配慮する。</p>

地域別方針への適合	<input type="checkbox"/> 第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。
歴史的な資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、それらを活かした計画とする。

④ 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

緑化	<input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に植栽を行うよう努める。
造成等	<input type="checkbox"/> 垂直擁壁は出来る限り避け、やむを得ず設ける場合には、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、前面に植栽帯を設けるなどの工夫をする。 <input type="checkbox"/> それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とし、長大な擁壁やのり面などが出現しないようにする。
地域別方針への適合	<input type="checkbox"/> 第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。

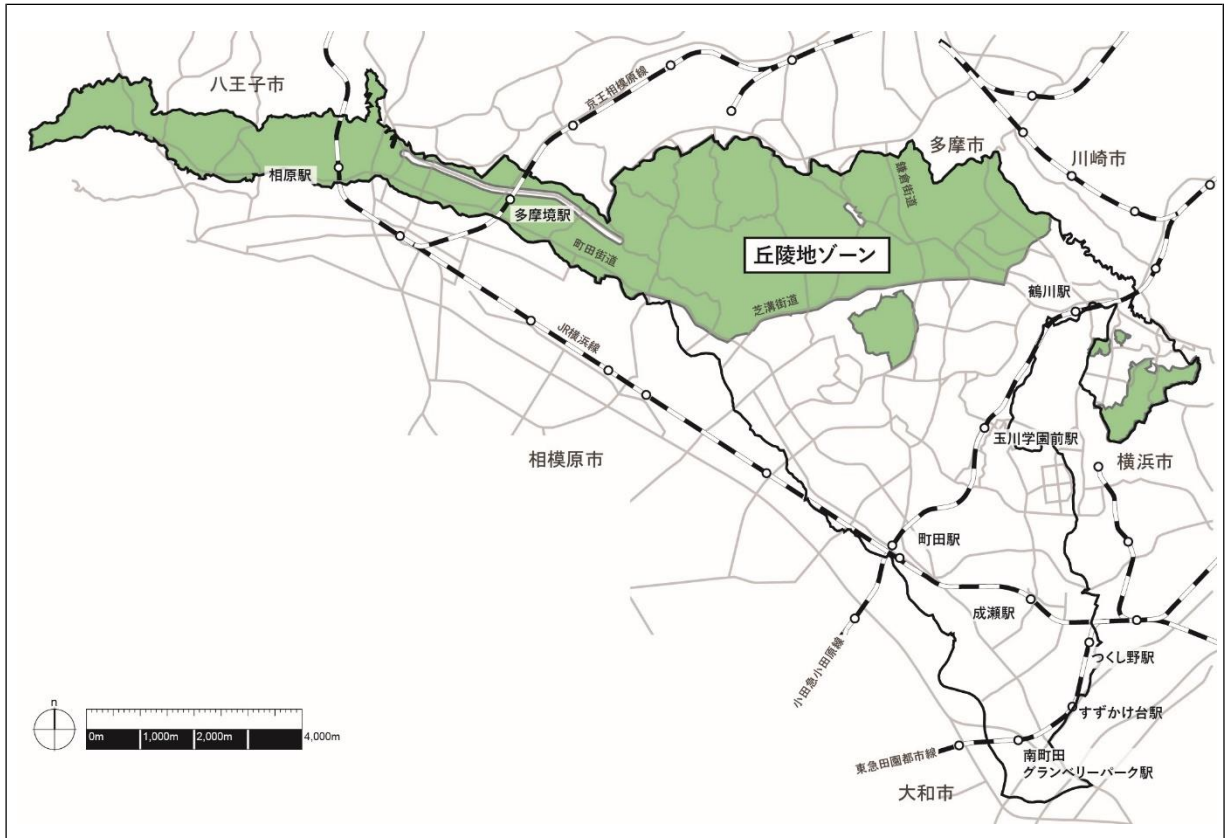
3 景観形成ゾーンの基準等

(1) 丘陵地ゾーン

1) 区域の対象範囲

東京都景観計画における丘陵地景観基本軸と、三輪町と三輪緑山の市街化調整区域、七国山風致地区を加えた区域を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

市の北西部に連なる丘陵地の尾根筋は、町田を象徴する景観の一つとなっており、丘陵の間には多くの谷戸が形成され、斜面の豊かなみどり、谷戸に広がる農地、湧水などから形成する水辺の景観など多くの資源が残っています。また、歴史・文化的な資源も残り、里山と一体となった景観を形成している区域です。一方で、多摩境や相原の駅周辺を中心に市街化が進み、都市的な景観も見られます。

3) 景観形成の目標

丘陵地の地形を活かし、尾根の稜線や、斜面の緑地の眺望を保全するとともに、地域のまち並みや、歴史的・文化的資源などの特性を尊重した景観づくりを行います。新たにつくられる建築物などは、地域の資源や周辺環境に調和したものとし、みどり豊かで、活動や交流にあふれる生活風景を形成します。

4) 景観形成の方針

① 身近なみどりと丘陵地を活かし、みどり豊かな景観づくりに努める。

主要な尾根筋や斜面のみどりの連続性を大切にし、道路などの公共空間から見える位置へみどりを誘導するなど、丘陵地にふさわしい景観の維持と、丘陵地のみどりを意識した景観づくりに努めます。

② 歴史的・文化的景観資源や、まち並みの特性を尊重する。

尾根や谷戸の多様な地形や、寺・神社などの景観資源を活かした景観づくりを目指します。また、これまでに培われてきた地域の特性や歴史を損なわないように配慮します。

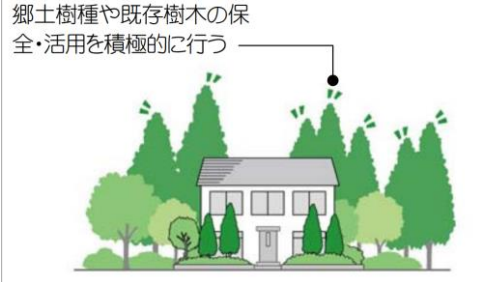
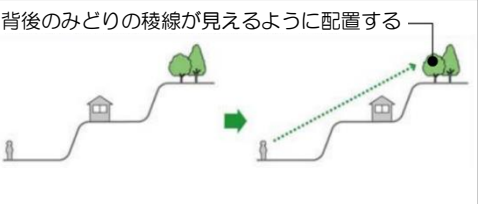

③ 農やみどり、水辺との関わりを楽しめる景観づくりを目指す。

谷戸や里山においては、農やみどり、水辺の環境を活かし、住民や訪れる人が季節の変化や体験を楽しめるような景観づくりを目指します。



5) 景観形成基準

① 建築物

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>郷土樹種や既存樹木の保全・活用を積極的に行う</p> 
<p>眺望への配慮</p>	<p>□丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>背後のみどりの稜線が見えるように配置する</p>  <p>丘陵地への眺望を妨げないよう建築物を配置する</p> 
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>	

② 工作物

<p>緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p>
<p>眺望への配慮</p>	<p>□丘陵地の山並みや、尾根の稜線の眺望に配慮し、丘陵地の頂上、斜面などへの設置を避けるよう努める。</p> <p>□丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>

③ 開発行為

土地利用	□事業地内のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどりとネットワークを形成する計画づくりに努める。
造成等	□尾根や斜面では、必要以上の造成などは避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成などを行う場合は、のり面緑化などを行い、修景に努める。
緑化	□既存のみどりを活かすとともに、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりととの連続性に配慮する。 □樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。

④ 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

土地利用	□事業地内のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどりとネットワークを形成する計画づくりに努める。
造成等	□尾根や斜面では、必要以上の造成などは避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成などを行う場合は、のり面緑化などを行い、修景に努める。 □埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の稜線の最高高さを超えないようにする。
緑化	□既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりととの連続性に配慮する。 □樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。

4) 景観形成の方針

① 魅力ある低層住宅街の良好な景観づくりを目指す。

それぞれの住宅地の持つ特性や個性を活かし、これまで培われた生活風景を尊重した温かみの感じられる景観づくりを目指します。

② ゆとりある住宅団地の景観を活かし、みどり豊かな景観づくりに努める。

中高層建築物による住宅団地の景観は市の特徴の一つです。団地内のみどりやオープンスペースを大切にするとともに、そのみどりやオープンスペースとの連続性や、調和に配慮したみどり豊かな景観づくりに努めます。

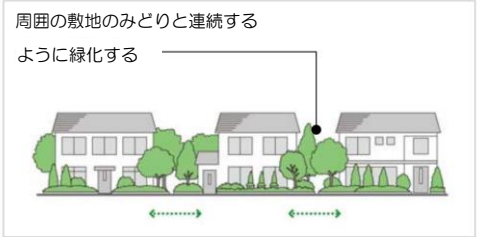
③ 商業施設などと住宅地とが調和した景観づくりを目指す。

駅周辺や幹線道路沿いの商業施設などが、周辺の住宅地と共存し、相互に配慮した景観づくりを目指します。



5) 景観形成基準

①建築物

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。また、屋上や壁面の緑化をできる限り行う。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>	<p>＜景観配慮のイメージ＞</p> <p>周囲の敷地のみどりと連続するよう緑化する</p> 
<p>眺望への配慮</p>	<p>□道路などの公共空間から見える丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>	

② 工作物

<p>緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりとの連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>	
<p>眺望への配慮</p>	<p>□丘陵地の山並みや、尾根の稜線の眺望に配慮し、丘陵地の頂上、斜面などへの設置を避ける。</p> <p>□道路などの公共空間から見える丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>	

③開発行為

<p>土地利用</p>	<p>□事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域と関連づけた計画とする。</p> <p>□事業地内の将来的なまちづくりを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p>□やむを得ず、区画割によって不整形な土地が生じる場合には、できるだけ公共空間とつながるように、緑地や広場などのオープンスペースとして活用するなど、良好な景観形成に配慮する。</p> <p>□事業地内のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどりとネットワークを形成する計画づくりに努める。</p>
<p>造成等</p>	<p>□尾根や斜面では、必要以上の造成などは避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成などを行う場合は、のり面緑化などを行い、修景に努める。</p>
<p>緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内は積極的に緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>

④土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

<p>土地利用</p>	<p>□事業地内のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどりとネットワークを形成する計画づくりに努める。</p>
<p>造成等</p>	<p>□尾根や斜面では、必要以上の造成などは避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成などを行う場合は、のり面緑化などを行い、修景に努める。</p> <p>□埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の稜線の最高高さを超えないようにする。</p>
<p>緑化</p>	<p>□既存のみどりを活かすとともに、事業地内は積極的に緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>

(3) にぎわいゾーン

1) 区域の対象範囲

町田駅周辺の商業地域及び近隣商業地域等とし、図に示す区域を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

町田駅周辺は、幕末の頃から生糸の生産地と横浜とを結ぶ街道「絹の道」の要所として栄え、現在も市内外から多くの人々を集める商業の拠点として、「商都まちだ」を特徴づけるにぎわいのある景観を形成し、さまざまな要素が入り混じり個性的な魅力を有しています。

3) 景観形成の目標

町田の顔として、歴史とともに受け継がれた町田駅を拠点とした活気やにぎわいのある生活風景を活かします。回遊性を高めるとともに、まちかどのみどりや広場などのくつろぎの場の創出により、ゆとりやうるおいが感じられる交流拠点として、思わず出歩きたくなるような景観づくりを目指します。

4) 景観形成の方針

- ① 昔ながらの変わらない魅力を残しながら、活気とにぎわいある景観づくりを目指す。

町田駅周辺では、時代とともに姿を変えながらも、昔ながらの通りや商店が残り、生活風景の歴史が感じられます。これらの魅力を活かしながら、活気とにぎわいのある景観づくりを目指します。

- ② 人の目線（アイレベル）を意識し、まちの回遊性を高め、一体感のある景観づくりに努める。

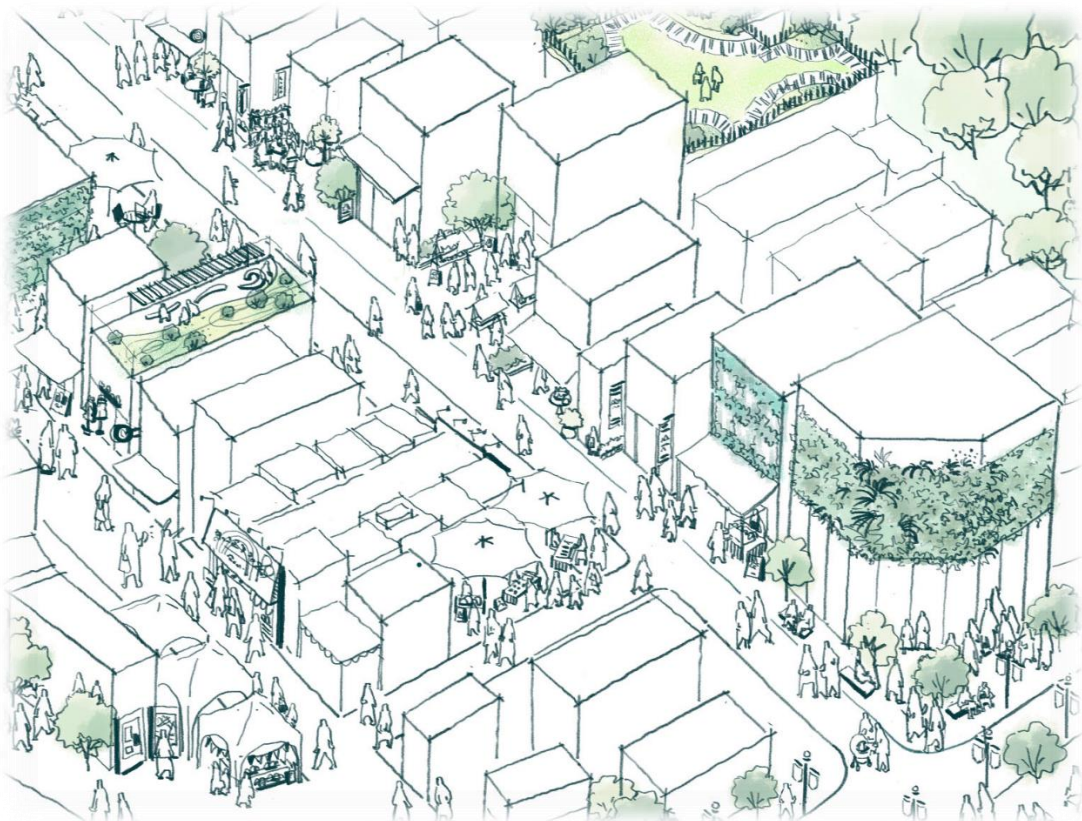
人の目線（アイレベル）を意識し、原町田大通り、原町田中央通り、文学館通りなど、それぞれの通りごとの魅力や、まちの回遊性を高め、まち全体の一体感やつながりの確保に努めます。

- ③ 多くの人が集い、快適に楽しめる景観づくりを目指す。

だれもが快適に過ごせるようオープンスペースを創出するとともに、樹木や草花を植栽することで、居心地がよく楽しさがあふれる景観づくりを目指します。

- ④ うるおいのある都市景観を形成する。

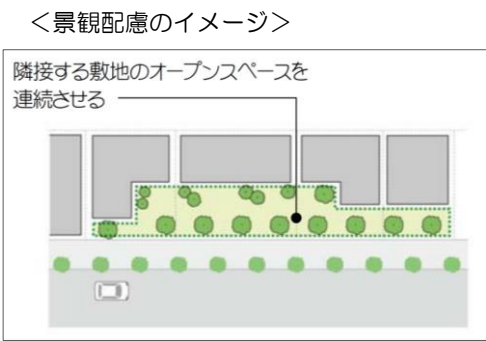
主要な通り沿いや、芹ヶ谷公園、境川などの周辺の景観資源へのアプローチとなる通り沿いでは、オープンスペースを創出するとともに、通りに面した場所にみどりを配置し、ゆとりやうるおいの感じられる景観づくりを目指します。



5) 景観形成基準

①建築物

配置	<input type="checkbox"/> 回遊性を高めるため、複数の通りに面するときは、それぞれの通りからアプローチできる計画とするよう配慮する。
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内はできる限り緑化を図ることとし、周辺のみどりとの連続性に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 公共空間との舗装材の連続性を配慮する。
オープンスペース	<input type="checkbox"/> 隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。 <input type="checkbox"/> 中心市街地の回遊性に配慮し、通りと通りとをつなぐ敷地内通路や、屋内オープンスペースなどを積極的に設ける。
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。 <input type="checkbox"/> 町田駅周辺においては、屋外広告物や店舗照明は、通りごとの雰囲気にも配慮する。



②工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりとの連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。

③開発行為

<p>土地利用</p>	<p><input type="checkbox"/>事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域と関連づけた計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>事業地内の将来的なまちづくりを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、できるだけ公共空間とつながるように、緑地や広場などのオープンスペースとして活用するなど、良好な景観づくりに配慮する。</p>
<p>緑化</p>	<p><input type="checkbox"/>樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>

④土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

<p>土地利用</p>	<p><input type="checkbox"/>事業地内のみどりが、周辺市街地のみどりとネットワークを形成する計画づくりに努める。</p>
<p>緑化</p>	<p><input type="checkbox"/>樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>

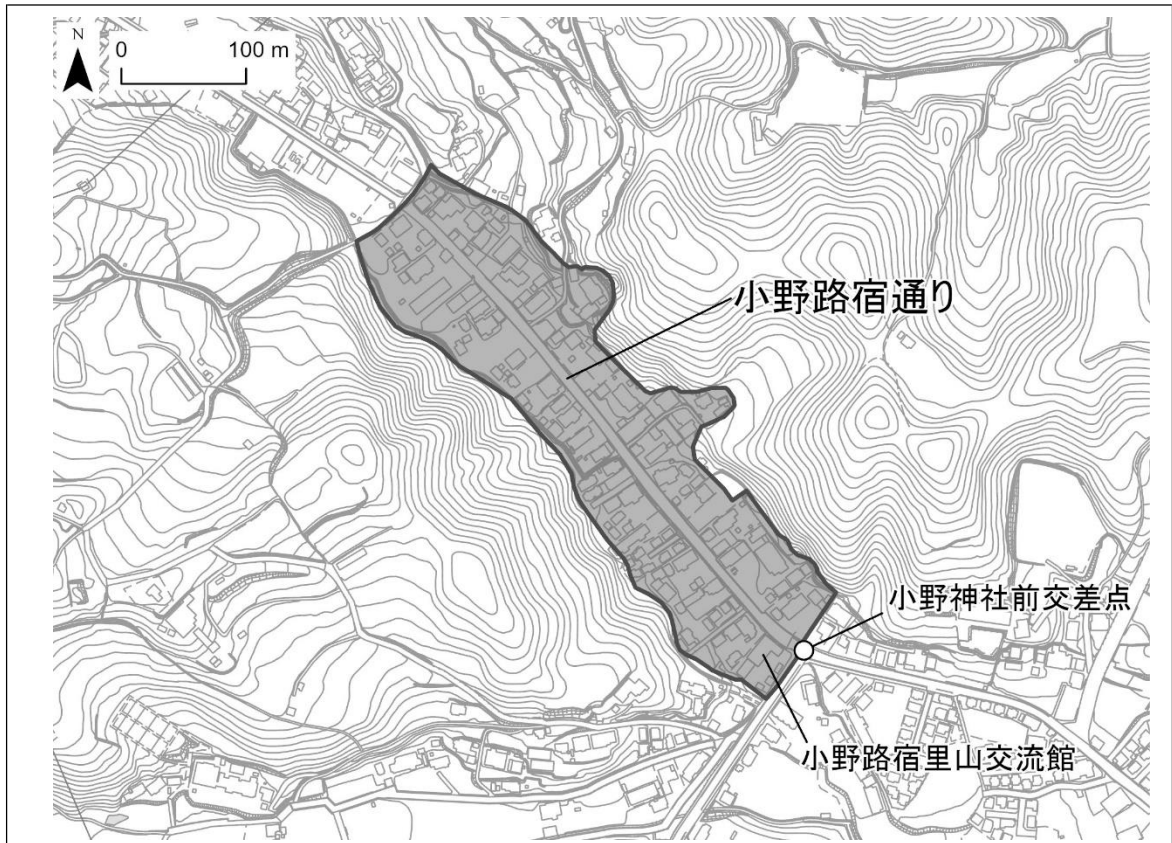
4 景観形成誘導地区の基準等

(1) 小野路宿通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

鎌倉時代から江戸時代中期にかけて栄えた、当時の宿通りを中心とする区域とし、小野路宿通り（都道156号線）の小野神社前交差点から概ね480mとその沿道（図に示す範囲）を対象範囲とします。

■区域の範囲



2) 景観特性

小野路宿通りは、鎌倉時代には武蔵府中と鎌倉を結ぶ街道の宿場として、江戸時代中期には府中、厚木、伊勢原と大山を結ぶ大山街道の宿場として栄えました。宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、丘陵地のみどりの稜線を背景に、宿通り沿いには水路が流れ、板塀や蔵、当時の高札場などが残されています。

3) 景観形成の目標

歴史的なまち並みを後世に伝えるため、その姿を保全再生するとともに、通りの安全性や快適性の向上を図り、通り中心に活気や交流を深めます。また、地域の伝統的なまち並みを尊重し、自然豊かな丘陵地や歴史的な景観との共存を図り、宿通りの面影を活かした景観づくりを目指します。

4) 景観形成の方針

① 歴史的なまち並みを大切にした景観づくりを目指す。

板塀や高札場など歴史的な経緯を受け継ぐ要素を大切にした景観づくりを目指します。

② みどり豊かな落ち着いたまちづくりを目指す。

通り沿いの庭木や生垣などみどり豊かなまち並みを保全するとともに、積極的な緑化により、落ち着いたまち並みを形成します。

③ 安全で快適な道路と人に優しい水路の維持に努める。

暮らす人、訪れる人が安心して通れる道路づくりを行うとともに、やすらぎが感じられる人に優しい水路の維持に努めます。

④ 自然豊かな丘陵や歴史的な景観と調和したまちづくりを目指す。

丘陵地のみどりや歴史的なまち並みを活かしながら、これらと調和するまち並みづくりを目指します。

⑤ 地域の歴史や文化を活かした、活動と交流が生まれる景観づくりに努める。

地域で培われ、育まれてきた歴史や文化を活かし、新たな活動や交流を生み出すような景観づくりに努めます。

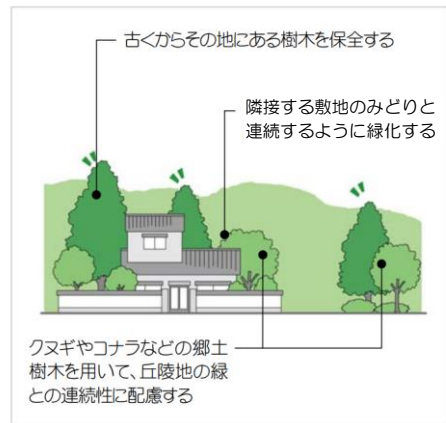


5) 景観形成基準

①建築物

配置	<p>□ゆとりあるまち並みを保全するため、道路境界線や隣地境界線からの距離をできるだけ離す。</p>
高さ・規模	<p>□まち並みの連続性に配慮し、統一感ある屋根の高さや、軒の高さとなるよう努める。</p> <p>□隣接する建築物より高い建築物を計画する場合は、通り側の高さを揃えるなど、まち並みの調和や通りからの見え方に配慮する。</p>
形態・意匠・色彩	<p>□屋根は傾斜屋根とし、伝統的な建築物や周辺環境に配慮し、素材や形態を工夫する。</p>
外構・緑化	<p>□既存のみどりを活かしつつ、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。</p> <p>□敷地の境界は積極的に緑化を図ることとし、宿通り沿いでは、板塀や生垣など一体となるような庭木などの植栽を行うよう努める。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p> <p>□既存の生垣、板塀、玉石積み擁壁はできる限り再現する。</p> <p>□垣柵はブロック塀を避け、生垣や板塀などとする。</p> <p>□水路に面するところでは、伝統的なまち並みと調和のとれた橋のデザインに配慮する。</p> <p>□門扉などの外構は、宿通りのまち並みに溶け込むデザインとするよう配慮する。</p>
眺望への配慮	<p>□丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>
照明	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p> <p>□過度な照明を使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。</p>

<景観配慮のイメージ>



② 工作物

<p>形態・意匠・色彩</p>	<p>□外装材などの素材は、地域素材や自然物に近い素材を使用し、周辺の自然と調和したものとする。</p>	<p><景観配慮のイメージ></p> <p>自然物に近い素材を積極的に用いて、小野路宿の歴史を受け継ぐ</p> 
<p>緑化</p>	<p>□通りに面してみどりを配置し、通りからの見え方に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p> <p>□既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。</p>	
<p>眺望への配慮</p>	<p>□丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p> <p>□過度な照明を使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。</p>	

③ 開発行為

<p>土地利用</p>	<p>□事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺住宅地のみどり、散策路などとネットワークを形成する計画づくりに努める。</p> <p>□不整形な残地は、緑地などとして活用する。</p> <p>□周辺のまち並みの連続性に配慮した区画割りとする。</p>	
<p>造成等</p>	<p>□開発道路は、通りの舗装や、周辺の建築物と調和した舗装とする。</p>	
<p>外構・緑化</p>	<p>□水路に面するところでは、地域の伝統的な景観と調和のとれた橋のデザインに配慮する。</p> <p>□既存のみどりを活かしつつ、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p> <p>□宿通り沿いでは、板塀や生垣などと一体となるような、庭木などの植栽を行うよう努める。</p>	

歴史的な資源や自然資源への配慮	□事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを活かした計画とする。
照明	□過度な照明は使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。

④ 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

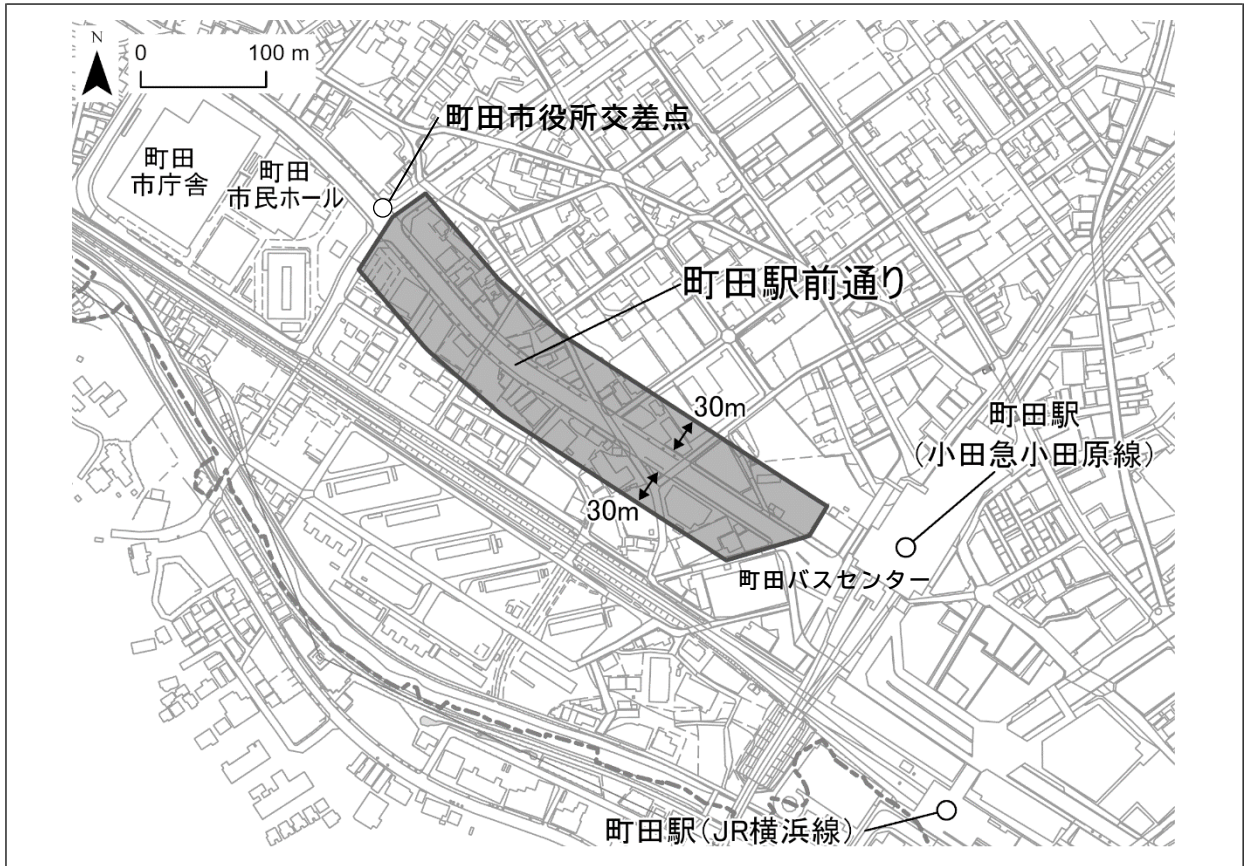
土地利用	□事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺住宅地のみどり、公園や散策路とネットワークを形成する計画づくりに努める。
配置	□物件の堆積などはできる限り、通りから見えない配置とする。
外構・緑化	<p>□堆積物が通りから見えないよう、前面のみどりを配置して隠すなどの配慮を行う。</p> <p>□既存のみどりを活かしつつ、事業地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p> <p>□宿通り沿いでは、板塀や生垣などと一体となるような、庭木などの植栽を行うよう努める。</p>

(2) 町田駅前通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

町田駅前通り（市道町田437号線）の町田バスセンターから町田市役所交差点までの区間と、その沿道（道路境界から30m）の図に示す範囲を対象範囲とします。

■区域の範囲



2) 景観特性

町田駅前通りは、主要なバス路線であるとともに、市役所や市民ホールなどへ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。比較的広い幅員をもつ通りの沿道には、店舗やオフィス、住宅などさまざま用途の建築物が建ち並んでおり、ゆとりとにぎわいのあるまち並み景観がみられます。

3) 景観形成の目標

市役所や市民ホールと町田駅（小田急小田原線）とを結ぶ通りとして、落ち着いた秩序のあるまち並みの形成を図るとともに、歩行者の目線に立って魅力のある通りづくりを目指します。

4) 景観形成の方針

① 歩行者にも車にも魅力的な通りづくりを目指す。

建築物の低層階に開口部を設けて開放性を高めたり、通りに面したオープンスペースの創出などにより、ゆとりある通り景観の形成を図り、歩行者にも車にも魅力的な通りづくりを目指します。

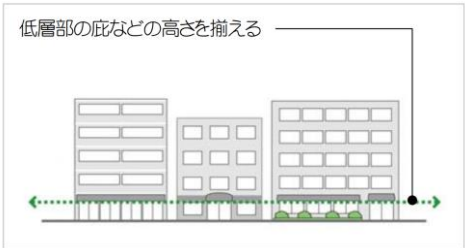
② 市役所に向かう通りとして、落ち着いたまち並みを形成する。

沿道建築物などの高さや色彩、素材、屋外広告物などの調和を図り、落ち着いたまち並みを形成します。



5) 景観形成基準

①建築物

高さ・規模	<input type="checkbox"/> 周辺建築物と低層階の高さを揃えるなど、人の目線に入るまち並みの連続性に配慮する。	<景観配慮のイメージ> 低層部の庇などの高さを揃える 
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺のみどりとの連続性に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。	
オープンスペース	<input type="checkbox"/> 隣接するオープンスペースとの連続性に配慮する。	
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。	

②工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。	
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。	

③ 開発行為

<p>土地利用</p>	<p><input type="checkbox"/>事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>事業地内の将来的なまちづくりイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、できるだけ公共空間とつながるように、緑地や公園などのオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</p>
<p>緑化</p>	<p><input type="checkbox"/>樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p>
<p>歴史的な資源や自然資源への配慮</p>	<p><input type="checkbox"/>事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、それらを活かした計画とする。</p>

④ 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

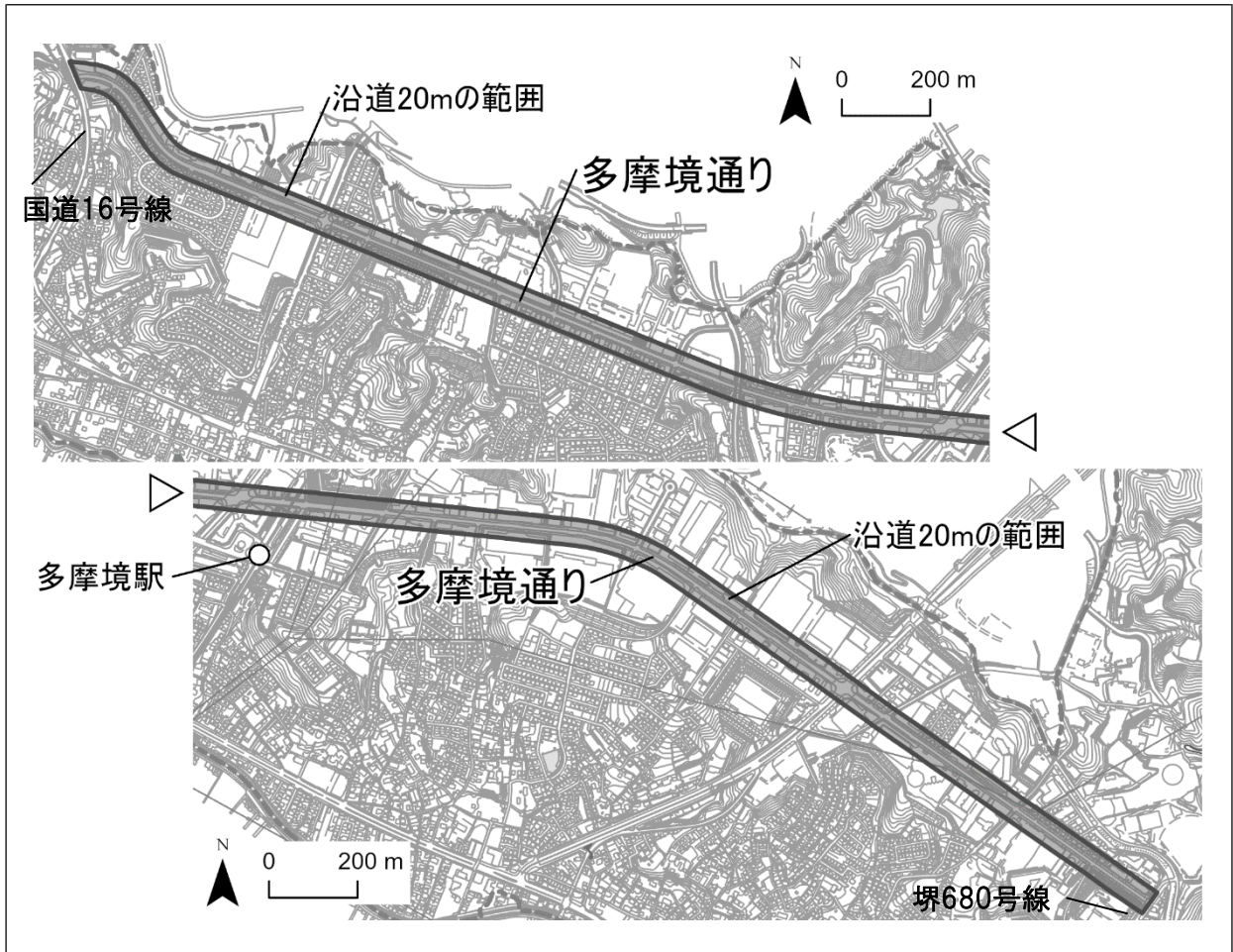
<p>緑化</p>	<p><input type="checkbox"/>道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。</p>
-----------	---

(3) 多摩境通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

多摩境通り（市道堺2000号線）の全区間（国道16号線から市道堺680号線まで）と、その沿道（道路境界から20m）の図に示す範囲を対象範囲とします。

■区域の範囲



2) 景観特性

多摩境通りは、丘陵地の高台に位置し直線的で見通しのよい通りです。通りの北側には尾根線のみどりがみられ、うるおいのある景観を演出しています。また沿道には、商業施設や物販店をはじめ、研究施設、集合住宅、教育施設など、比較的規模が大きく多様な用途の建築物が立地しており、豊かなみどりに囲まれた中に、にぎわいのある景観を創り出しています。

3) 景観形成の目標

丘陵地や斜面の緑地を活かすとともに、車の交通や歩行者に配慮し、活気やにぎわいの中にあるおいやゆとりが感じられる沿道景観を目指します。

4) 景観形成の方針

① みどりが連続する魅力的な景観を創出する。

敷地の沿道部分に樹木や草花を植栽することで、通り沿いにみどりが連続するうるおいが感じられる魅力的な景観を創出します。

② 歩行者や車での利用者にとって快適な通りの景観づくりを目指す。

歩行者と車それぞれの視点を意識した、建築物と屋外広告物の一体的な景観づくりを図り、にぎわいや、ゆとりが感じられるよう沿道景観を目指します。

③ 丘陵地のみどりに配慮しながら、多様な施設が調和した景観づくりに努める。

商業、工業、研究の各施設や、集合住宅など、多様な用途の建築物が共存する中で、丘陵地のみどり豊かな環境に配慮し、沿道の景観づくりに努めます。



5) 景観形成基準

①建築物

外構・緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。
オープンスペース	<input type="checkbox"/> 隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。
眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

②工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを活かすとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりととの連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。
眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 背景に丘陵地がある場合は、尾根のみどりに配慮した配置、高さ、規模とする。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

③開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域と関連づけた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路とネットワークを形成する計画づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、緑地などとして活用する。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりととの連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。

④ 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

土地利用	□事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路とネットワークを形成する計画づくりに努める。
造成	□埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の稜線の最高高さを超えないようにする。
緑化	<p>□既存のみどりを活かすとともに、事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。</p> <p>□樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。</p>

5 建築物等における色彩の基準

(1) 町田市の特性と色彩基準の考え方

市内の建築物等の色彩調査を実施した結果、市の色彩景観は、暖かみがあり、明るく落ち着いた外壁の色彩や、明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が特徴となっています。みどり豊かな市の特性を活かし、みどりの葉の鮮やかさ（彩度6程度）より落ち着いた色を基調とし、みどりと調和し、草花や空の色の映えるまち並みを形成します。

- ① 原色に近い鮮やかな色彩は避け、空や樹木のみどり、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖かみのある落ち着いた色彩を基本とします。
- ② 地域の景観特性を踏まえ、良好なまち並みを維持するとともに、地域の特性に応じた色彩の誘導を図ります。

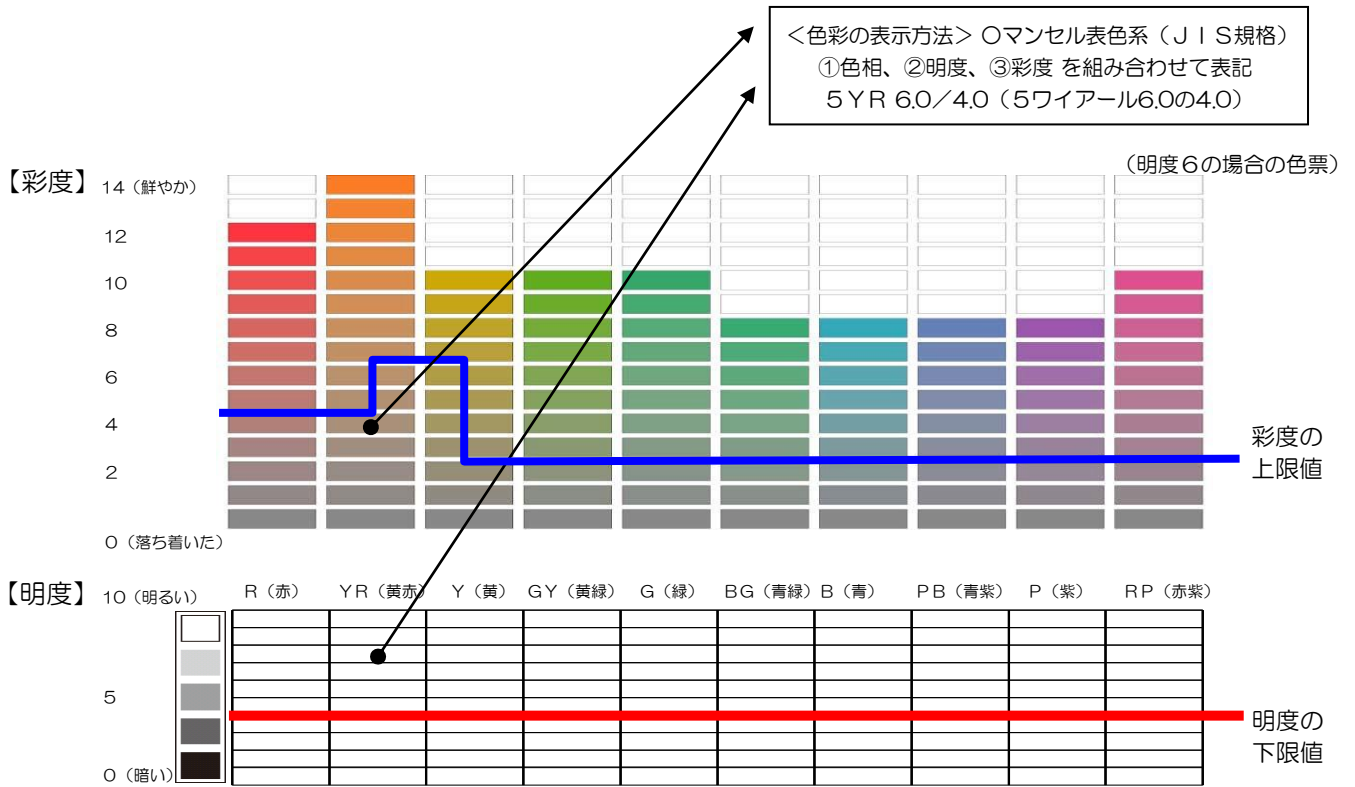
色彩の基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態・意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JISZ8721）」に準拠した「マンセル表色系^{※1}」を用い、別表1（p153）のとおり定めます。

(2) 色彩基準の適用除外の考え方

- ① 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用される色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りではありません。
- ② 建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準を適用しません。
- ③ 市民と馴染みが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観アドバイザー等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

※1 マンセル表色系： アメリカの画家、美術教育家のA.H.マンセルが考案した色を客観的に表す表示体系のこと。すべての物体色を色相、明度、彩度という3つの尺度（色の三属性）の組み合わせによる記号（マンセル記号）で表示し、主観による個人差が生じない客観的な情報として伝達することができる。日本工業規格に採用されるなど、産業界に広く普及している。

(3) 基準をマンセル色度図^{※2}に置き換えたイメージ (外壁基本色の例)



注) 表現されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

※2 マンセル色度図: 色相、明度、彩度による三次元立体によって表される色の分布を、二次元平面に置き換えて座標化したもの。二次元表現では、〈色相-明度〉と〈色相-彩度〉の二つの図からなり、2つの点で一つの色彩を表す

別表1 建築物等における色彩の基準

属性	対象の概要		色彩基準										基本的な考え方	備考
	ゾーン・地区	規模・要件	外壁基本色 (各面の4/5はこの範囲から選択)			強調色 (各面の1/5はこの範囲も可)			アクセント色 各面の1/20以下	屋根色				
			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度		
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、ゾーンの骨格的景観要素となっているみどりや水の色彩と調和した落ち着いたところのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が丘陵地の自然から突出することがないように、中彩度の色彩までに制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 ・屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。
			5.0YR～5.0Y		1以下	5.0YR～5.0Y		6以下				2以下		
			その他		1以下	その他		2以下				2以下		
	住まい共生ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、住環境にふさわしい落ち着いた景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が穏やかな住環境から突出することがないように、中彩度の色彩までに制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都一般地区を発展継承し、暖色系色相についてもより落ち着いた色彩範囲（彩度4以下）に制限。 ・屋根について基準を付加。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y		6以下				2以下		
			その他	4以上8.5未満の場合	1以下	その他		2以下				2以下		
にぎわいゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	—	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、落ち着きを感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。 ・強調色やアクセント色については定量的基準を設けていないが、その合計面積は外壁各面の1/5以下とし、主に建築物低層部で用いるようにする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都一般地区を継承。 ・屋根について基準を付加。 ・にぎわいが求められる地区であることを加味し、強調色については数値基準を設けない。		
		5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下						6以下			2以下	
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下						2以下			2以下	
	高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡ (工作物) 高さ≥45m 築造面積≥15,000㎡	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、落ち着きを感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。 ・強調色の面積は外壁各面の1/5以下とし、主に建築物低層部で用いるようにする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都一般地区を継承。 ・屋根について基準を付加。	
		5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y		6以下				2以下			
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他		2以下				2以下			
景観形成誘導地区	町田駅前通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	10R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、町田市の顔として品格のある景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。また、ほとんどの建築物等が暖色系色相を基調としている現況を踏まえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都一般地区を発展継承し、基本色については、暖色系色相及び無彩色のみに制限。 ・屋根について基準を付加。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y		6以下				2以下		
			その他	4以上	0以下	その他		2以下				2以下		
	小野路宿通り地区	延べ面積>10㎡	OR～4.9YR	3以上8.5未満	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	—	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、地区の骨格的景観要素となっているみどりや水の色彩と調和した落ち着いたところのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 ・屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。	
			5.0YR～5.0Y		1以下						2以下			
			その他		1以下						2以下			
多摩境通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格を感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることやにぎわいが求められる地区であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。 ・基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。	
		5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y		6以下				2以下			
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他		2以下				2以下			

6 届出（通知）を要する行為

市内全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出^{※1}（通知^{※2}）が必要になります。

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区		
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路宿通り	町田駅前通り	多摩境通り
建築物の建築等 ^{※3}		次のいずれかに該当するもの (景観形成誘導地区内を除く) ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模			延べ面積 $> 10\text{m}^2$		次のいずれかに該当するもの ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模
工 作 物 の 設 置 等 ^{※4}	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ^{※5}						
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ $\geq 10\text{m}$			高さ $> 1.5\text{m}$		高さ $\geq 10\text{m}$
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く） その他これらに類するもの ^{※6}						
	墓園その他これに類するもの	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
	橋梁	—			水路に架かるもの		—
	太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）合計面積 $\geq 200\text{m}^2$					
	地上設置型の携帯電話基地局	高さ $\geq 15\text{m}$					
開発行為	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			堆積期間 > 90 日 かつ 堆積高さ $> 1.5\text{m}$		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
水面の埋立て	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			—		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	

※1 景観法第16条第1項に基づく届出

※2 景観法第16条第5項に基づく通知

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※5 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く

※6 太陽光発電設備を除く

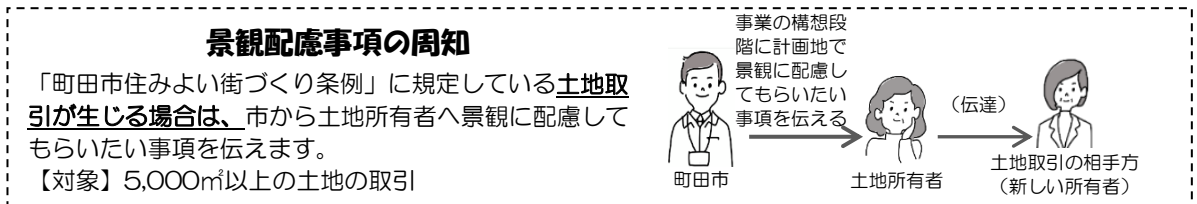
7 事前協議、届出の流れ

届出を要する行為に着手する日の30日前※（届出行為が許可、認定等を必要とするときは、許可、認定等の申請を行う日の30日前）までに届出が必要です。

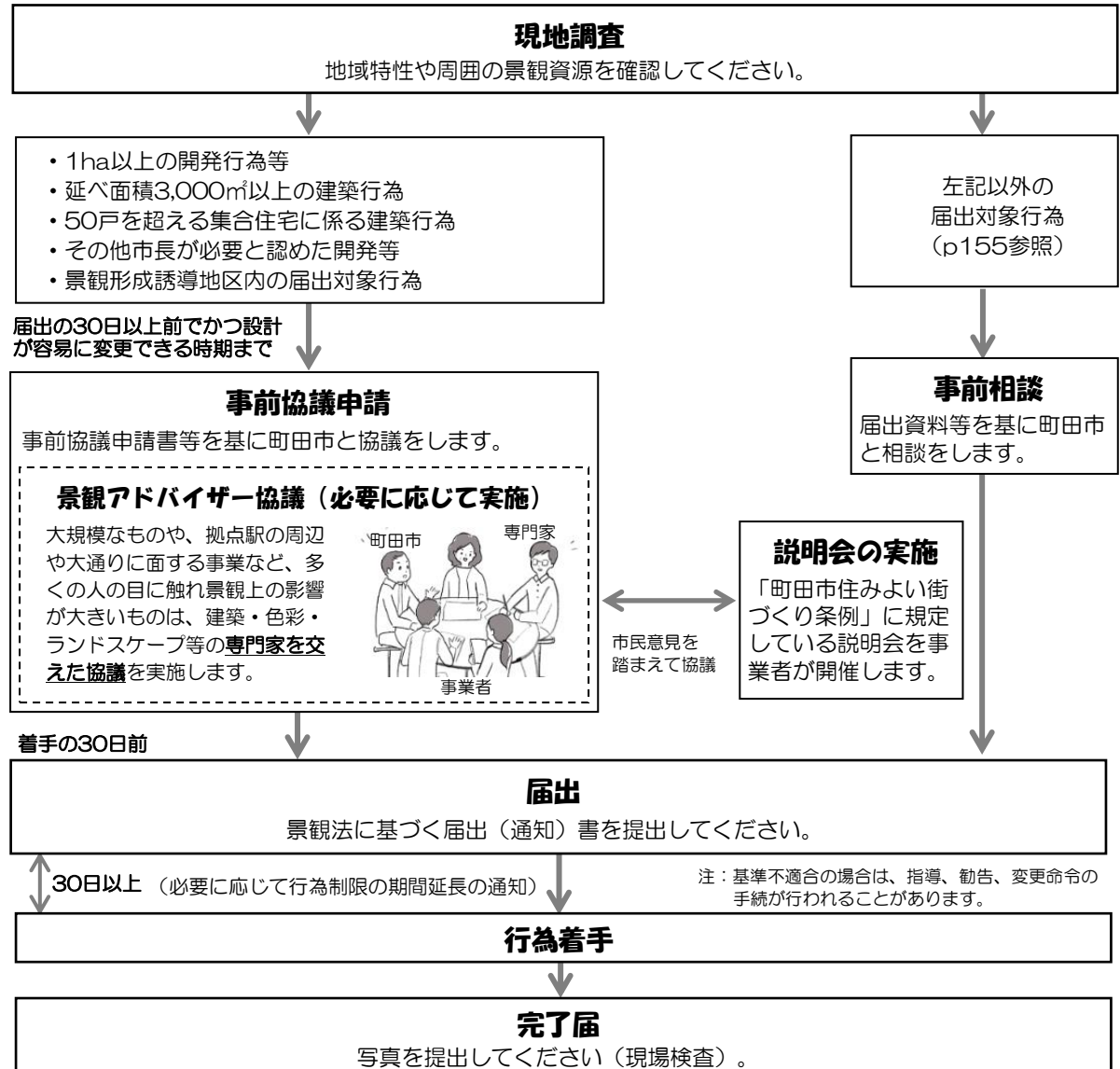
また、一定規模以上の建築物の建築等の行為や、「景観形成誘導地区」内での届出対象行為については、届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期までに、事前協議申請が必要です。事前協議を行う行為のうち、必要に応じて専門家（景観アドバイザー）を交えた協議を行います。

その他の届出対象行為についても届出の前までに事前相談が必要です。

<土地取引段階での手続き>



<届出に係る手続き>



※ 着手する日を含まず30日前まで

◆参考：「町田市住みよい街づくり条例」に基づく大規模土地取引段階の街づくりの仕組み

○目的

土地所有者（市民）も「街づくり活動に協力する」立場と捉え、大規模な土地の取引をする際にその土地にかかる街づくりの方向性を理解した上で土地の取引を行うとともに、街づくりの方向性を土地取引の相手方に伝えることで、次の土地利用計画へつなげることを目的としています。

○対象となる土地取引

市内における5,000㎡以上の土地取引※が手続きの対象となります。

※次に掲げる場合は、除く

- (1) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市計画施設又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるものために譲渡する場合
- (2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売その他これらに類する行為により土地の所有者が変更となる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認める場合

この制度を活用し、街づくりの方針等の伝達と合わせ、景観づくりの考え方や、配慮事項を伝え、それぞれの場所の特性や、地域活動等を踏まえた魅力ある景観づくりの実現を目指します。

◆景観アドバイザーとは

○景観に関する専門家で、以下の場合に、専門知識や経験に基づく助言を行います。

- ・事前協議
屋外広告物条例上、許可申請が必要な広告物等の事前協議も含まれます。
- ・公共事業の景観協議

○景観アドバイザーは、「建築」「色彩」「土木」「造園」「サイン」「法律」の専門分野からなる実務経験のある専門家で構成され、助言を行う専門家は案件により分担されます。

(分担例)

- 建設行為：建築、色彩、土木 等
- 屋外広告物：色彩、サイン 等

第5章 広告物等による景観づくり

目次

1	広告物等に関する考え方	160
2	屋外広告物の表示等に関する 配慮事項	160
3	特定屋内広告物の表示に関する 配慮事項	164
4	広告物等の表示・設置の 手続きの流れ	165

第5章 広告物等による景観づくり

1 広告物等に関する考え方

広告物等は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。表示・設置を行う位置や色彩などを景観に配慮したものとすることで、地域のにぎわいや個性の創出、周囲のまち並み、風景との調和を図ります。

上記の実現に向けて、「町田市屋外広告物条例」に基づく規制誘導と、「町田市景観条例」に基づく事前協議、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」に基づく景観誘導を連動し、地域特性に応じた、建築物等との一体的な景観づくりを推進します。

【広告物等とは】

屋外広告物、屋外広告物を掲出するために設置するもの（広告塔や広告板など）及び窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）を指します。

2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項

（1）全域共通の配慮の考え方

景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項^{※1}を、市内全域共通の配慮事項として以下の通り定めます。

- a. 全ての屋外広告物は、大きさ、位置、色彩などのデザインが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。



にぎわいある市街地の地域特性を踏まえた広告物の例

- b. 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶことを考慮し、表示の大きさ、位置、色彩などについて、十分配慮する。



表示の位置や大きさを揃えた広告物の例

※1 景観法第8条第2項第4号イに規定する、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

c. 地域の活性化やにぎわい創出のための広告物は、掲出場所や位置に応じて表現が過剰にならないよう、節度のある大きさや色数とする。



にぎわいを創出し、通りの魅力づくりを意識した広告物の例

d. 主要な幹線道路や地域を代表する通りについては、道路修景や地域のまちづくりなどの機会を捉えて、屋外広告物の表示に関するルールづくりを行うなど、広告物等を通じて、地域の魅力づくりや特色ある景観づくりにつなげるよう努める。



広告物の設置高さを抑え、並木との調和を意識した広告物の例

e. 歴史的な景観資源のある地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮した屋外広告物を表示・掲出する。



和の表現で老舗店舗の外観を引き立てる広告物の例

f. 豊かな自然資源が残る地域では、みどりや地形などの背景、その周辺にある建築物や並木などとの調和に配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。



周辺のみどりと調和した広告物の例

g. 主要な街道沿いや公園、緑地などの施設周辺において、景観を阻害する野立て看板などが点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩などのデザインを周辺環境と調和したものとする。



表示を集約化し周辺環境と調和した広告物の例

h. まち並みの個性や魅力を高めるとともに、観光振興にも効果があることから、地域特性を踏まえた統一感のある広告物を表示・掲出する。






商店街で広告物の素材を統一し商店街の魅力を高めている例

(2) 「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方

第4章に定める以下の3つの「景観形成ゾーン」と、3つの「景観形成誘導地区」ごとに屋外広告物に関する配慮の考え方を定めます。

1) 「景観形成ゾーン」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①丘陵地ゾーン	
<p>目指す景観</p>	<p>丘陵地や谷戸の豊かな自然と調和した屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の豊かな自然景観と調和するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に調和する色彩を基本とし、落ち着いた色彩を用いる。 ・高彩度色の使用面積を抑える。 ・周辺の自然景観と調和する規模や高さとする。 <div style="text-align: right;">  <p>周辺の自然環境と調和した広告物の例</p> </div>
②住まい共生ゾーン	
<p>目指す景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地との連続性が感じられる屋外広告物景観 ・地域、商店街の個性を活かした屋外広告物景観
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地では、建築物と調和しやすさが感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の住宅地に調和し、落ち着いた色彩を用いる。 ・高彩度色の使用面積や色数を抑える。 ●地域や商店街の個性がさらに伸びる表現とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や商店街でデザインのイメージを合わせる。 ・周辺にある住宅地に影響を与えるような過剰な色彩や高さを避け、住宅地との連続性が感じられるものとする。 <div style="text-align: right;">  <p>手作り感のある広告物で地域の個性を演出している例</p> </div>
③にぎわいゾーン	
<p>目指す景観</p>	<p>活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人の目線（アイレベル）を意識し、思わず出歩きたくなるような魅力的な景観を感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に合わせたスケールで計画し、歩行者の目に入りやすい位置にまとめる。 ●高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁の同系色とし、箱文字など表示面積を抑え、建築物との一体感がある表現とする。 ●低層部では、心地よいにぎわいを感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・表現が過剰にならないような大きさや色数とする。 <div style="text-align: right;">  <p>低層部で色数や掲出位置に配慮した広告物の例</p> </div>

2) 「景観形成誘導地区」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①小野路宿通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>小野路宿通りの歴史や自然を活かした風格を感じさせる屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な雰囲気や風格を感じさせるものとする。 ・昔ながらの民家や板塀、擁壁との共通性を感じさせる落ち着いた色彩を基調とする。 ・木材などの素材色を活かす。 <div style="text-align: right;">  <p>歴史的な雰囲気に調和した広告物の例</p> </div>
②町田駅前通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>歩く人にとっての魅力が感じられ、落ち着いた秩序ある屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部では、落ち着いた秩序ある屋外広告物とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・箱文字など壁面と一体的なデザインとする。 ●低層部では、歩行者が魅力を感じられる屋外広告物とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に対して表現が過剰にならないよう、節度ある大きさや色数とする。 <div style="text-align: right;">  <p>建築物と一体的にデザインした広告物の例</p> </div>
③多摩境通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>通りの開放感や連続性が感じられる屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの開放感や連続性が感じられるものとする <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体性のある表現とした屋外広告物を基本とし、通りや建築物に対して、違和感のない大きさとする。 ・通りの周辺にある尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げない高さとする。 <div style="text-align: right;">  <p>建築物と一体性のある広告物の例</p> </div>

3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項

建築物の窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）の表示については、「2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項」に示す内容に加えて、市内全域共通で以下の配慮事項を定めます。

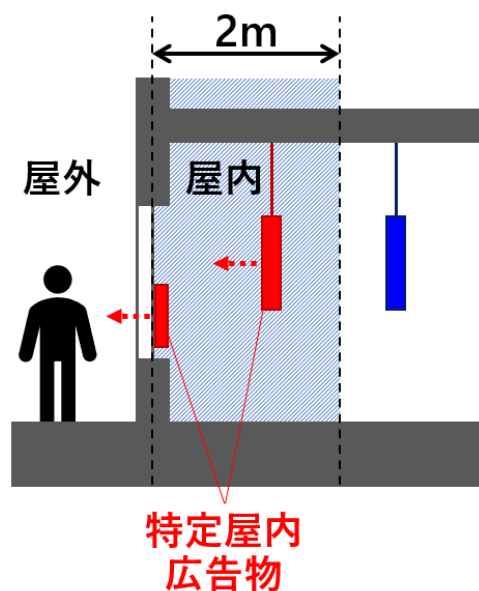
- a. 開口部の開放感を阻害しないよう、窓面を全て塞ぐことのないようにする。また、窓面から一定距離を置いて設置する。
- b. ビルに複数のテナントが入店する場合は、建築物全体で統一感のある掲出方法となるよう配慮する。
- c. 映像装置付き広告物（デジタルサイネージなど）の場合、音・明るさ・内容などに配慮して設置する。



開口部の開放感を阻害していない例

【特定屋内広告物とは】

「特定屋内広告物」とは、建築物の窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して表示される広告物で、窓面の内側からの距離が2メートル以内のものであります。

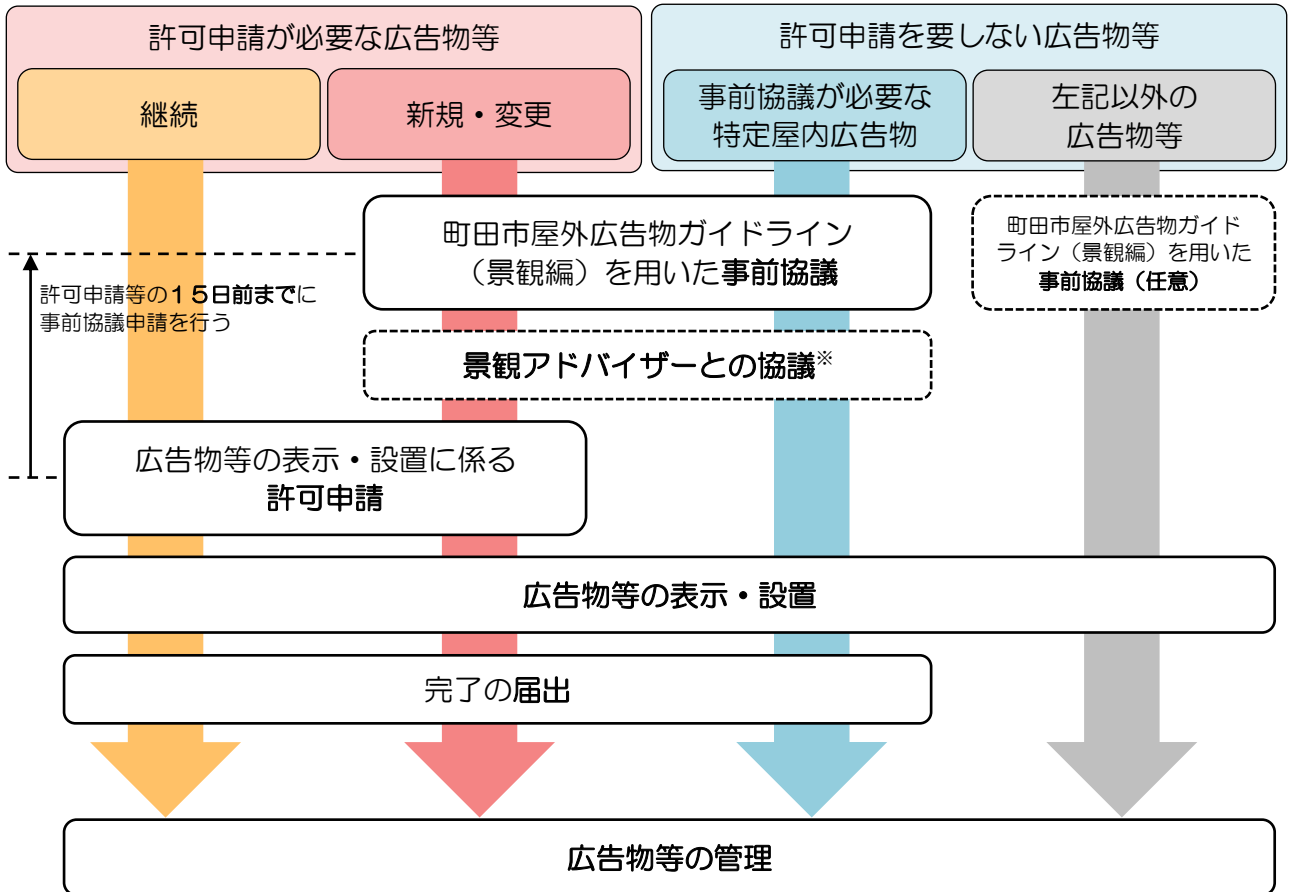


4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

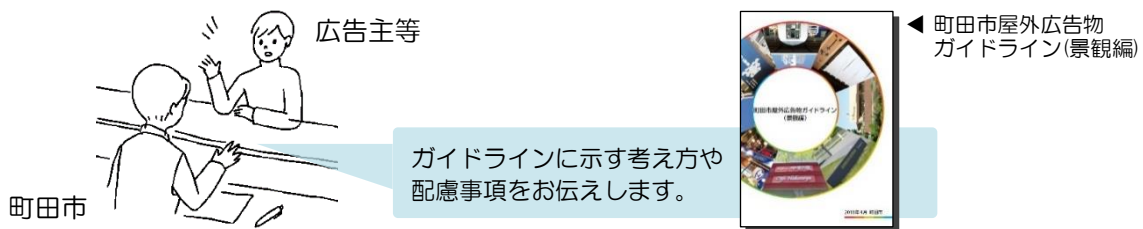
一定規模以上の広告物等を表示・設置する際には、地域の風景に調和し、その地域の特色を引き立てる良質な広告物の設置を目指し、事前協議を行います。

事前協議では、広告物に関連する景観づくりの考え方や配慮事項を共有し、地域特性や周辺環境を考慮した広告物の設置を促進します。

【手続きの流れ】



【事前協議のイメージ】



【事前協議を義務づける広告物等】

町田市景観条例で事前協議を義務づける広告物等は以下の通りです。

- ・屋外広告物
- ・屋外広告物を掲出する物件
- ・窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）

その他の広告物等についても、任意の事前協議を行います。

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等 による景観づくり

目次

1 景観重要建造物・景観重要樹木の 指定の方針	168
2 景観重要公共施設の位置づけ等	169
(1) 景観重要公共施設の 位置づけの方針	169
(2) 景観重要公共施設	170
(3) 多摩都市モノレール町田方面 延伸を見据えた景観づくりの 考え方	172

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による 景観づくり

1 景観重要建造物^{※1}・景観重要樹木^{※2}の指定の方針^{※3}

景観重要建造物及び樹木については、地域景観資源に登録されたもののうち指定することが望ましいもの、または所有者が指定を希望するもののうち一定の要件を満たすものを指定します。

指定に際しては、所有者の意見を伺い、町田市街づくり景観審議会の審議を経て指定します。

【登録の要件】

- ① 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなっているもの、または将来的になる可能性のあるもの
- ② 適切な保全育成が期待できるもの
- ③ 道路その他公共の場所から容易に見ることができるもの
- ④ 公益上支障がないもの
- ⑤ 所有者の同意、近隣の概ねの理解が得られるもの

※1 景観法第19条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な建造物

※2 景観法第28条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な樹木

※3 景観法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

2 景観重要公共施設^{※1}の位置づけ等

(1) 景観重要公共施設の位置づけの方針

景観計画区域内にある道路や河川、公園などの公共施設のうち、多くの市民に親しまれ、市の景観づくりにおいて特に重要な施設を、「景観重要公共施設」として位置づけます。

景観重要公共施設に位置づけたものは、景観重要公共施設の整備に関する事項^{※2}を定め、地域のまちづくり活動や、沿道の景観づくりの誘導などと連携して良好な景観の形成を図ります。また、景観重要公共施設について整備が実施される場合は、構想段階（計画が容易に変更可能な段階）から市と施設管理者などで整備に向けた協議、調整を行います。

以下の考え方に沿って、景観重要公共施設を位置づけます。

【景観重要公共施設への位置づけの考え方】

- ① 景観形成誘導地区内にあり、地区の景観づくりに不可欠な公共施設
- ② 地域景観資源に登録されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共施設
- ③ 市の代表的な眺望を有する場所
- ④ 市の景観づくりにおいて重要な公園、道路、河川

※1 景観法第8条第2項第4号ロに規定する良好な景観の形成に重要な公共施設

※2 景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項

(2) 景観重要公共施設

景観重要公共施設として位置づける施設は以下の通りです。また、前述の「景観重要公共施設への位置づけの考え方」に沿う公共施設が新たに整備される場合には、施設管理者と協議した上で、景観重要公共施設に位置づけます。

①薬師池公園及び薬師池西公園

薬師池公園は、地域の歴史を継承し、谷戸の地形や里山文化を特徴づける市を象徴する公園です。薬師池を中心として、桜や花しょうぶ、大賀ハスなど多くの花々が観賞できる静かな和風の公園として、市民や多くの来訪者に親しまれています。

また、薬師池公園に隣接する薬師池西公園は、みどり豊かな丘陵地の眺望が望める場所やウェルカムゲートが整備されるなど、薬師池公園と一体となった公園として、丘陵地の起伏のある地形やみどりを活かしたまとまりのある景観を創り出しています。

薬師池公園及び薬師池西公園を、地域の景観を形成する中心的な施設として、景観重要公共施設に位置づけます。

<景観重要公共施設の整備に関する事項>

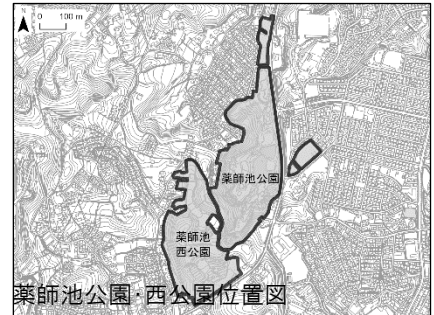
薬師池公園及び薬師池西公園の施設整備にあたっては、公園の良好な景観を維持し、より親しまれる公園とするため、各公園・施設の持つ役割や活用の方向性、特徴的な魅力を踏まえ、周辺の環境と調和したものとするものとします。

薬師池公園及び薬師池西公園を基点とし、周囲の風致地区や七国山との一体的な景観の維持創出を目指します。

②小野路宿通り（都道156号線）の一部

小野路宿通りは、鎌倉時代に武蔵府中と鎌倉を結ぶ街道上の宿場となり、江戸時代中期には、大山信仰が盛んになる中で、府中、厚木、伊勢原と大山を結ぶ大山街道の宿場町として栄えました。

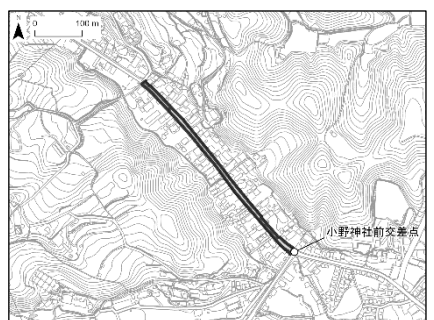
今も宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、丘陵の豊かなみどりとの一体的な集落を形成しています。歴史的なまち並みの保全、修復とともに、安全性や利便性を兼ね備え、周辺地区全体の活気や交流を深め、魅力ある景観を創出することを目指す



薬師池公園



薬師池西公園



小野路宿通り位置図

ため、小野神社前交差点から北西に概ね480mの区域を景観重要公共施設として位置づけます。

＜景観重要公共施設の整備に関する事項＞

小野路宿通りの維持管理にあたっては、沿道の景観づくりの取り組みを尊重し、地域の伝統的なまち並みと調和した景観づくりを図ります。



小野路宿通り

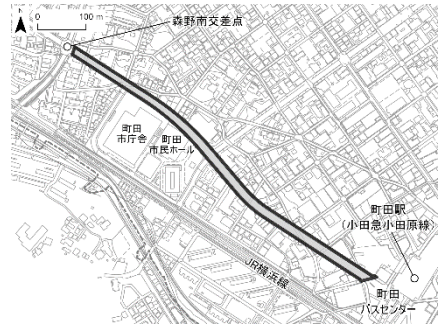
③町田駅前通り（町3・4・39号線）の一部

町田駅前通りは、駅前の主要なバス路線であり、市庁舎や市民ホールなどへ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。また、市民による通りの景観づくりに寄与する取り組みとして、植栽柵における園芸活動や清掃活動などが行われています。

沿道における落ち着きとゆとりのある魅力的な景観づくりの誘導にあわせて、町田駅前通りの町田バスセンターから森野南交差点までの区域を景観重要公共施設として位置づけ、魅力的な通りの景観づくりを目指します。

＜景観重要公共施設の整備に関する事項＞

道路の整備や維持管理の際には、沿道の景観づくりに配慮するとともに、歩いて楽しい魅力的な景観づくりに取り組みます。

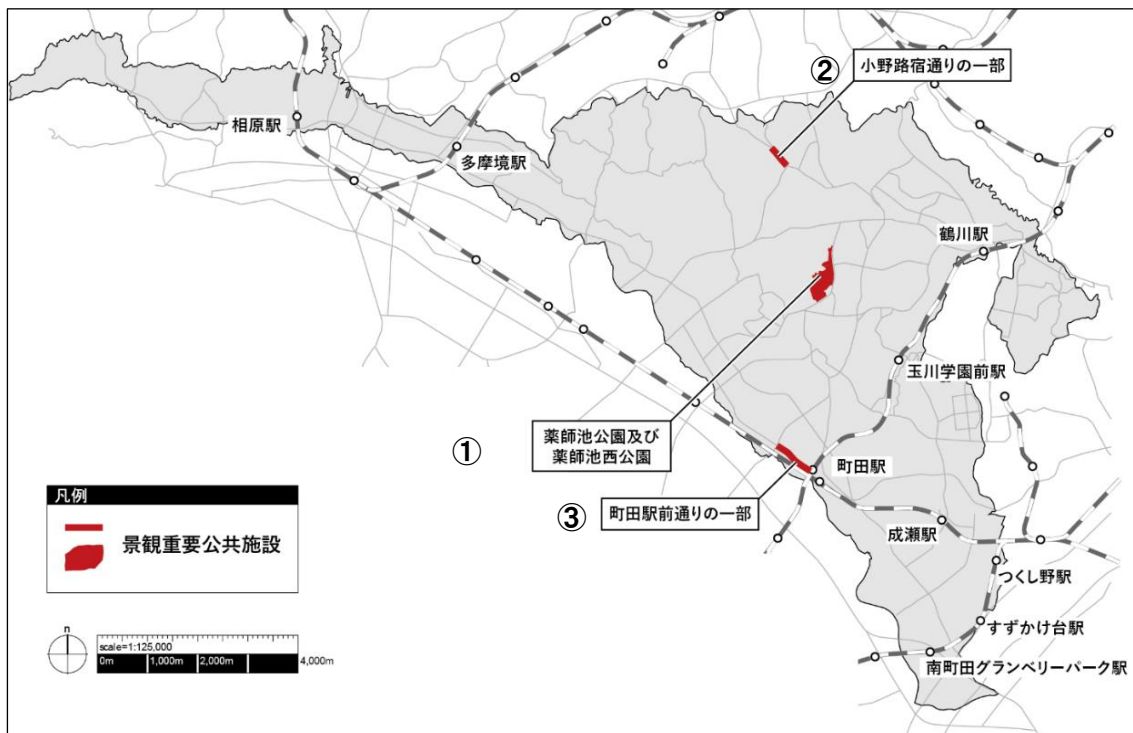


町田駅前通り位置図



町田駅前通り

■景観重要公共施設の位置図

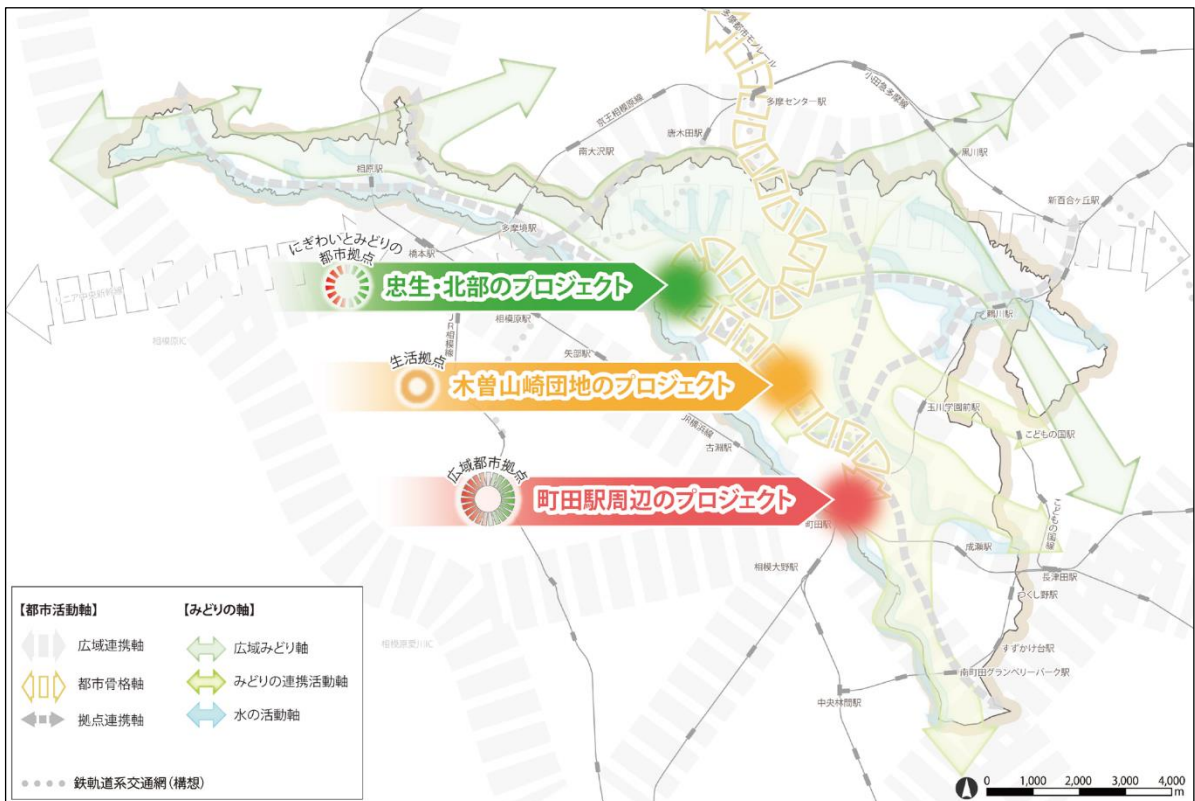


(3) 多摩都市モノレール町田方面延伸を見据えた景観づくりの考え方

市では、多摩都市モノレール町田方面延伸に向けた取り組みを進めています。「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年策定）」においては、多摩都市モノレール沿線の「町田駅周辺」、「木曽山崎団地」、「忠生・北部」の3つのエリアを、市の暮らしをけん引するリーディングプロジェクトに位置付け、まちづくりを推進しています。

これを踏まえて、今後、多摩都市モノレールの町田方面延伸路線が都市計画決定された際には、以下の景観づくりの考え方に基づく魅力ある景観づくりを実現するために、「景観重要公共施設」に位置づけることを検討します。

■市の暮らしをけん引する3つのプロジェクト位置図



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

<多摩都市モノレール町田方面延伸ルート沿線共通の景観づくりの考え方>

多摩都市モノレール町田方面延伸において、道路や軌道、駅周辺、またモノレールから見える多様な風景は、景観づくりの重要な要素となります。

そのため、道路や軌道の整備や、駅周辺の開発などにあたっては、環境変化を見据えながら、地域特性を踏まえ、周辺環境と一体となったモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指します。

<3つのプロジェクトごとの景観づくりの考え方>

① 町田駅周辺 商業地を多機能化・ウォーカブルなまちにするプロジェクト

町田駅から芹ヶ谷公園の区間については、公園までのアプローチとして、多様な活動や交流が生まれるウォーカブルな通りの実現を目指します。駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、原町田大通りを軸として、にぎわいと憩いのある歩行空間や滞留空間を形成し、中心市街地一体の魅力ある景観づくりを推進します。

② 木曾山崎団地 住宅地を多機能化するプロジェクト

大規模団地を通過する路線として、地域の生活風景と調和した景観づくりの実現を目指し、駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、周囲の住環境との調和を図り、地域特性を踏まえた景観づくりを推進します。

③ 忠生・北部 みどりと暮らしの関係をつくるプロジェクト

みどり豊かな丘陵地を通る路線として、住環境と自然地形を尊重し、里山や谷戸の風景と調和した景観づくりを目指します。

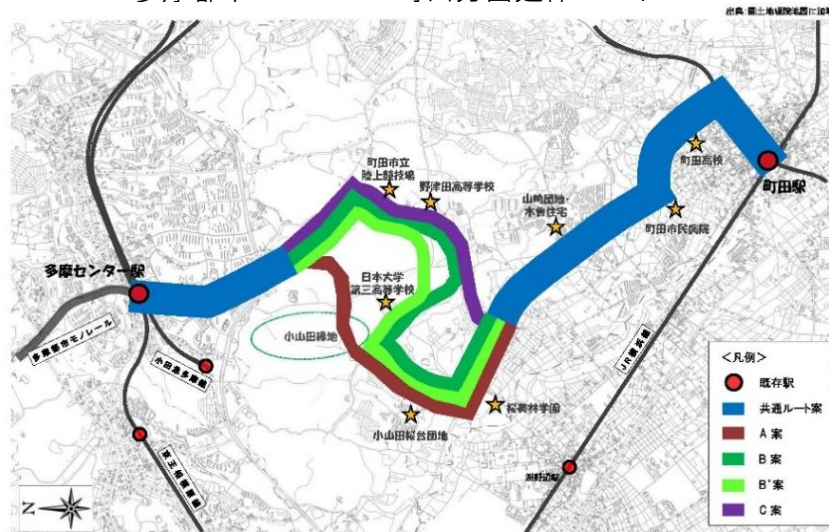
駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、連続性のあるみどりやオープンスペースの設置を推奨し、自然と調和した景観づくりを推進します。

参考：多摩都市モノレールの町田方面延伸ルート

多摩都市モノレール町田方面延伸ルートについて、2021年12月27日に開催された「第4回多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」において、B案が選定されました。

延伸ルートは、多摩センター駅から、町田市立陸上競技場、小山田桜台団地、桜美林学園、山崎団地・木曾住宅を通り、町田駅までの約16kmとなっています。

■多摩都市モノレール町田方面延伸ルート



※ルート同イメージであり、詳細については今後策定を回る

第7章

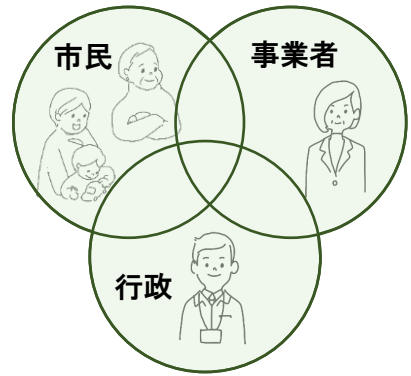
景観計画の実現に向けて

目次

1	市民・事業者・行政の協働による	
	景観づくりの取り組み	176
(1)	景観づくり市民活動の推進	176
(2)	事業者との協働による	
	景観づくり	178
(3)	公共事業による景観づくり	179
(4)	官民連携による景観づくり	180
(5)	その他の景観づくりの推進	181
2	計画の定期的な評価・検証	183

第7章 景観計画の実現に向けて

魅力ある景観づくりを実現するためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが欠かせません。市民・事業者・行政が協力し合い、連携を深めて景観づくりに努めることが、景観計画の実現につながります。



1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

(1) 景観づくり市民活動の推進

地域の魅力を引き立てる景観づくりを実現するためには、市民一人ひとりが景観づくりの担い手となって、清掃活動や、植栽の維持管理など、普段の生活の中でできることを積み重ねていくことが大切です。景観づくりに関わる市民の積極的な活動を推進し、そうした活動を広げていくことを目指します。

○市民主体の景観づくり活動の支援

地域特性を活かした魅力あふれる景観づくりを進めるために、市民主体のさまざまな景観づくりに関する活動を積極的に支援します。

「町田市景観条例」に定める「生活風景宣言」や「地域景観資源」の登録などにつながる活動をはじめ、地域の魅力を高める市民主体の様々な景観づくりの活動を、「町田市住みよい街づくり条例」と連携して支援します。

<生活風景宣言とは>

身近な景観づくりの取り組みを積極的に推進することを目的に、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動（生垣を揃えて維持すること、建築物等の色調を調和させること、清掃活動など）を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録する制度です。

<地域景観資源とは>

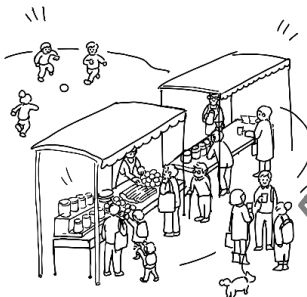
日頃身近に感じている魅力的な風景（建造物、樹木、里山、鎮守の杜、名勝地、湧水など）を守り、育てていくために、地域住民からの提案により「地域景観資源」として登録する制度です。

<景観づくりに関する市民活動の例>

上記の「生活風景宣言」や「地域景観資源」の登録につながる活動のほか、地域の資源を活かし、まちの魅力を高める活動を支援します。例えば以下のような取り組みが考えられます。

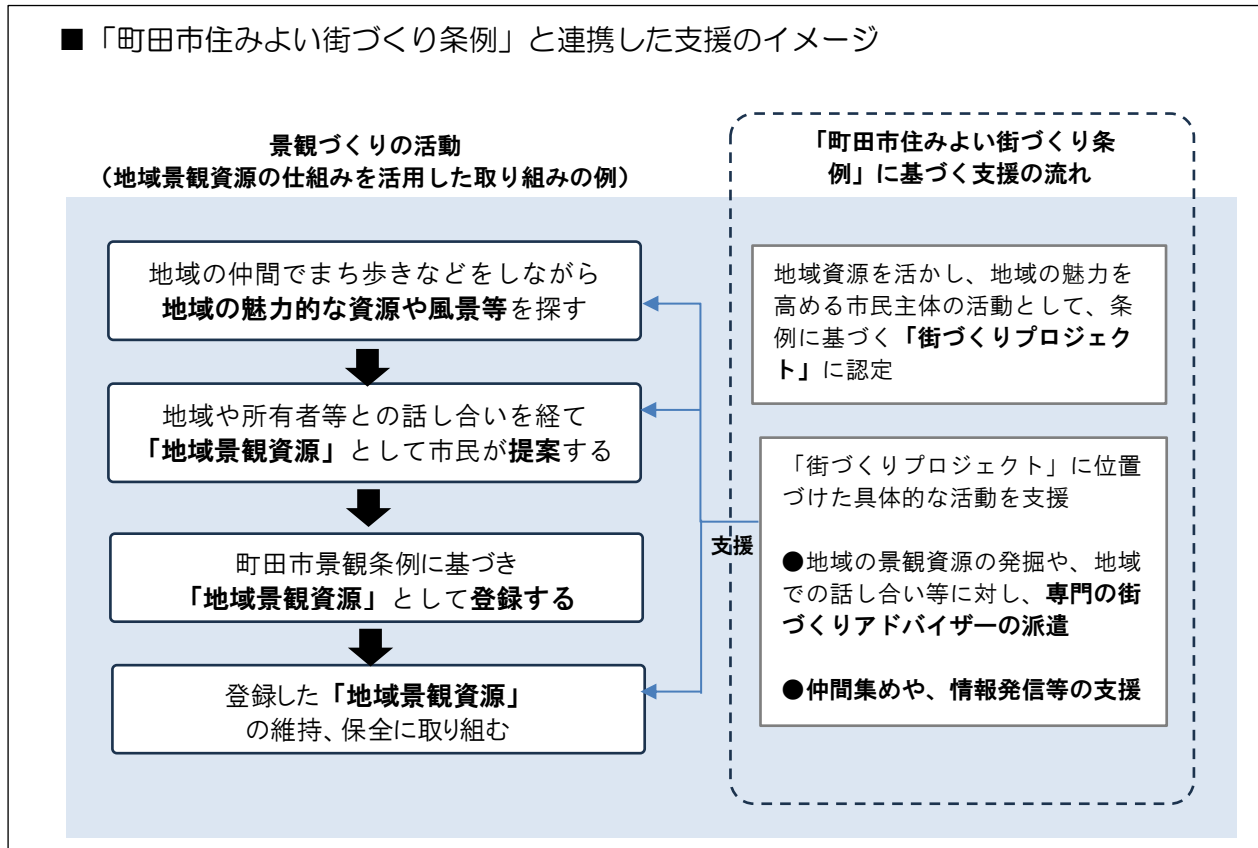


近所の池や公園などの公共空間を活用しながら、地域のみんなが憩える場所をつくる活動



まちのにぎわいづくりのために近所の空き地や広場で定期的にマルシェを開催する活動

■ 「町田市住みよい街づくり条例」と連携した支援のイメージ



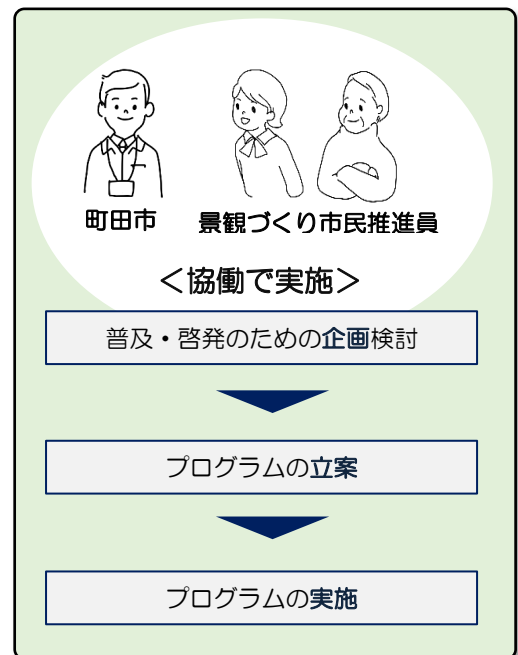
○ 「景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり

景観づくりの理念をより多くの市民と共有することにより、新たな景観づくりの活動や、新たな担い手の育成につなげることを目指します。この実現にあたり、「景観づくり市民推進員（以下、「市民推進員」という。）」制度により、市民と行政が協働して、景観づくりの普及・啓発の活動に取り組みます。

市民推進員と市が協力し、ワークショップや講座、イベント、景観賞などの景観づくりに関する取り組みの企画、立案、実施を行います。

【考えられる主な取り組み】

- ①景観賞の実施
- ②景観まち歩きの実施
- ③小・中学生に向けた景観学習の実施 など



(2) 事業者との協働による景観づくり

事業者による建築行為や開発行為などは、市の景観形成において重要な役割を果たします。そのため、各地域の特性に応じた景観づくりの考え方を事業者の皆様と共有し、計画づくりなどを進めていただくことが重要です。

これにより、地域特性や周辺の環境と調和した景観づくりを目指します。

○届出制度などによる景観づくり

一定規模以上の建築行為などについて、第4章の「届出制度による景観づくり」に示す、届出や事前協議が必要です。事前協議の際には、下記のガイドラインや、専門家による景観アドバイザー制度を活用し、地域の特性を活かした景観づくりを進めます。

さらに、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「早期周知の街づくり」の手続きと連動し、事業者の皆様と早期に景観づくりの考え方を共有します。



【景観計画を補完し、景観づくりの指針となるガイドライン】

- ①「町田市景観色彩ガイドライン（2010年策定）」
市の景観を整えるための色彩の基本的な考え方を示す
- ②「町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン）（2012年策定）」
建築物の建築等を行う際の基準について解説

○屋外広告物を含めた景観づくり

良好な景観を形成するためには、広告主、屋外広告業者、建築物の設計者、管理者と連携した取り組みが必要です。

市では、「町田市屋外広告物条例」や、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）（2018年策定）」に基づき、事前協議などを通じて、地域特性に応じて、周辺環境に適した屋外広告物の設置を推進します。

さらに、駅周辺等の拠点的市街地では、法人などが行う「エリアマネジメント広告」の活用を推進し、その運用に対する積極的な支援を行います。



エリアマネジメント広告の例

【参考：エリアマネジメント広告とは】

まちづくりの担い手が、公道上の屋外広告物を企業等に販売し、得られた広告収入をまちづくりの財源に充てる事業です。

(3) 公共事業による景観づくり

公共施設である道路や公園、学校などは、長い間その場にあり続けるため、まちのイメージを形成し、景観づくりに大きな影響を及ぼします。

そのため、市は「町田市公共事業景観形成指針（2013年策定）（以下、「指針」という。）」を定め、この指針に基づき、行政として、まち全体のブランディングに寄与する景観づくりに率先して取り組みます。

○町田市公共事業景観形成指針の運用

指針では、道路や橋梁、河川・水路、公園・緑地、公共建築物、公共サイン、駐車場・駐輪場をはじめ、景観に影響を及ぼす事業を対象にしています。施設の規模や景観への影響度に応じて、3つの協議フローに分類し、計画の構想から、設計、施工、維持管理までの段階ごとに、景観アドバイザーの意見を取り入れながら、地域景観への適切な配慮を行っています。

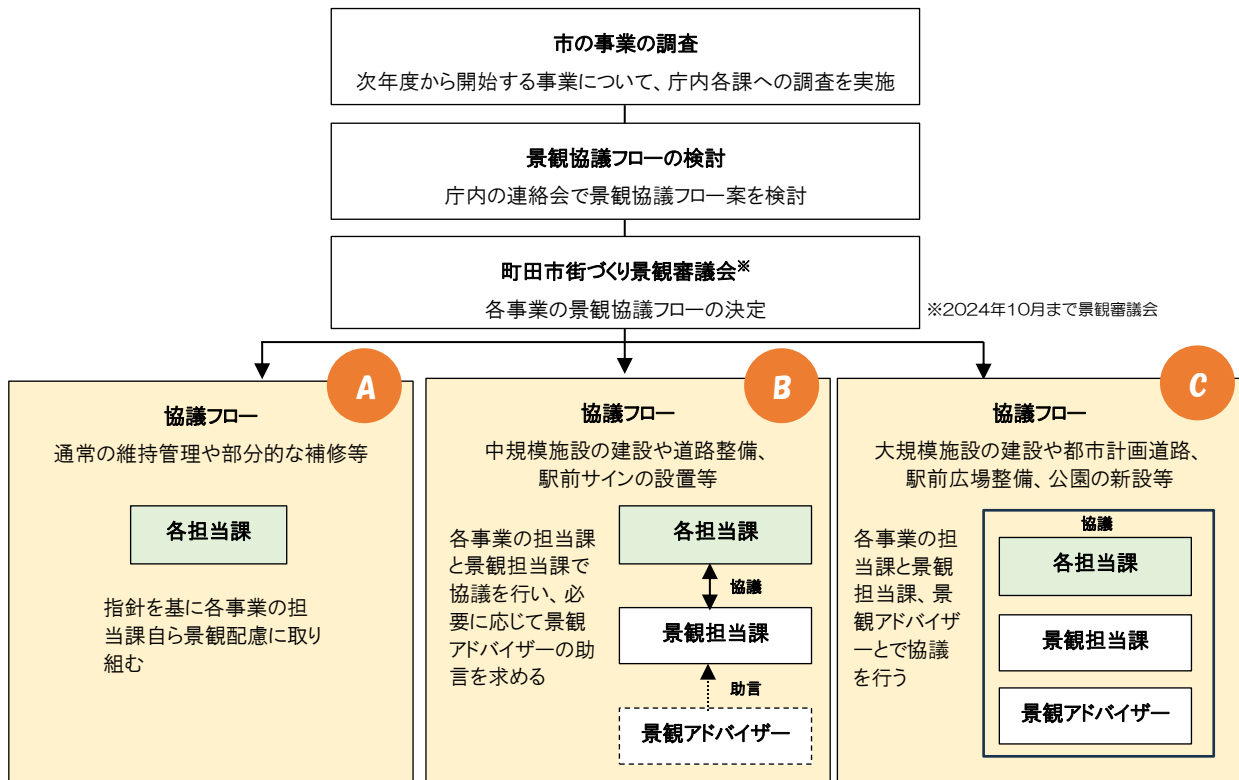
また、PFI事業（民間の資金や技術力を活用し、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営などを行う公共事業の手法）についても、同様の運用を行います。

市は、指針の運用をより効率的に進めることで、市民に愛される施設整備を推進し、まちのブランディングに寄与することを目指します。



景観アドバイザーとの協議風景

■「市が行う事業」や「市有地内や市の補助金を受けて行われる事業」の協議フロー



○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う新駅や軌道の整備にあたっては、地域特性を踏まえた景観づくりが重要です。

その実現に向けて、効果的な施策を展開し、質の高い沿線環境の整備に努めます。



【検討する主な事項】

- ① 多摩都市モノレールの導入空間となる道路を「景観重要公共施設（景観重要道路）」として指定を検討
- ② 多摩都市モノレール駅周辺における「景観形成誘導地区」の指定の検討

（４）官民連携による景観づくり

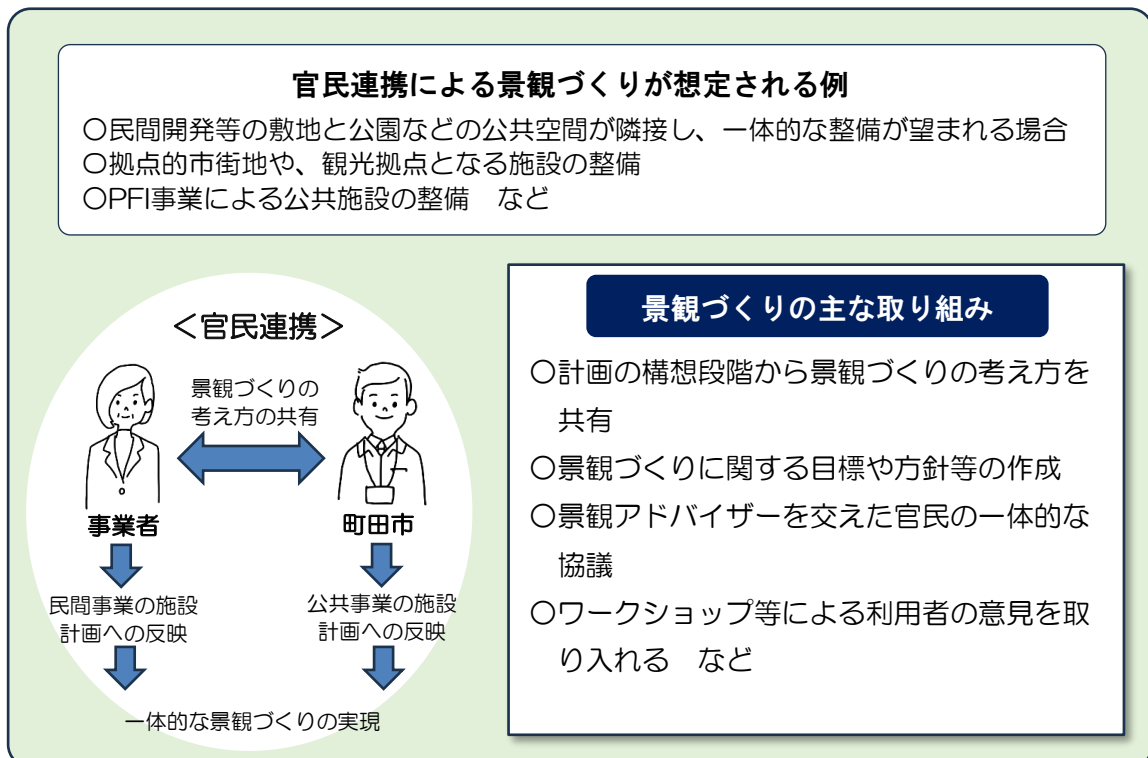
駅周辺や多くの人々が利用する施設の整備においては、個々の施設自体の魅力を向上させるだけでなく、周辺地区一帯の魅力も同時に高めることが期待されます。

その実現のためには、事業者の理解と協力を得ながら、官民が一体となって良好な景観づくりに取り組むことが重要です。

具体的には、施設整備に先立って事前協議を行うことや、景観アドバイザー制度を活用すること、景観づくりの考え方を早期に共有することなどにより官民連携に取り組みます。

こうした取り組みにより、公共と民間がそれぞれの力を最大限に活かし、地域全体の魅力を高める景観づくりを推進します。

■官民連携による景観づくりのイメージ



【参考：官民連携による取り組み事例】

「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」では、南町田駅および鶴間公園、民間商業施設の一体的な再整備に取り組む中で、事業者と行政の協働により、2017年4月に「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」を作成しました。

「みんなとつくる新しいパークライフ」を地区全体の景観コンセプトとし、官民一体で取り組んだシームレスなまちの構造と、質の高い空間整備が高く評価され、2020年度には都市景観大賞を受賞しました。

また、鶴川駅では、鶴川駅アイデアコンテストや市民ワークショップ「鶴川駅を考える会」などを経て、市民や事業者、行政の協働により、2021年3月に「鶴川駅周辺デザインノート」を作成し、現在、駅周辺の整備事業が進められています。

こうした取り組みをさらに広げて、より魅力的な景観づくりを目指します。



「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」



「鶴川駅周辺デザインノート」

(5) その他の景観づくりの推進

景観づくりの推進には、多くの市民の皆様と景観づくりの考え方を共有することが大切です。そのため、景観づくりの考え方や最新情報、具体的な取り組みについて伝える機会を設け、市民の皆様にも市の取り組みに参加して板田湖ことを目指します。

○市公式ホームページやSNSを活用した情報発信

市の景観づくりに関わる全ての方に向けて、市公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などの活用を図り、景観に関する情報を随時発信していきます。

○景観づくり講演会やワークショップなどの実施

市民や事業者、行政が景観づくりへの関心を高め、景観づくりにより積極的に取り組む手掛かりとなるよう、景観づくりに関する講演会などを実施します。

【考えられる主な取り組み】

- ① 幅広い年齢層を対象にしたワークショップ
- ② 他市との協働による情報発信やイベント
- ③ 児童・学生に向けた勉強会、講演会 など



ワークショップの風景

○景観賞の実施

市民一人ひとりの景観に関する意識の向上や、事業者の積極的な景観づくりへの寄与など、良好な景観づくりの推進を目的として、景観賞を実施します。

景観賞の実施にあたっては、屋外広告物や景観づくり市民活動などのテーマを設けるなど、景観づくりに貢献する多様な取り組みを対象とします。



第1回町田市景観賞の実施にあたっては、「町田市景観づくり市民サポーター^{※1}」が主体となり、市と協働で取り組みました。

※1 2009年に策定した町田市景観計画に基づき、市民、事業者、行政の協働による景観づくりを進める一環として、ご協力いただける市民の方を「景観づくり市民サポーター」として募集・ボランティア登録し、専門家である「景観づくりコーディネーター」の助言等を受けながら、市民主体の景観の普及・啓発に取り組む活動。第1期（2011年度から2013年度）第2期（2014年度から2016年度）の6年間にわたり、景観賞の企画・実施、まち歩き、シンポジウムを開催するなど、景観づくりに関する様々な活動に取り組みました。

2 計画の定期的な評価・検証

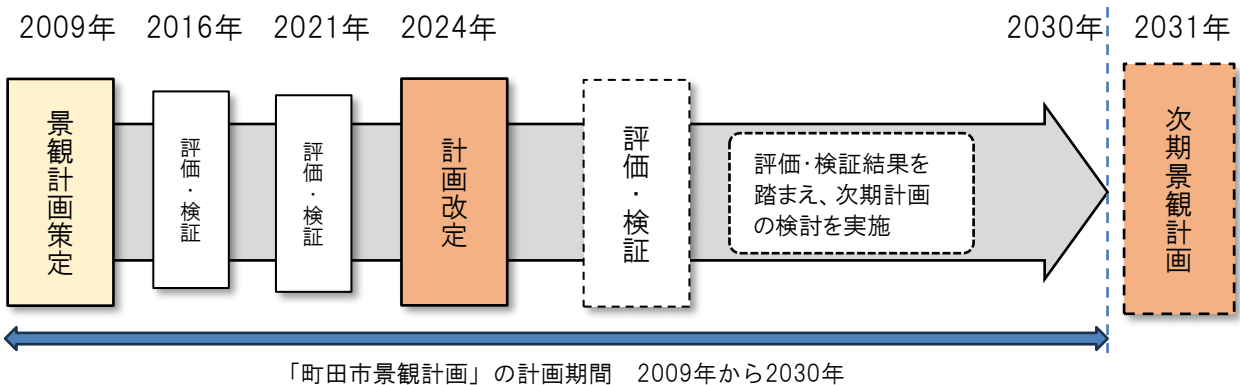
景観計画の計画期間である2030年に向けて、本計画を運用し、その評価・検証を行います。

評価・検証は、第7章「1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み」に示す下記の項目について、その進捗状況や、成果、課題などを確認します。

■市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

評価・検証項目	取り組み概要
(1) 景観づくり市民活動の推進	
○市民主体の景観づくり活動の支援	市民主体の景観づくり活動の認定、支援
○「景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり	推進員の登録、協働による景観づくりの実施
(2) 事業者との協働による景観づくり	
○届出制度などによる景観づくり	届出制度、景観アドバイザー制度の運用
○屋外広告物を含めた景観づくり	屋外広告物条例、屋外広告物ガイドラインの運用
(3) 公共事業による景観づくり	
○町田市公共事業景観形成指針の運用	公共事業景観形成指針の運用
○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進	多摩都市モノレール延伸の進捗状況に応じた、景観づくりの検討
(4) 官民連携による景観づくり	官民連携による景観づくりの推進
(5) その他の景観づくりの推進	
○市公式ホームページやSNSを活用した情報発信	定期的な情報発信
○景観づくり講演会やワークショップなどの実施	講演会の定期的な実施
○景観賞の実施	景観賞の実施

■評価・検証のスケジュール



參考資料編

1 計画策定時（2006～2009年）の検討経過

(1) 計画策定に向けた取り組みの経過

	市民・事業者の参加による取り組み	市の取り組み
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ●町田市景観まちづくり講座の開催（計6回） 	
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ●景観市民調査会の開催（計8回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●町田市景観懇談会の開催（計8回） ●町田市景観形成庁内連絡会（計5回）及び作業部会の開催（計10回）
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ●「町田市の景観に関する市民意識調査」の実施 ●「（仮称）町田市景観条例(案)の考え方」パブリックコメントの実施 ●街づくりフォーラムの開催 	
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ●町田市景観色彩ワークショップの実施及び報告会の開催 ●「（仮称）町田市景観計画（素案）」パブリックコメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●町田市景観審議会の開催 ●町田市景観条例公布・一部施行 ●都知事から景観行政団体の同意を受け景観行政団体となる ●町田市景観計画の策定

1) 景観市民調査会の検討経過

年度	主な内容	日時・場所
2007 年度	第1回 景観市民調査会 「町田の景観づくりをはじめよう！」 主な内容：グループごとに自己紹介	2007年（平成19年）9月2日（日） 9：30～12：00 健康福祉会館4階講習室
	第2回 景観市民調査会 「まち歩きを準備しよう！」 主な内容：まち歩きに向けた準備、まち歩きのルートを決めて、役割分担	2007年（平成19年）10月21日（日） 9：30～12：00 健康福祉会館4階講習室 他
	まち歩き 「まちに出て、景観の魅力・課題を発見」 主な内容：11ルートに分かれて、町田市の景観の魅力・課題を市民自ら発見	2007年（平成19年）11月4日（日） 午前・午後 各グループで現地調査
	第3回 景観市民調査会 「まち歩きの整理、提案に向けた検討」 主な内容：まち歩きマップの作成	2007年（平成19年）12月15日（土） 13：30～16：00 健康福祉会館4階講習室 他
	『街づくりフォーラム ～みんなで作ろうまちだの景観～』 ※会場で、景観市民調査会の検討状況をまち歩きマップにより展示	2008年（平成20年）1月20日（日） 13：00～16：30 町田市民フォーラム 3階展示・情報コーナー
	第4回 景観市民調査会 「今年度の活動のまとめ」 主な内容：まち歩きマップを示しながら、町田市の景観づくりに関する提案を発表	2008年（平成20年）2月9日（土） 13：30～16：00 健康福祉会館4階講習室 他
2008 年度	第5回 景観市民調査会 「市民が取り組む景観づくり」 主な内容：今年度の進め方、事例の紹介、グループ討議（今年度の景観づくり活動のテーマについて）	2008年（平成20年）5月17日（土） 13：30～ 健康福祉会館4階講習室 他
	第6回 景観市民調査会 「景観づくりを学ぼう」 主な内容：景観づくり勉強会、グループ討議（今年度の景観づくり活動のテーマについて・景観づくり活動のアイデアについて）	2008年（平成20年）7月6日（日） 13：30～ 健康福祉会館4階講習室 他
	第7回 景観市民調査会 「景観づくりを考えよう」 主な内容：グループ討議（景観づくり活動のアイデアについて）	2008年（平成20年）9月13日（土） 13：30～ 健康福祉会館4階講習室 他
	第8回 景観市民調査会 「提案のまとめ」 主な内容：グループ討議（提案内容の検討について）、提案発表	2008年（平成20年）10月25日（土） 13：30～ 健康福祉会館4階講習室 他
	『街づくりフォーラム ～みんなで作ってようまちだの景観～』 主な内容：提案発表、提案内容のパネル展示	2008年（平成20年）11月22日（土） 12：00～17：00 町田市民フォーラム 3階ホール、展示・情報コーナー

2) 町田市景観懇談会の検討経過

年度	主な内容	日時・場所
2007 年度	第 1 回 町田市景観懇談会 ○検討の進め方および今後の検討テーマについて ○景観形成に関する取り組みの経過および町田市の景観特性について	2007年（平成19年）11月29日（木） 13：45～15：30 町田市役所本庁舎 地下特別会議室（大）
	第 2 回 町田市景観懇談会 ○町田市の景観の特性と課題について ○町田市の景観づくりへの取り組み方について ○町田市の景観づくり施策の構成と考え方について	2008年（平成20年）1月31日（木） 10：00～11：40 町田市役所本庁舎 地下特別会議室（小）
	第 3 回 町田市景観懇談会 ○景観市民調査会等の取り組みの報告 ○（仮称）町田市景観計画の構成のたたき台について ○景観づくりのケーススタディ	2008年（平成20年）2月26日（火） 13：30～15：30 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室
2008 年度	第 4 回 町田市景観懇談会 ○（仮称）町田市景観計画の施策展開のポイント ○景観法にもとづく誘導の方向性 （ゾーン・エリアの考え方、ケーススタディ）	2008年（平成20年）5月19日（月） 15：00～17：00 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室
	第 5 回 町田市景観懇談会 ○（仮称）町田市景観計画の概要について ○（仮称）町田市景観条例の構成について	2008年（平成20年）7月24日（木） 15：00～17：30 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室
	第 6 回 町田市景観懇談会 ○（仮称）町田市景観条例」案の考え方について ○（仮称）町田市景観計画の概要について	2008年（平成20年）8月29日（金） 15：00～17：00 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室
	第 7 回 町田市景観懇談会 ○事務局報告 ○（仮称）町田市景観計画（素案）検討中の内容について	2008年（平成20年）11月27日（木） 15：00～17：00 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室
	第 8 回 町田市景観懇談会 ○事務局報告 ○提言書（案）について	2009年（平成21年）2月6日（金） 15：00～17：00 町田市役所中町第三庁舎3階第三会議室

3) 町田市景観審議会の審議経過

年度	主な内容	日時・場所
2009 年度	第1回 町田市景観審議会 ○（仮称）町田市景観計画（素案）について	2009年（平成21年）8月7日（金） 9：30～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第2回 町田市景観審議会 ○（仮称）町田市景観計画（素案）について	2009年（平成21年）8月31日（月） 14：00～15：30 町田市役所中町第三庁舎 1階会議室
	第3回 町田市景観審議会 ○町田市景観計画（案）について	2009年（平成21年）11月6日（金） 10：00～12：30 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室

4) 町田市景観形成庁内連絡会・作業部会の検討経過

年度	主な内容	日時・場所
2007 年度	第 1 回 町田市景観形成庁内連絡会 ○（仮称）町田市景観計画策定検討の進め方について	2007年（平成19年）8月3日（金） 10：00～11：30 市長公室
	第 1 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○（仮称）町田市景観計画策定検討の進め方について	2007年（平成19年）8月28日（火） 15：00～17：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 2 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○町田市の景観形成上の課題・問題点の抽出	2007年（平成19年）10月11日（木） 9：30～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 3 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○町田市の景観形成上の課題・問題点の抽出 ○景観形成上の課題・問題点を改善するための望ましい対応方向、対応手法を検討	2007年（平成19年）11月20日（火） 9：30～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 4 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○景観形成上の課題・問題点を改善するための望ましい対応方向、対応手法を検討 ○町田市の景観づくりの基本理念等に関する意見	2007年（平成19年）12月20日（木） 13：30～16：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 5 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○景観づくりの方向性を実現するために活用可能な具体的な制度・事業などの検討 ○町田市景観懇談会での検討内容の共有	2008年（平成20年）2月19日（火） 9：30～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 2 回 町田市景観形成庁内連絡会 ○今年度の検討のまとめ ○景観形成に向けた検討スケジュール（案）	2008年（平成20年）3月14日（金） 13：30～15：00 市長公室
2008 年度	第 3 回 町田市景観形成庁内連絡会 ○各検討組織の取り組み状況について ○市民意識調査の実施について	2008年（平成20年）5月27日（火） 13：30～14：30 市長公室
	第 6 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○景観法にもとづく誘導の方向性について ○施策展開のポイントについて	2008年（平成20年）6月13日（金） 10：00～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 7 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○景観づくりの考え方について ○ゾーン・エリアの考え方の修正案について ○公共施設整備の誘導方法について	2008年（平成20年）7月10日（木） 9：30～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室

2008 年度	第 8 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○（仮称）町田市景観計画の概要について ○施策の展開について ○公共施設整備の誘導方法について	2008年（平成20年）8月7日（木） 13：30～16：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第 4 回 町田市景観形成庁内連絡会 ○（仮称）町田市景観条例の考え方について ○（仮称）町田市景観計画の概要について ○市民意識調査の実施概要について	2008年（平成20年）8月19日（火） 13：30～14：30 町田市役所本庁舎 5階議場ロビー
	第 9 回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○基本目標、重点目標、個別目標について ○実現手法、成果指標、目標水準について	2008年（平成20年）11月17日（月） 10：00～12：00 町田市役所中町第三庁舎 3階第三会議室
	第10回 町田市景観形成庁内連絡会（作業部会） ○基本目標・重点目標・個別目標について ○成果指標と目標水準について ○届出に基づく建築物等の誘導について	2008年（平成20年）12月12日（金） 9：30～12：00 町田市役所森野分庁舎 2階第2・3会議室
	第 5 回 町田市景観形成庁内連絡会 ○町田市景観懇談会の提言書（案）の内容について ○来年度のスケジュール等について	2009年（平成21年）2月24日（火） 11：00～12：00 市長公室

(2) 検討体制

1) 景観市民調査会

活動期間 2007年9月2日から2008年11月22日

参加者 市民54名(公募による)

2) 町田市景観懇談会 委員名簿 (敬称略)

委嘱期間 2007年11月29日から2009年3月31日

区分	No.	氏名	所属等 (2009年度時点)
学識経験者	1	座長 中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	2	副座長 鈴木 伸治	横浜市立大学国際総合科学部准教授
	3	田口 敦子	多摩美術大学美術学部教授
	4	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部准教授
	5	名和田 是彦	法政大学法学部教授
市内関係団体の代表	6	矢沢 正	町田市農業協同組合 常務理事
	7	三ノ輪 利郎	町田商工会議所 常議員
	8	大滝 睦男	社団法人 東京都宅地建物取引業協会町田支部副支部長
	9	山本 豊博	社団法人 東京都建築士事務所協会町田支部副支部長
	10	杉田 正宏	町田市町内会・自治会連合会 副会長
	11	瓜生 ふみ子	まちだNPO 法人連合会 会長
	12	岡部 勝美	町田市視覚障害者協会 婦人部長
13	安井 順一 (第1～4回)	東京都市整備局都市景観担当部長	
	町田 修二 (第5～8回)		

3) 町田市景観審議会 委員名簿 (敬称略)

委嘱期間 2009年8月1日から2011年7月31日

区分	No.	氏名	所属等 (2011年度時点)
学識経験者	1	会長 鈴木 伸治	横浜市立大学国際総合科学部准教授
	2	職務代理 田口 敦子	多摩美術大学美術学部教授
	3	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	4	名和田 是彦	法政大学法学部教授
	5	池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 上席主任研究員
	6	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科准教授
市内関係団体の代表	7	矢沢 正	町田市農業協同組合 常務理事
	8	岡 資治	町田商工会議所 常議員 (町田支部長)
	9	角田 憲一	社団法人 東京都建築士事務所協会町田支部 副支部長
	10	粕谷 羊三	町田市町内会自治会連合会 副会長
	11	田代 雅司	社団法人 全日本不動産協会東京都本部町田支部 副支部長
市民	12	山下 邦博	
	13	大沼 徹	

4) 町田市景観形成庁内連絡会・作業部会（2007年度）

No.	部課名等（2007年度時点）		備考
区分	庁内連絡会	作業部会	
1	都市計画部担当副市長	—	
2	企画部長	企画調整課	
3	企画部新庁舎担当部長	企画調整課新庁舎担当	
4	総務部長	営繕課	
5	市民部生活文化担当部長	市民活動振興課	
6	環境・産業部長	公園緑地課	
		産業観光課	
7	環境・産業部農業振興担当部長	農業振興課	
8	環境・産業部北部丘陵担当部長	北部丘陵整備課	
9	建設部長	建設総務課	
		道路管理課	
		道路整備課	
10	都市計画部長	都市計画課	事務局
		建築指導課	
		開発指導課	
11	下水道部長	工務課	
12	教育委員会事務局生涯学習部長	社会教育課	

5) 町田市景観形成庁内連絡会・作業部会（2008年度）

No.	部課名等（2008年度時点）		備考
区分	庁内連絡会	作業部会	
1	都市づくり部担当副市長	—	
2	政策経営部長	企画調整課	
3	政策経営部新庁舎担当部長	新庁舎建設課	
4	財務部長	営繕課	
5	市民部長	市民協働推進課	
6	地域福祉部長	福祉総務課	
7	経済観光部長	産業観光課	
		農業振興課	
8	経済観光部北部丘陵担当部長	北部丘陵整備課	
9	環境資源部長	環境保全課	
10	建設部長	建設総務課	
		道路管理課	
		道路整備課	
11	都市づくり部長	都市計画課	
		まちづくり推進課	事務局
		公園緑地課	
12	都市づくり部開発調整担当部長	開発指導課	
		建築指導課	
13	上下水道部長	工務課	
14	教育委員会事務局生涯学習部長	生涯学習課	

2 計画改定時（2022～2024年）の検討経過

(1) 計画改定に向けた取り組みの経過

時期	内容	
2022年3月	町田市景観審議会 (4回)	町田市景観審議会専門部会 (景観施策あり方検討委員会) (3回)
2022年10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「町田市の景観施策のあり方について」の検討 	町田市景観審議会専門部会 (景観施策あり方検討委員会) (3回)
		町田市景観審議会専門部会 (景観施策検討委員会) (5回)
2023年5月15日 から6月2日		<ul style="list-style-type: none"> ● 「町田市が今後とるべき景観施策について」の検討
2023年9月		<ul style="list-style-type: none"> ● 「これからの町田市の景観づくりについて」市民意見募集の実施
2023年9月15日 から10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施 	
2024年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「町田市景観計画」改定 	

1) 町田市景観審議会の開催経過

年度	主な内容	日時・場所
2021年度	第35回 町田市景観審議会 ○町田市の景観施策のあり方について	2022年3月8日（火） 13：30～16：00 町田市役所3階3-1会議室
2022年度	第36回 町田市景観審議会 ○町田市の景観施策のあり方について ○町田市が今後とるべき景観施策について	2022年10月14日（金） 9：30～11：30 町田市役所3階3-1会議室
	第37回 町田市景観審議会 ○町田市が今後とるべき景観施策について（中間報告）	2023年3月31日（金） 10：00～12：00 町田市役所2階2-2会議室
2023年度	第38回 町田市景観審議会 ○町田市が今後とるべき景観施策について	2023年8月16日（水） 9：30～11：30 町田市役所3階3-1会議室

2) 町田市景観施策あり方検討委員会（町田市景観審議会専門部会）の検討経過

年度	主な内容	日時・場所
2022年度	第1回 町田市景観審議会専門部会 ○「町田市景観計画」見直しの視点 ○景観施策の具体的な取組み案	2022年6月15日（水） 9：30～11：00 町田市役所5階5-3会議室
	第2回 町田市景観審議会専門部会 ○町田市の景観施策のあり方について ○各委員からの提案・発表	2022年7月20日（水） 15：00～16：30 町田市役所2階2-3会議室
	第3回 町田市景観審議会専門部会 ○今後の景観施策のあり方について 答申案の取りまとめ	2022年9月28日（水） 13：30～15：00 リモート会議 (町田市役所2階2-3会議室)

3) 町田市景観施策検討委員会（町田市景観審議会専門部会）の検討経過

年度	主な内容	日時・場所
2022 年度	第1回 町田市景観審議会専門部会 ○町田市景観計画の見直しの考え方 ○町田市の特性を踏まえた屋外広告物による景観づくりの検討	2022年11月17日（木） 14：30～16：00 政策会議室（町田市役所4階）
	第2回 町田市景観審議会専門部会 ○前回審議結果の振り返り（町田市景観計画第4章「届出制度による景観づくり」について） ○町田市景観計画第5章「景観法に基づくその他の方針等」の見直しの考え方 ○町田市の地域特性に応じた屋外広告物の許可基準の設定	2022年12月22日（木） 10：00～12：00 3-1会議室（町田市役所3階）
	第3回 町田市景観審議会専門部会 ○前回審議結果の振り返り（町田市景観計画第4章「届出制度による景観づくり」について） （町田市景観計画第5章「景観法に基づくその他の方針等」について） ○町田市景観計画第6章「計画の推進・管理」の見直しの考え方 ○町田市の地域特性に応じた屋外広告物の許可基準の設定	2023年2月20日（月） 14：00～16：00 3-2会議室（町田市役所3階）
2023 年度	第4回 町田市景観審議会専門部会 ○町田市景観計画の改定素案について ○町田市景観条例の改正素案について ○（仮称）町田市屋外広告物条例の素案について	2023年6月21日（水） 10：00～12：00 3-1会議室（町田市役所3階）
	第5回 町田市景観審議会専門部会 ○町田市景観計画の改定素案について ○町田市景観条例の改正素案について ○（仮称）町田市屋外広告物条例の素案について	2023年7月25日（火） 14：00～16：00 3-1会議室（町田市役所3階）

(2) 検討体制

1) 町田市景観審議会

No	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	二井 昭佳	国士舘大学 理工学部 まちづくり学系 教授
2		入江 彰昭	東京農業大学 地域環境科学部 地域創生科学科 教授
3		中島 直人	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
4		渕元 初姫	法政大学大学院 公共政策研究科 教授
5		野間田 佑也	多摩美術大学 美術学部 統合デザイン学科 准教授
6		加藤 幸枝	有限会社クリマ 代表取締役
7	市内関係団体の代表	小峰 光正 (35～37回)	町田市農業協同組合 常務理事
		細野 雄次 (38回)	
8		大塚 信彰	町田商工会議所 副会頭
9		植木 宗徳	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部 副支部長
10		高橋 清人 (35～37回)	町田市町内会・自治会連合会 副会長
		川畑 一隆 (38回)	
11	前田 純 (35～37回)	公益社団法人 全日本不動産協会東京本部 町田支部 教育研修委員長	
	若目田 圭司 (38回)		
12	町田市民	北村 誠	
13		山崎 浩子 (35～37回)	
		椿 美智博 (38回)	

2) 町田市景観施策あり方検討委員会（町田市景観審議会専門部会）

No	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	中島 直人	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
2		加藤 幸枝	有限会社クリマ 代表取締役
3		名和田 是彦	法政大学法学部 教授

3) 町田市景観施策検討委員会（町田市景観審議会専門部会）

No	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	中島 直人	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
2		加藤 幸枝	有限会社クリマ 代表取締役
3		名和田 是彦	法政大学法学部 教授
4	市内関係団体の代表	小峰 光正	町田市農業協同組合 常務理事
5		大塚 信彰	町田商工会議所 副会頭
6		植木 宗徳	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
7		高橋 清人	町田市町内会・自治会連合会 会長
8		前田 純	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 町田支部 相談委員長
	オブザーバー	深尾 彰紀 (1～3回)	東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課（景観担当）
		吉丸 善博 (4～5回)	
		森澤 直毅 (1～3回)	東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課（屋外広告物担当）
		長谷 和美 (4～5回)	

町田市景観計画

発行年月 2024年3月
発行者 町田市
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
電話 042-724-4267
刊行物番号 23-82
編集 町田市都市づくり部地区街づくり課
印刷 八昭印刷株式会社

